

ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果（平成25年度）（案）に対する意見及びその考え方

総論

意 見	考 え 方
<p>意見1 固定通信市場のオープン化やモバイル市場の競争促進を含む情報通信分野における競争政策について、今後の制度見直し等に向けた検討課題の洗い出し並びに議論が行われることは歓迎。</p>	<p>考え方1</p>
<p>■ 当社は、昨年3月からLTE/3Gのデータ通信サービスを、同年4月から「NURO（ニューロ）」のサービス名で主に個人宅向けのFTTHサービスを開始し、ほぼ当初に見込んだ通りの事業展開をすることができました。これは、事業参入に際してあらかじめ必要な各種の制度や手続きが定められていたことから、それらが有効に機能した結果であると考えております。</p> <p>このように当社といたしましては、現在法令等で定められている指定電気通信設備制度や禁止行為規制等を含むさまざまな制度につきましては、新たな事業参入を促し、競争環境の公正、公平さを担保する最低限の制度として、引き続き維持されるべきものと考えております。</p> <p>加えて、競争環境等の整備については、制度的な課題、競争促進のための課題等が未だ存在していることも事実であり、固定通信市場のオープン化やモバイル市場の競争促進を含む情報通信分野における競争政策について、今後の制度見直し等に向けた検討課題の洗い出しならびに議論が行われていくことは、既参入事業者および新規参入を目指す事業者にとりまして好ましいことであると当社は考えております。</p> <p>本検証結果案を踏まえつつ、今後見込まれている電気通信事業法、日本電信電話株式会社等に関する法律等の改正に向け、より公正、公平な競争環境が整備されますよう、関係各方面において活発な議論がなされることを期待するとともに、当社においても必要に応じてそれらの議論に参画し、協力して参る所存であります。</p> <p>（ソネット）</p>	<p>■ 「競争政策の見直し」については、「日本再興戦略」（平成25年6月閣議決定）において、「情報通信分野における競争政策についての検証プロセスを本年夏から開始し、今年度中に検討課題を洗い出す。この結果を踏まえ、電気通信事業法等の具体的な制度見直し等の方向性について、来年中に結論を得る」とこととされているところである。</p> <p>これを受け、総務省では、当該検証プロセスの一環として、昨年7月より、平成25年度の「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」（以下「公正競争レビュー制度」という。）を運用するとともに、本年2月3日に「2020年代に向けた情報通信政策の在り方―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―」について、情報通信審議会に諮問したところであり、これらを踏まえた上で、具体的な制度見直し等の方向性について、本年中に結論を得る予定である。</p>
<p>意見2 NTTグループは、依然として圧倒的な市場支配力を有しているため、「競争政策の見直し」に当たって十分に考慮すべき。</p>	<p>考え方2</p>
<p>■ 政府の成長戦略である「日本再興戦略」※1（平成25年6月閣議決定）においては、「料金低廉化・サービス多様化のための競争政策の見直し」として、「NGN（Next Generation Network）のオープン化やモバイル市場の競争促進を含めた情報通信分野における競争政策についての検証」が必要とされています。</p> <p>本検証は、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関するガイドライン」（平成24年5月 総務省）にも記載されているとおり、ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度（以下、「本制度」とします。）として、「2015年頃を目途</p>	<p>■ 公正競争レビュー制度においても、NTTグループの市場支配力や連携強化等を踏まえた検証を実施しているところであり、「競争政策の見直し」において、公正競争レビュー制度の検証結果により得られた知見等を活用しつつ検討を行い、具体的な制度見直し等の方向性について結論を得ることとしている。当該「競争政策の見直し」において、既存の市場構造や考え方</p>

に全世帯でのブロードバンドの利用」を達成するため、ブロードバンドの普及に係る指標の達成度合いや公正競争要件の遵守状況等について総合的に検証するものであると認識しています。具体的には、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」合同部会の最終取りまとめを基に平成23年に法令等が整備されましたが、当該法令等に定められた措置について、毎年度の継続的なチェックを行い、制度整備の実施後3年を目途に、その有効性及び適正性について包括的な検証を行うとしています。

従って、「2014年を目途として実施する「競争政策の見直し」」（以下、「競争政策の見直し」とします。）にあたっては、各種定量的な指標での状況分析に加え、これまでの施策（NTT東西に係る「機能分離」の実施や子会社等との一体経営への対応等を含む）が固定・移動体通信市場に対し、それぞれどのような効果を与えたかという観点から、今後の新たな対応について、十分に検討を重ねる必要があります。

なお、NTTグループは、営業収益10兆円を超える巨大企業グループであり、情報通信市場または関連市場において有力な地位を占めています。これらの会社が益々連携を強化することになれば、通信市場だけではなく、日本経済全体に大きな影響を与えることが懸念されるため、「競争政策の見直し」にあたっては、こうしたNTTグループの強大な市場支配力を十分に考慮すべきです。

次頁以降、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果（平成25年度）（案）（以下、「本検証結果（案）」とします。）に対する弊社共の個別意見を述べさせていただきます。

※1 日本再興戦略（平成25年6月）[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou\\_jpn.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou_jpn.pdf)  
（ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）

■ 技術革新のスピードが速い情報通信分野では、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、通信ネットワークインフラは、文字通り国民生活や経済成長の基盤としての重要な役割を担ってきました。

今後は、さらにスマートフォンやウェアラブル等、端末・デバイスの多様化が進み、モジュールがあらゆるシーン、製品に組み込まれ、M2Mやセキュリティ、家電といった他の分野とICTが連携・協業し、これまでにはない新しいコミュニケーションスタイルや社会環境が創造される時代となることが想定されます。

このような時代を迎えるにあたっては、事業者の創意工夫を阻む壁を取り除いていくことが重要であり、例えば医療や教育、行政等、様々な分野において規制改革を実行していくことが必要と考えます。そうすることで、イノベーションを喚起し、消費者の潜在的需要を掘り起こし、新しい市場が形成されていくと考えます。

電気通信分野においても日本経済の更なる成長、国民利便の更なる向上に向け、現在の市場環境を踏まえつつ、将来の国民生活や産業活性化を見据えた公正競争ルールを整備していくこ

を前提とした競争ルールに制度的な課題が認められる場合には、必要に応じ、競争ルール全体の見直し等についても検討することとしているところであり、情報通信審議会に諮問した「2020年代に向けた情報通信政策の在り方―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―」においては、必要に応じ、これを踏まえた検討が行われるものと考えられる。

<p>とが必要と考えます。現在、「日本再興戦略」において、世界最高レベルのインフラの整備が掲げられたところですが、それを実現するにあたっては、電気通信事業法の目的である「公正な競争を促進することにより、国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進すること」を踏まえ、中長期的に持続可能な設備競争を通じ、世界との調和のとれた形で、インフラの強靱化やサービスの高度化を図っていくことが重要と考えます。新しい時代になっても、その重要性に変化はなく、公正競争環境の下、多様な事業者によりお客様に低廉な料金と革新的なサービスといった「利益」が国民に還元されることが必要と考えます。</p> <p>現状の市場環境に目を向けると、スマートフォンの急激な普及に伴い、サービス利用面でもSNSベースのコミュニケーション、多彩なアプリといった大きな変化が見られ、OTTと呼ばれる上位レイヤーのプレイヤーの存在感が増しています。一方、トラヒック面からみれば、ネット上のリッチコンテンツ化に伴い、モバイルインターネットを中心にトラヒック急増の問題に直面しております。これは、単にインフラの重要性が固定からモバイルに移行したのではなく、モバイルキャリアの基地局整備・増強の観点や、各家庭でのモバイルトラヒックのオフロード対策の観点で、固定ブロードバンドアクセスの重要性も一層高まっています。上位レイヤーでのサービスを支えるこうしたインフラ面でのボトルネック性や、ネットワークサービス面での市場支配力は、固定・移動ともに新たな時代においても市場の活性化を大きく左右する要因となります。実際、固定通信分野では、NTT東・西が、モバイル分野ではNTTドコモが、両市場におけるドミナント事業者としてそれぞれ高いシェア（FTTH市場におけるNTT東・西契約者数シェア：71.7%、モバイル市場におけるNTTドコモの契約者数シェア：44.3%（「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成25年度第2四半期（9月末）」））を占め、依然として旧国営のNTTグループが圧倒的な市場支配力を有し続けている状況に変わりがないことを示していると考えます。</p> <p>接続ルールや禁止行為規制等の非対象規制は、通信自由化以降、総務省殿の不断の取り組みにより整備され、相当程度の効果を上げてきました。一方で、NTT再編成（分離・分割）が当時の持株体制導入によって徹底されなかったことによる競争阻害の弊害を除去する必要性は現在に至っても差し迫った問題として残っており、禁止行為規制をはじめとする公正競争ルールは、NTTがグループ内外で様々な形で連携強化を進めている現在、その重要性はむしろ増していると考えます。不当な差別的取扱いを防止するといった現行ルールの枠内で、既にNTTはグループ全体で総力を挙げ活動領域を拡大しつつある現状を踏まえた上で、上記のような電気通信事業法の目的や禁止行為規制等の非対称規制導入の意義を形骸化させることのないよう、競争政策見直しの検討を進めて頂きたいと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	
<p>意見3 「競争政策の見直し」の検討においては、情報通信市場全体を俯瞰した検証を行い、実態にそぐわない規制は見直し又は撤廃すべき。</p>	<p>考え方3</p>
<p>■ 先般の当社意見で述べてきたとおり、情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、移動通信の超高速ブロードバンド化の進展、FMC市場の拡大、グローバルプレーヤーに</p>	<p>■ 考え方2のとおり。</p>

よる端末やコンテンツ・アプリケーションと通信との一体的なサービス提供といった市場環境・競争環境のパラダイムシフトが進んでいます。

こうした市場環境の変化の中で、ユーザは、「固定／移動」、「音声／データ」といった電気通信事業者が提供する従来のサービスの区分に関わらず、利用シーンに応じて様々なサービスを自由に使い分けています。その際、ユーザは多様なコンテンツ・アプリケーションや端末を先に選択した上で、それらの利用に適したネットワークを選択しており、ネットワークよりもコンテンツ・アプリケーションや端末がユーザの主要なサービス決定要因となっています。更に、こうしたユーザ動向の変化を受けて、多種多様なプレーヤーが、「固定／移動」、「音声／データ」といった従来の市場区分を超えて、様々なサービス競争を繰り広げています。

このように現在の情報通信市場は、サービスを提供する電気通信事業者が当初はNTT1社しかなく、アプリケーションも音声通信サービスしかなかった電話時代とは大きく状況が変わっています。

しかしながら、今回の検証結果（案）では、以下のとおり、従来の考え方を踏襲するだけの検証となっており、市場環境・競争環境の変化やユーザ動向の実態を踏まえた具体的なかつ十分な検証が行われていません。

（中略）

2014年を目途として実施が予定されている「競争政策の見直し」の検討においては、こうした現行の公正競争レビュー制度に係る課題を改善し、更なるブロードバンド普及促進に向け、情報通信市場全体を俯瞰した検証を行っていただきたいと考えます。その上で、現在の市場環境・競争環境に照らし、実態にそぐわない規制は見直しまたは撤廃していただき、ユーザ利便の向上と情報通信市場全体の発展に資する環境整備を行っていただきたいと考えます。

（NTT西日本）

- 先般の当社意見で述べてきたとおり、情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、移動通信の超高速ブロードバンド化の進展、FMC市場の拡大、グローバルプレーヤーによる端末やコンテンツ・アプリケーションと通信との一体的なサービス提供といった市場環境・競争環境のパラダイムシフトが進んでいます。

こうした市場環境の変化の中で、ユーザは、「固定／移動」、「音声／データ」といった電気通信事業者が提供する従来のサービスの区分に関わらず、利用シーンに応じて様々なサービスを自由に使い分けています。その際、ユーザは多様なコンテンツ・アプリケーションや端末を先に選択した上で、それらの利用に適したネットワークを選択しており、ネットワークよりもコンテンツ・アプリケーションや端末がユーザの主要なサービス決定要因となっています。更に、こうしたユーザ動向の変化を受けて、多種多様なプレーヤーが、「固定／移動」、「音声／データ」といった従来の市場区分を超えて、様々なサービス競争を繰り広げています。

このように現在の情報通信市場は、サービスを提供する電気通信事業者が当初はNTT1社しかなく、アプリケーションも音声通信サービスしかなかった電話時代とは大きく状況が変わ

<p>っています。</p> <p>しかしながら、今回の検証結果（案）では、以下のとおり、従来の考え方を踏襲するだけの検証となっており、市場環境・競争環境の変化やユーザ動向の実態を踏まえた具体的な検証が行われていません。</p> <p>（中略）</p> <p>2014年を目途として実施が予定されている「競争政策の見直し」の検討においては、こうした現行の公正競争レビュー制度に係る課題を改善し、更なるブロードバンド普及促進に向け、情報通信市場全体を俯瞰した検証を行っていただきたいと考えます。その上で、現在の市場環境・競争環境に照らし、実態にそぐわない規制は見直したまたは撤廃していただき、ユーザ利便の向上と情報通信市場全体の発展に資する環境整備を行っていただきたいと考えます。</p> <p>（NTT東日本）</p>	
--	--

## 1 ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証

### (1) ブロードバンド普及状況に関する検証

#### ア ブロードバンド基盤の整備率及び利用率に関する検証（基盤整備率、基盤利用率）

<p>意見4 多種多様なプレーヤーが従来の市場区分を超えて様々なサービス競争を繰り広げていることを踏まえ、従来の市場区分を越えた一つのブロードバンド市場として捉えた検証を行うべき。</p>	<p>考え方4</p>
<p>■ 「ブロードバンド普及状況に関する検証」の項目においては、契約数や市場シェアについて未だに移動系と固定系を分け、更に固定系の中でFTTH・DSL・CATV等のサービスに細分化した従来の市場区分を踏襲した検証結果が示されております。しかしながら、冒頭で述べたとおり、多種多様なプレーヤーが従来の市場区分を超えて、様々なサービス競争を繰り広げている中、従来の市場区分を維持したまま市場を細かく分断し、その中での電気通信事業者間だけの競争に着目するような検証は、市場環境・競争環境の変化、ユーザ動向の変化に対応できておりません。したがって、情報通信市場全体を俯瞰し、従来の市場区分を越えた一つのブロードバンド市場として捉えた検証を行うことが必要であると考えております。</p> <p>（NTT西日本）</p>	<p>■ 「ブロードバンド普及状況に関する検証」における市場区分は、電気通信事業分野における競争状況の評価2012（平成25年9月公表。以下「競争評価」という。）においても、将来的な検討の必要性は指摘しつつ、現在はサービス市場について固定・移動等を区別した市場画定を行っているところであり、現時点においては別の市場として捉えることが適当である。</p>
<p>■ 「ブロードバンド普及状況に関する検証」の項目においては、契約数や市場シェアについて未だに移動系と固定系を分け、更に固定系の中でFTTH・DSL・CATV等のサービスに細分化した従来の市場区分を踏襲した検証結果が示されております。しかしながら、冒頭で述べたとおり、多種多様なプレーヤーが従来の市場区分を超えて、様々なサービス競争を繰り広げている中、従来の市場区分を維持したまま市場を細かく分断し、その中での電気通信事業者間だけの競争に着目するような検証は、市場環境・競争環境の変化、ユーザ動向の変化に対応できておりません。したがって、情報通信市場全体を俯瞰し、従来の市場区分を越えた一つのブロードバンド市場として捉えた検証を行うことが必要であると考えております。</p>	

<p>(NTT東日本)</p> <p>意見5 移動系データ通信と固定系超高速ブロードバンドは、両者の特性の違いから、状況・用途に合わせて使い分けられており、固定・移動の需要が完全に代替するケースは一部に限られることから、基盤利用率を評価するに当たっては、それぞれの市場において個々に評価すべき。</p>	<p>考え方5</p>
<p>■ 本項目においては、基本的には数値が列挙されるに留まっているため、総務省殿においては、措置の必要性を判断することが可能なレベルまで要因分析や課題の整理等を行うことが必要と考えます。</p> <p>基盤整備率について、平成25年9月末時点で、固定系ブロードバンドサービスは、全国平均99.4%、固定系超高速ブロードバンドサービスは全国平均97.5%となっており、本検証結果(案)1(2)アに記載されている「未整備地域における基盤の整備に関する取組」等により一定の進展があったと考えます。</p> <p>一方、基盤利用率について、本検証結果(案)においては、「固定系超高速ブロードバンドサービスの基盤利用率については世帯数、移動系超高速ブロードバンドサービスの基盤利用率については人口数をベースにしているため、単純な合算は困難であるものの、超高速ブロードバンドサービス全体として、その利用が進展している」との評価を行っています。しかしながら、これは、3.9世代携帯電話の普及により移動系超高速ブロードバンドの利用者が爆発的に増加(直近1年間で約2,500万回線)したことに起因しているものです。そもそも、移動系データ通信と固定系超高速ブロードバンドは、両者の特性の違いから、状況・用途に合わせて使い分けられており、固定・移動の需要が完全に代替するケースは一部に限られることから、基盤利用率を評価するにあたっては、それぞれの市場において個々に評価すべきです。</p> <p>なお、超高速ブロードバンドの利用率向上には、「日本再興戦略」(平成25年6月閣議決定)にも記載のあるように行政サービスや医療・介護等、生活に密接な環境のICT化が有効であると考えますが、その仕組みは利用者にとって分かりやすく、使いやすいものであることが必要です。加えて、各分野におけるICT化を推進し、より大きな効果を創出するためには、共同のシステム構築や業務プロセスの統一化を図る必要があり、各ステークホルダと連携して進めること等が重要と考えます。</p> <p>※ 電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(平成25年度第2四半期(9月末))(平成25年12月13日 総務省)</p> <p><a href="http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban04_02000069.html">http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban04_02000069.html</a></p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 検証結果において基盤利用率を記載しているのは、我が国の経済的・社会的活動の重要な基盤の1つであるブロードバンドの普及に係る指標の達成度合いを検証するためであり、検証に当たっては、ブロードバンドが様々な形態で利用されている実態に応じて、固定・移動のそれぞれの利用率を検証するとともに、固定・移動を合算した利用率を検証することも有意義であると考えられる。ただし、双方のデータの特性から単純な合算は困難であることから、その旨を記載した上で、超高速ブロードバンドサービス全体の普及に係る指標についても検証しているところである。</p>
<p>意見6 固定系ブロードバンドサービスについては、その基盤利用率が未だ基盤整備率との間に大きな乖離があるため、その要因の分析、必要な見直しを実施すべき。</p> <p>■ ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度(以下、本制度)は、本制度創設以来、「2015年頃を目途に全世帯でのブロードバンドの利用」を目標に各種取組が進められ</p>	<p>考え方6</p> <p>■ 公正競争レビュー制度では、基盤利用率の状況を含むブロードバンド普及状況に関する検証等を実施して</p>

<p>てきましたが、基盤利用率は平成25年9月末の時点で固定系ブロードバンドサービスの基盤利用率が65.3%に留まっており、目標達成には程遠い状況となっております。</p> <p>この現状を踏まえ、2014年目途に実施される「競争政策の見直し」と並んで、これまでの取組にて基盤利用率が伸び悩んだ要因を「需要の掘り起こし」の観点からも分析し、検討課題の洗い出し、及び必要な見直しを実施すべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p> <p>■ 固定系ブロードバンドサービスについては、その基盤利用率が未だ基盤整備率との間に大きな乖離があり、その要因の分析及び課題（回線貸出形態・貸出条件・それらに付帯する制約条件、利用者への提供条件等）についても整理等を行うべきです。例えば、本検証結果（案）別添1「NTT東西による光ファイバ回線の貸出回線数（都道府県別）」に関しては、「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目2013（案）」（以下、「競争評価実施細目（案）」）とします。）に対する弊社共意見書でも述べさせて頂いたとおり、貸出回線数全体の数字だけでは、増加傾向を示す要因や用途の内訳等の分析には不十分です。従って、貸出回線率は勿論のこと、主たる利用用途が異なるシングルスター方式とシェアドアクセス方式ごとに区別し、また、集合住宅、戸建住宅及びビジネス利用に区別した割合を算出した上で、他事業者が、東日本電信電話株式会社（以下、「NTT東日本」とします。）殿及び西日本電信電話株式会社（以下、「NTT西日本」とします。）殿（以下、合わせて「NTT東西」とします。）からどの程度回線提供を受け、超高速ブロードバンドサービスの提供を行っているのか等の実態を把握したうえで、精緻な分析を行って頂きたいと考えます。</p> <p>また、NTT東西殿の加入光ファイバを利用したサービス競争の進展がないと明らかとなった場合、「2014年に行われる「競争政策の見直し」」において、加入光ファイバの貸出ルールを見直す等、サービス競争促進に向けた対策を確実に実施して頂きたいと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>いるが、情報通信審議会に諮問した「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」においては、必要に応じ、これを踏まえた検討が行われるものと考えられる。</p>
<p>意見7 移動体データ通信サービスについてはトラフィックが年々倍増しているため、投資インセンティブを損なわないよう検討すべき。</p>	<p>考え方7</p>
<p>■ 移動体データ通信サービスについては、既に契約数は1億4千万を超え、LTEやWiMAX、AXGP等、新しい通信方式で高速通信が実現されています。加えて、3.9世代携帯電話の契約者数※が平成25年9月末に3,200万人を突破する等、各社の熾烈な競争により、世界に類を見ないスピードで普及が進んでいます。</p> <p>その一方で、各社は年々倍増するトラフィックを処理する必要があり、通信を安定して提供するために、膨大な設備投資を行っているところです。従って、本件に係る検討を行う際は、このような日本における移動体データ通信ネットワークに関する状況を十分に踏まえ、設備投資インセンティブを損なうことのないようにすべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 御指摘のとおり、移動通信トラフィックが急増する中、通信の安定的な提供を確保するために設備投資を行うことは重要であり、電気通信事業者においては、まずは電気通信事故の防止等に向けた取組を着実に実施することが期待される。</p>

イ ブロードバンド市場環境に関する検証（契約数、提供事業者数、市場シェア、市場集中度）

<p>意見 8 F T T Hサービスは地域限定で提供する事業者も多く、利用者が選択可能な事業者数は依然として少ないため、更なる分析を行うべき。</p>	<p>考え方 8</p>
<p>(イ) 提供事業者数及び(ウ) 市場シェア</p> <p>■ 検証結果(案)によると、F T T Hサービスの提供事業者数は241社(平成25年9月末時点)との数値が示されており、「F T T Hサービスの提供事業者数は増加」しているとの評価がなされています。ところが、地方においては実際に利用者が選択できるF T T Hサービスの提供事業者数は多いとは言えず、依然としてN T T東西殿のフレッツ光サービスしか選択できないケースもあります。</p> <p>提供事業者数が増加しているにも係わらず、F T T Hサービスのシェアは依然としてN T T東西殿併せて71.7%(平成25年9月末時点)を占めている状態を考えると、提供事業者数の総数だけでなく、利用者視点に近い指標、たとえば市区町村単位で選択可能な事業者数等を分析し、地域ごとの選択肢の状況を検証すべきと考えます。</p> <p>また、採算性等の問題から事業者が自前設備の構築を行うことが難しい地域において、いわゆる自治体I R U方式を活用してサービスを提供するケースがありますが、これら自治体I R U方式を活用したサービスについても、N T T東西殿が高いシェアを維持しているものと考えられます。実際N T T東西殿は2009年時点で90の自治体にてI R Uによるサービスを提供し、さらに240の自治体でもI R U案件に取り組んでいる<sup>※1</sup>と公表していることから、現時点では少なくとも300を超える自治体で自治体I R U方式によるサービスを提供していると想定され、それらのエリアでは、独占的な提供状態となっています。</p> <p>自治体I R U方式を活用したサービスについては、九州総合通信局が行ったI C T基盤整備事業に係る補助金の交付を受けた事業の調査において、加入率が19%(九州総合通信局内の87事業平均)と全国平均50%に比べて極端に低く<sup>※2</sup>、さらにその半数以上の事業において加入率が15%以下<sup>※3</sup>となっており、環境はあるもののF T T Hサービスが利用されない状況となっています。</p> <p>一方、自治体I R U方式にて光ファイバを借り受ける際には、複数事業者でI R U契約を締結する環境が整備されていないため、先行事業者と当該自治体において契約が成立すると、後発事業者がI R Uの利用を希望しても契約に応じてもらえないケースがあります。このため、自治体I R U方式であれば複数事業者による競争が成立する可能性がある地域においても、後発事業者の参入が成されずに競争が行われていない状況にあるため、複数事業者でI R Uを利用するためのガイドラインの策定、啓発等、競争促進に資する環境整備を行うと同時に、自治体I R Uを活用したサービスの提供エリアにおける競争について、前述の総合通信局による調査のデータ等も活用しつつ、詳細に検証すべきと考えます。</p> <p>※1 P S T Nのマイグレーションについて～概括的展望～(2010年11月2日 東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社) P. 7  <a href="http://www.ntt-east.co.jp/release/1011/pdf/101102a_1.pdf">http://www.ntt-east.co.jp/release/1011/pdf/101102a_1.pdf</a></p>	<p>■ 地方におけるF T T Hサービスを含む超高速ブロードバンドの競争状況については、「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表」において都道府県単位で提供事業者数を把握しているとともに、平成25年度の競争評価における戦略的評価として、地域ブロック別の超高速ブロードバンドサービスの競争状況の分析を行うこととしているところ、当該分析の中で、自治体I R U方式を活用してサービスを提供する地域も含めた特定の地域について市区町村単位で分析することとしている。</p>



<p><a href="http://www.ntt-west.co.jp/news/1011/pdf/101102a_3.pdf">http://www.ntt-west.co.jp/news/1011/pdf/101102a_3.pdf</a></p> <p>※2 ICT交付金事業実施団体連絡協議会 配布資料（平成24年1月1日 九州総合通信局） P. 5</p> <p>※3 ICT交付金事業実施団体連絡協議会 配布資料（平成24年1月1日 九州総合通信局） 別表1 (DSL協議会)</p> <p>(イ) 提供事業者数及び(ウ) 市場シェア</p> <p>■ 本検証結果(案)によると、FTTHサービスの提供事業者数は、平成25年9月末時点で241社であり、「FTTHサービスの提供事業者数は増加」しているとの評価がなされています。しかしながら、そもそも241社の内訳としては、CATV事業者や自治体の保有するIRUによるサービス提供等、地域限定での提供を行う事業者が多数であることから、一ユーザーが選択可能な事業者数は依然として少なく、また主要事業者のシェアも大きな変動がないものと考えます。</p> <p>従って、本年度の競争評価実施細目では、「地域ブロックにおける超高速ブロードバンドサービスの競争状況の分析」が行われる予定となっていますが、実際にエンドユーザーにFTTHサービスを提供している事業者数や1ユーザーが選択可能な事業者数、料金等について、分析すべきです。また併せて、設備保有事業者と光ファイバ貸出によるFTTHサービスの提供事業者数やそのシェア比較等(例：回線借入事業者数〇社、FTTHサービスにおけるシェア〇%)も考慮に入れた検証も必要です。</p> <p>なお、241社もの提供事業者数が存在しながら、平成25年9月末において、未だNTT東西殿のシェアが71.7%あることは、NTT東西殿がいまだに圧倒的な市場支配力を有していることを示すものです。従って、本問題の要因を多角的に分析し、必要に応じ本質的な措置も検討が必要です。</p> <p>※ 電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成25年度第2四半期（9月末））（平成25年12月13日 総務省） (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見9 「競争政策の見直し」においては、FTTH等の超高速ブロードバンド契約数の増加率の鈍化傾向について要因を分析し、必要な措置を講じるべき。</p>	<p>考え方9</p>
<p>(ア) 契約数 (ウ) 市場シェア</p> <p>■ FTTHサービスの契約数は鈍化傾向にあります。NTT東西殿のFTTHの市場シェアは71.7%と未だに独占傾向にあり、なおかつ「加入光ファイバのエントリーメニュー」や「新たな光配線区画」を利用する事業者が存在しない点を踏まえれば、本制度創設以降にFTTH市場におけるサービス競争促進施策が有効に機能していないため、FTTHの普及が進んでいない可能性があると考えます。</p> <p>従って、「競争政策の見直し」においては、これまでのFTTH市場における競争政策の効</p>	<p>■ 御指摘のとおり、検証結果(案)においては、FTTHサービスの増加率については鈍化傾向にあるとしているほか、接続事業者向けの光配線区画の導入に向けたトライアルについて、「平成25年11月時点で当該トライアルに参加しているのはNTT東日本エリアにおける1者のみ」、エントリーメニューについて、「平成25年11月時点においては、エントリー</p>

<p>果や課題等について分析し、必要な措置を講じる必要があると考えます。 (イー・アクセス)</p> <p>(ア) 契約数</p> <p>■ 本項目においては、「超高速ブロードバンドへの移行を伴う普及が一定程度進んでいるものの、増加率については鈍化傾向」との評価がなされていますが、1(1)アにて記載したとおり、固定系超高速ブロードバンドサービスについては、「増加率について鈍化傾向」となっている要因の分析及び課題(回線貸出形態・貸出条件・それらに付帯する制約条件、利用者への提供条件等)を整理したうえで、課題解決に向けた措置を確実に実施して頂きたいと考えます。</p> <p>移動系超高速ブロードバンドサービスについては、上述のとおり、堅調に推移しており、検討はこうした各社の状況を踏まえて行うべきです。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>メニューの利用事業者は無い状況」であるとしているところである。</p> <p>公正競争レビュー制度では、これらを含む関係主体の取組に関する検証等を実施しているが、情報通信審議会に諮問した「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」においては、必要に応じ、これを踏まえた検討が行われるものと考えられる。</p>
<p>意見10 競争評価の戦略的評価として「企業グループにおける連携サービスの競争環境への影響分析」を行うことに賛同する。</p>	<p>考え方10</p>
<p>(キ) 競争評価の見直し『平成25年度の競争評価においては、定点的評価は平成23年度の競争評価の枠組みを原則として維持しつつ、移動系データ通信市場において、事業者間取引に関するデータを分析指標に加えるほか、固定系データ通信市場において、移動系データ通信による固定ブロードバンドの代替性を評価に当たっての勘案要素とする等、基本データの整理・拡充を図ることとしている。また、戦略的評価として、①企業グループにおける連携サービスの競争環境への影響分析、②地域ブロック別の超高速ブロードバンドサービスの競争状況の分析、③固定ブロードバンド・モバイルインターネットの上流サービスの利用分析をテーマとすることとしている。』</p> <p>■ 競争評価の戦略的評価として「企業グループにおける連携サービスの競争環境への影響分析」を行うことに賛同いたします。</p> <p>「検証結果(案)」P8にありますように、ブロードバンド市場の現状は、FTTH、ADSL、CATVインターネットを合わせた固定系ブロードバンド(以下、固定BB)サービスが約3千5百万契約であるのに対して、移動体データ通信(以下、モバイルBB)サービスは約1億4千7百万契約と前者の4倍以上の規模になっています。</p> <p>これまではモバイルBBと固定BBの間では通信速度に大きな差がありましたが、LTEを始めとするモバイルBBの高速化が進んだ結果、超高速データ通信としては固定BBと遜色のない速度に達しつつあります。</p> <p>更に、モバイルBBには場所を選ばずに利用できるモバイルの強みがありますので、スマートフォンやタブレット端末を利用しているインターネット利用が拡大しており、若者層を中心に固定BBを選択せず、あるいは固定BB契約を解約してモバイルBB契約に切替える動きが多くなっています。</p>	<p>■ 平成25年度の競争評価に対する賛成の御意見として承る。</p>

<p>こうした状況を背景として、料金やサービススペックについてはモバイルBBサービスの内容が固定BBのあり方に大きな影響を及ぼすようになってきている一方、ブロードバンドインターネットにおいてはモバイルBBや固定BBという枠を超えて、一つのブロードバンド市場としてユーザ獲得にしのぎを削る状況になってきており、その流れは今後ますます強まることが予想されるところです。</p> <p>このように電気通信市場の状況が変わってきたことを踏まえると、平成25年度の競争評価において「固定系データ通信市場において、移動系データ通信による固定ブロードバンドの代替性を評価に当たったの勘案要素としたこと」や、「企業グループにおける連携サービスの競争環境への影響分析」などの戦略的評価がテーマとされることなど、新たな観点をもって競争状況の分析が行われることは、今後の固定BB、モバイルBBの両市場にまたがる健全な競争状況を担保する規制のあり方を考えるうえで、たいへん重要なことと考えます。</p> <p>(S T N e t)</p>	
<p>意見11 市場シェアで記載している企業グループの範囲には違和感があり、原則全て個社毎で表記すべき。また、移動体データ通信サービスの市場シェアについても、携帯電話、PHS、BWAのサービス毎に表記すべき。</p>	<p>考え方11</p>
<p>(ウ) 市場シェア</p> <p>■ 検証結果(案)における市場シェア(平成25年9月末)については、NTT東西は個社毎、ケイオプティコム、九州通信ネットワークはその他電力系から切り離して表記されているのに対し、KDDI、ソフトバンクは、資本関係を有する事業者をグループとして位置付けを行った表記となっております。</p> <p>このように、サービス提供形態、及び料金形態が異なるにも関わらず、各社の市場シェアを恣意的にグループとして集約した場合、本制度、及び「競争政策の見直し」の検証スキームにおいて透明性や公正性が確保されないことが懸念されるため、市場シェアは原則全て個社毎で表記すべきと考えます。</p> <p>また、固定系ブロードバンドサービスではサービス毎(FTTH、ADSL、CATV)に表記されているのに対し、移動体データ通信サービスについては、携帯電話、PHS、BWAの各サービスをまとめた市場シェアを算定しております。</p> <p>このように、固定とモバイル市場にて恣意的に異なる方法で市場シェアを表記した場合も、上記同様の懸念が生ずるため、市場シェアは一律サービス毎に表記すべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p> <p>■ 移動体データ通信サービスにおける提供事業者数については、「地域WiMAX 事業者を除くと8者となっております、これら8者は3グループに集約されている」との評価がなされています。本年度の競争評価実施細目(案)に対する弊社共意見書でも述べさせて頂いたとおり、弊社共の場合は、2014年3月期より国際会計基準(IFRS)に基づく連結貸借対照表において、Wireless City Planning株式会社殿及びイー・アクセス株式会</p>	<p>■ 検証結果(案)のとおり、市場シェアの計算に当たっては、競争評価及び「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表」における記述を踏まえ、企業グループ等を考慮した計算を行っているところであるが、個社毎のシェアについても脚注等に記載しており、移動体データ通信サービスに関しても、サービス毎のシェアが把握可能となっているところである。</p> <p>なお、競争評価及び「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表」では、関係法令等の企業集団の整理方法等を参考にしつつ、各事業者間の資本、人事、取引等の関係を勘案した範囲を同一の企業グループとして市場シェアの算定をしたところである。</p>

社殿を連結子会社としていますが、両社の株式を取得する際には、関係機関の指導に従い、種々の法規制や手続を適切に遵守した上で、各社が独立性を担保する形で契約を締結しています。また、実際の事業活動においても、各社独立したサービスを提供し、個別の企業努力により顧客獲得に努めているところです。従って、市場の競争状況の分析においては、基本的には各事業者を個別の事業体として検討すべきです。

また、何らかの基準を設け、企業グループの範囲を定義する際は、各グループが採用している会計基準が異なること等によって、グループ間で条件に差異が生じることのないよう、同一基準を用いて定義する必要があると考えます。なお、移動体データ通信サービス市場におけるシェアについては、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下、「NTTドコモ」とします。）殿が平成25年9月末において44.3%※であり、未だ大きな市場支配力を有しています。従って、引き続き禁止行為規制の対象とすべきです。

（ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）

#### <イ. ブロードバンド市場環境に関する検証 (ウ) 市場シェア>

##### ■ (シェア表示の記載について)

弊社J:COMは、「KDDIの企業グループ」の一員として整理されております。しかしながら、①弊社に対する出資比率は、KDDIと住友商事がそれぞれ50パーセントずつであり、一昨年KDDIと住友商事が発表のとおり、弊社は両社の共同経営体制による会社であって、KDDIによる独占的実効支配下にはありませんし、②KDDIとの商品・サービスの連携は、J:COMグループによる営業戦略の一環に過ぎません。また、③電気通信事業分野の市場において、KDDIのFTTHアクセスサービス（auひかり）とJ:COMグループのCATVアクセスサービス（J:COM NET）は実際に直接的な競合関係にあります。

こうした事実から、少なくとも弊社については、KDDIの連結対象会社であることや商品・サービスを提携していることは、存在する事実関係の「ある一面」に過ぎませんので、ひとくくりに「(KDDIの)企業グループ」として一律に整理されることについては、違和感があり、市場の競争状況の分析においてはこうした状況を踏まえて行われることを希望します。

仮に、上述で指摘いたしましたKDDIの企業グループの一員として整理をされる場合でも、P10「CATVインターネットサービス」及びP11「固定系ブロードサービス全体」のシェア表示は、同P11「移動体データ通信サービス」のシェア表示と同様に、直下の括弧付けにて当社のシェアの内訳を記載していただくようお願いいたします。

また、NTTグループの競争力に関する評価を行う場合には、ボトルネック性を有するサービスの中で市場シェアの把握を行うことが適当と考えますので、P11「固定系ブロードサービス全体」の定義につきまして、固定ブロードバンドによる市場の全体把握も重要ではありませんが、引き続き、FTTH市場の動向を特に注視する必要があると考えます。

（ジュピターテレコム）

ウ ブロードバンド利用環境に関する検証（利用者料金、接続料と利用者料金との関係）

<p>意見 12 F T T Hとの競争の中で C A T Vインターネットも実質的な料金は低廉化が進んでおり、F T T Hのみが競争によって低廉化しているという記述は適切でない。</p>	<p>考え方 1 2</p>
<p>＜ウ. ブロードバンド利用環境に関する検証 (ア) 利用者料金＞</p> <p>■ (利用者料金の低廉化に関する記載について)</p> <p>P 1 3に記載の説明によると、「F T T Hではサービス競争による利用者料金の低廉化が進んでいるが、C A T Vインターネットについては、料金水準に大きな変化が見られない」とのことです。</p> <p>しかしながら F T T Hによる競業他社との間のインターネット利用者料金の競争の中で、C A T Vインターネットサービスにおいても料金水準の引き下げに努力を続けているのが実情です。</p> <p>また、当社は業態としてケーブルテレビサービスを主軸に提供してきており、お客様にはテレビサービスにインターネットサービスを組み合わせてご契約、ご利用いただく営業戦略を展開しております。従いまして、当社の C A T Vインターネットサービス料金は本業のケーブルテレビサービス（及び電話サービス）との組み合わせによる提供となり、インターネット単体での料金比較は必ずしも馴染みません。</p> <p>例えば、現在当社の「お得プラン（2年契約・戸建て向けプラン・160Mコース・関東エリア）」では、ケーブルテレビサービス（単体月額5,229円（税込））、160Mインターネットサービス（月額単体6,300円（税込））及び電話サービス（月額単体1,397円（税込））の3サービスの通常パック月額が11,435円（税込）のところ月額9,500円（税込）でご提供しており、結果として実質的にインターネット料金も低廉化してきております。</p> <p>このように C A T Vインターネットサービスも利用者料金を引き下げており、F T T H（のみ）がサービス競争によって利用者料金の低廉化が進んでいるかのような整理（別添2「主なブロードバンドサービス等の利用者料金の推移」の記載も含む）は必ずしも適切ではないと考えます。</p> <p>（ジュピターテレコム）</p>	<p>■ 検証結果（案）におけるブロードバンドサービスの利用者料金については、電気通信サービスの利用者料金を基に検証しているところであり、電気通信サービス以外の放送サービス等とのセット割引を考慮した記述にすることは適当ではない。</p>
<p>意見 13 M N Oは M V N Oに対して接続義務を負っているため、M V N Oが画一的なサービスしか提供することができなくなっている。M N Oの接続義務を撤廃の上、卸によるビジネスベースの取引が行える制度を確立すべき。</p>	<p>考え方 1 3</p>
<p>【検証結果案 P 1 4】</p> <p>ユーザー人当たりの平均トラフィックが約 2.0GB/月と推計される中で、M N O各社が提供するスマートフォン用の主要な定額制プランは、通信速度が制限されない通信量の上限は一部の料金プランを除き一律7GB/月となっており、平均トラフィックとの間に乖離が見られるところである。他方、M V N Oの中には、通信速度が制限されない通信量の上限を1GB/月や2GB/</p>	<p>■ 「M V N Oに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」（平成25年9月最終改定）において示されているとおり、「M N Oから M V N Oに対する卸電気通信役務の提供、又は M N Oと M V N Oとの間の接続という形態のいずれを採用するか</p>

<p>月とした低中利用者向けのより低料金の定額プランを提供している者も存在しており、特に、近年、MVNOは多様なプランを次々と開始している。</p> <p>■ MVNOは、低利用（低速度）・低料金プランによる競争が進展しているが、諸外国と比べ低料金以外に利用形態の多様化が進展しているとは言えない。MNOはMVNOに対しても接続義務を負い、提供条件や料金について公平・同一な扱いが義務づけられており、MVNOが画一的なサービスしか提供することができなくなっていることにより、諸外国と比して多種多様なサービスが進展していない。MVNOの多様化を図り、さらなる参入促進を図るためには、諸外国同様、MVNOに対する接続義務を撤廃し、卸によるビジネスベースの取引とすべきと考える。</p> <p>(NTTドコモ)</p> <p>■ 現状、MVNOに接続制度が存在していることから、MNOは約款に基づく公平・同一な条件での提供としているため、MVNOは画一的なサービスしか提供出来なくなっております。MVNO市場の拡大に向けて、多様化するユーザーニーズに対応すべく、MNOとMVNO間で、卸方式等の個別契約による自由かつ柔軟なビジネスベースでの取引が行える制度を確立すべきであると考えます。</p> <p>(NTTコミュニケーションズ)</p>	<p>は、一義的には当事者間の協議による」ものであり、MVNOがMNOからネットワークの提供を受ける形態としては、卸電気通信役務の形態と接続の形態の双方が、現行の電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）において可能である。</p>
<p>意見14 スマートフォン用の定額制プランについて、MNOの中には低廉な料金プランを提供している者が存在する点も考慮すべき。</p>	<p>考え方14</p>
<p>【検証結果案P14】</p> <p>ユーザー人当たりの平均トラフィックが約2.0GB/月と推計される中で、MNO各社が提供するスマートフォン用の主要な定額制プランは、通信速度が制限されない通信量の上限は一部の料金プランを除き一律7GB/月となっており、平均トラフィックとの間に乖離が見られるところである。他方、MVNOの中には、通信速度が制限されない通信量の上限を1GB/月や2GB/月とした低中利用者向けのより低料金の定額プランを提供している者も存在しており、特に、近年、MVNOは多様なプランを次々と開始している。</p> <p>■ 当社は平均トラフィックと整合している3GB/月のライトプランも、代表的なプランの一つとして提供しており、「一部の料金プランを除き」と例外扱いすべきではない。</p> <p>(NTTドコモ)</p> <p>(ア) 利用者料金</p> <p>■ 検証結果(案)では、内外価格差調査の調査結果を引用し、携帯電話(音声・メール・データ利用)の利用者料金が低い水準にあることを示しております。</p> <p>しかしながら、検証結果(案)別添2の「移動体データ通信(音声通話・データ通信双方が利用可能なプランの基本料金)の利用者料金の推移」の通りモバイルサービスの利用者料金は低廉化傾向にあることや、当社のように戦略的に低廉な利用者料金を設定しているMNO(L</p>	<p>■ スマートフォン用の定額制プランについては、一部のMNOが低廉なプランを提供していることは把握しており、その旨を検証結果(案)に記載しているところである。</p> <p>なお、御指摘を踏まえ、検証結果の該当箇所の脚注として、以下の記述を追加することとする。</p> <p>「一部のMNOが提供する低廉なプランとしては、NTTドコモが提供するXiパケ・ホーダイライト(4,935円・3GB/月)や、イー・アクセスが提供するLTE電話プラン(にねん)+データ定額5(3,880円・5GB/月)がある。」</p>

<p>TE電話プラン（にねん）+データ定額5 3, 880円/月）が存在している点も考慮すべきと考えます。</p> <p>なお、競争政策の一環として、MVNOを梃子にした利用者料金の低廉化を促進させる場合には、そのデメリットとしてMNOの新規技術の革新や設備投資のインセンティブに影響を与える懸念があること、また他政策の整合性を図ることに留意する必要があると考えます。</p> <p>（イー・アクセス）</p>	
<p>意見15 移動体データ通信サービスの利用者料金については、端末代金や割引サービスも考慮するとともに、海外との比較においては、携帯電話の利用環境や通信品質等も考慮すべき。</p>	<p>考え方15</p>
<p>（ア）利用者料金</p> <p>■ 本項目においては、データ定額通信料の割引サービス対象が特定の者・期間に限られ、一般の契約者に適用される通信料金そのものにはほぼ変化がないとの評価がなされています。しかしながら、利用者は自らの判断によって割引サービスを選択することができ、事業者としては、利用者に割引サービス適用の機会を公平に提供しております。</p> <p>定額プランにおける通信量の上限に関しては、通信速度が制限されない通信量の上限である7GB/月と平均トラフィックとの間に乖離が見られるとの記載がなされていますが、定額制プランの料金は7GB/月の利用代金として料金設定しているものではなく、当初は通信量無制限として提供開始したものの、一部のヘビーユーザが大半のトラフィックを占めている実態を受け、利用者間の不公平感を解消するために通信量の上限を設けたものとなります。従って、定額制プランの料金が7GB/月の利用代金であるというような誤解を招きかねない記載については修正頂きたいと考えます。</p> <p>また海外との料金比較という観点では、「電気通信サービスに係る内外価格差調査－平成24年度調査結果－」※の引用より、海外6都市と東京を比較した場合、ライトユーザでは東京が最も高い料金水準になることが記載されています。これは通信料金のみを対象に料金比較されたものですが、実際に利用者が支払う料金は、端末代金や割引サービス等が加味されたものであるため、必ずしも通信料金のみを比較を以って東京の料金水準が高いと言い切れるものではないと考えます。加えて、主に電気通信事業者が行う設備投資等により、ユーザが得られる通信サービスの品質においても、日本と大きな差があると考えられます。</p> <p>実際、当該内外価格差調査自体にも「電気通信サービスに係る料金については、各国とも通常料金・割引料金の別をはじめ、様々な体系が存在し、利用形態により要する料金が異なること、同一国内でも地域間格差があり得ること、為替レートの変動に大きく影響を受けること等に留意が必要です。従って、本調査結果は指標の一つとして捉えることが適当」とあるように、本調査結果の一部を切り出してそのまま引用するのは適切ではなく、料金に関する評価にあたっては、そうした端末負担を含めた料金体系全般やユーザが受ける通信サービスの品質等の状況を俯瞰して頂くことを要望します。</p> <p>※ 「電気通信サービスに係る内外価格差調査－平成24年度調査結果－」（平成25年6</p>	<p>■ MNOが提供するスマートフォン等のデータ定額通信料金は、新規加入者を対象とした割引キャンペーンや端末を購入した場合に通信料を割り引くサービス等を各社が提供しているものの、これらを利用しない者にとっては、通信料金そのものにほぼ変化がないのは事実である。</p> <p>また、定額制プランにおける通信量の上限と平均トラフィックとの乖離に関する御意見については、現在、MNO各社が提供する主要なプランに7GB/月という上限が存在する以上、当該上限と平均トラフィックとの間の乖離が見られることは事実であり、また、MVNOが多様なプランを次々と開始していることを踏まえれば、当該上限に係る料金が利用者の多様なニーズとの間に乖離が生じている可能性があることは事実であると考えられ、本項目における記述はこれらを指摘をしたものである。</p> <p>なお、「電気通信サービスに係る内外価格差調査－平成24年度調査結果」（平成25年6月公表）の結果は、各国とも様々な料金体系や利用形態が存在する前提で調査しているものであり、指標の1つとして検証結果（案）に記載しているところである。</p>

<p>月)  <a href="http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000211.html">http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000211.html</a>  (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 利用者料金  「電気通信サービスに係る内外価格差調査 ー平成24年度調査結果ー」(平成25年6月公表)」においては、(中略)携帯電話の音声・メール・データ利用については、調査対象事業者のスマートフォンユーザについて、一般ユーザでは東京は3番目に高い水準にあり、ライトユーザでは東京は最も高い水準にあると評価している。」とありますが、携帯電話の利用環境は、ネットワーク整備状況や品質等によって、お客様の利用実態が大きく異なることから、安易な料金比較だけでの評価では適正性を欠いていると考えます。海外の通信事情と比較するのであれば、例えば、各国における端末や通信サービスに係る割引・キャンペーンや携帯電話の使い方等を十分考慮する必要があると考えます。  (KDDI)</p>	
<p>意見16 KDDIの「auスマートバリュー」が競争環境に大きな影響を与えていることは明らかであるため検証結果として明示し、固定・移動の連携サービスについて、規制の存在によりNTTドコモの利用者のみ利便性向上が事実上否定されている状態は速やかに解消されるべき。</p>	<p>考え方16</p>
<p>【検証結果案P14】  移動系通信事業者の一部は、自社グループ内事業者又はCATV事業者等の固定系ブロードバンドサービスと組み合わせ、スマートフォンの料金の割引を行う固定系と移動系の連携サービスを展開している。これらサービス等がブロードバンド利用環境等に与える影響について、今後注視していくことが必要である。</p> <p>■ KDDI殿の「auスマートバリュー」は開始から約1年半で利用者540万人(2013年9月末)、auスマートフォン新規契約者の約4割(2012年度第4四半期)にも達しており、更には2013年12月からUQコミュニケーションズ殿等との連携サービスも開始している。同サービスの満足度は総務省殿「電気通信事業分野における競争状況の評価2012」や当社独自調査においても高い。「auスマートバリュー」が競争環境に大きな影響を与えていることは明らかであり、検証結果として明示すべきと考える。</p> <p>また、OTT(Over The Top)系サービスやグローバル端末が普及し、コモディティ化が進む中、固定・移動の連携サービスはMNO間の重要な差別化要素となっている。したがって、固定・移動の連携サービスが競争環境に与える影響について、早期の検証が必要であり、規制の存在により当社の利用者のみ利便性向上が事実上否定されている状態は速やかに解消されるべきと考える。  (NTTドコモ)</p>	<p>■ 検証結果(案)では、御指摘のような固定系と移動系の連携サービスがブロードバンド利用環境等に与える影響については、今後注視していくとしているところである。</p> <p>■ 固定・移動の連携サービスに関する規制についての御意見については、考え方45のとおり。</p>
<p>意見17 引き続き光ファイバに係る各種接続料の低廉化傾向を着実に維持していくことが必</p>	<p>考え方17</p>



<p>要。</p> <p>■ 利用者料金と接続料の関係</p> <p>接続事業者がシェアドアクセス方式の光ファイバサービスを提供していくにあたっては、NTT東・西接続料として、OLT、局内光スプリッタ、光信号主端末回線、光信号分岐端末回線、光屋内配線使用料、回線管理運営費、光信号分岐端末回線工事費、光屋内配線工事費といったコストが発生することになります。</p> <p>最初の1回線目で発生するOLT、局内光スプリッタ、光信号主端末回線、光信号分岐端末回線、光屋内配線使用料、回線管理運営費の接続料の合計コストは、32分岐単位の貸し出しで、NTT東日本で5,080円、NTT西日本で5,360円、8分岐単位の貸し出しでも、NTT東日本で3,336円、NTT西日本で3,411円（いずれも平成25年度接続料、タイプ1-2の場合）であり、キャンペーン割引が常態化したNTT東・西のFTTHサービス料金を考えれば、ゼロから顧客を獲得していく必要がある接続事業者にとっては、新規参入が困難な接続料水準です。さらに、参入したとしてもNTT東・西は、線路敷設基盤や顧客基盤を公社時代から引き継いでおり、先述のとおりゼロから顧客を獲得する必要がある接続事業者との間には営業面や設備構築面で大きな差が存在します。そのため、NTT東・西の間における公正競争環境が担保されていないと考えます。</p> <p>また、当該1芯を開通させる工事費についても、最初に測定された作業時間が数年間一度も見直されておらず、工事費の変動は、実質的に接続約款に規定された作業単金の変動によってのみしか起こっていない状況です。これでは、作業の効率化等があっても工事費に適切に反映されておらず、高止まりしたままの工事費が設定されている可能性があります。</p> <p>このような状況では、FTTH市場における競争が促進されず、メタルから光ファイバへのマイグレーションを妨げることになることに加え、日本再興戦略で掲げられている、圧倒的に速く、限りなく安く、多様なサービスを提供可能でオープンな通信インフラの整備が遅れ、結果としてユーザ利便の向上につながらないと考えます。</p> <p>したがって、引き続き現行のシングルスターやシェアドアクセス方式の接続料や光信号分岐端末回線、光屋内配線使用料、回線管理運営費、光信号分岐端末回線工事費、光屋内配線工事費といった光ファイバに係る各種接続料の低廉化傾向を着実に維持していくことが必要と考えます。</p> <p>(参考) NTT東・西FTTHサービスの料金(平成25年12月末時点)</p> <p>※ISP料金除く</p> <p>NTT東日本: 3,500円(フレッツ光ネクスト、思いっきり割、にねん割、フレッツ光マンスリーポイント)</p> <p>NTT西日本: 3,610円(フレッツ光ネクスト、どーんと割(1~2年目))</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ 平成26年1月にNTT東西から申請された平成26年度以降の加入光ファイバ接続料の改定等に係る接続約款の変更認可申請では、光信号主端末回線の接続料、光信号分岐端末回線接続工事費、光屋内配線工事費が平成25年度の水準と比較して低廉化しているが、光信号分岐端末回線の接続料や回線管理運営費は値上がりしている。NTT東西においては、引き続き、FTTHサービスの提供コストを低廉化し、もってFTTH市場における競争を促進するため、引き続きコスト削減に努めることが適当である。</p>
<p>意見18 今後の事業法の見直しプロセスにおいて、MVNOの参入促進に対する政策的ボトルネックの洗い出し及び制度等の見直しを進めることが重要。また、データ接続料について</p>	<p>考え方18</p>

<p>は、実績値の測定年度の当年度化を喫緊の課題として実現を希望するとともに、諸課題の検討加速、更なるアンバンドル化の促進に向けた検討を行っていくべき。</p>	
<p>(ア) 利用者料金</p> <p>■ 本検証結果案により示された移動体通信におけるMVNOの低廉かつ多様な料金プランと、対照的に硬直的なMNOの通信料金は、MVNOによる競争が一部において利用者のニーズを満たしている反面、まだMVNOの移動体通信市場に対する影響が一部に留まっており、両者のサービス間に需要の代替性が存在していないことを示していると考えられます。これは、接続料の額が毎年低下する中、MVNOがMNOに対して接続料の算定にあたって前年度実績値を基礎とするなど不利な条件で競争を強いられている状況にあることが要因のひとつと考えられます。</p> <p>今後、移動体通信市場の更なる競争促進に向け、MNO／一般のMVNO間とMNO／MNOの子会社または関係会社のMVNOとの取引における公正性や透明性の確保など真に公正な競争環境を整備することでMVNOの市場への浸透を図ることは利用者の利益に適うと考えます。そのため今後の電気通信事業法の包括検証のプロセスにおいて、MVNOの参入促進に対する政策的ボトルネックの洗い出し、および制度等の見直しを進めることが重要であると考えます。</p> <p>平成25年6月の「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書にて指摘された通り、データ接続料の算定には、接続料算定の基礎となる実績値の測定年度の問題などいくつかの課題があります。これらの課題によりデータ接続料の適正な算定が行われていない可能性があり、中でも実績値の測定年度の問題については、同報告書中でもMVNOがMNOに比べ競争上不利な状態に置かれている可能性があるとの指摘がなされています。</p> <p>また、データ接続料の水準やアンバンドルに対する取り組みの程度について、二種指定事業者間で大きな差異が生じており、MVNOが参入しやすい環境が十分に整備されていません。</p> <p>実績値の測定年度の当年度化については喫緊の課題として実現を希望すると共に、今後、データ接続料算定に係る諸課題の検討加速、並びに更なるアンバンドル化の促進に向けた検討を行っていくべきと考えます。</p> <p>(テレコムサービス協会)</p>	<p>■ 今後の事業法の見直しのプロセスにおいてMVNOの参入促進に係る政策的ボトルネックの洗い出し等を行うべきとの御意見については、「日本再興戦略」に掲げられているとおり、「競争政策の見直し」において、「モバイル市場の競争促進」を含めて検討課題を洗い出した上で、具体的な制度見直し等の方向性について検討することとしているところであり、情報通信審議会に諮問した「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」においては、必要に応じ、これを踏まえた検討が行われるものと考えられる。</p> <p>■ データ接続料算定について適用年度の実績値を採用すべきとの御意見については、「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書を踏まえ、本年1月30日から同年2月19日までの間、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」改正案の意見募集を実施したところであり、同改正案に対する意見を踏まえ、同ガイドラインの改正を実施する予定である。</p>
<p>意見19 MVNOはMNOとは異なるビジネスモデルにより、多様なニーズに応じた様々な形態のサービスを提供する等、通信市場は着実に活性化しており、これまでのルールが十分に機能してきたといえる。</p>	<p>考え方19</p>
<p>■ MVNO</p> <p>多様な事業者がMVNOとなって市場参入することによって、通信市場における競争は活発化しており、SIMカードの提供のみならず、独自開発のスマートフォンによる低料金プランの提供など、お客様の選択肢は格段に広がっていると認識しています。さらに、カーナビゲーションやホームセキュリティ、運行管理等、他業界における強みを活かした付加価値の高いサ</p>	<p>■ 総務省においても、MVNOの参入を含むモバイル市場の活性化は重要であると認識しており、引き続き公正競争環境の確保等に努めていくこととしている。</p>

<p>ービスを提供するMVNOも数多く存在しています。</p> <p>このように、MVNOはMNOとは異なるビジネスモデル（価格帯や販売チャネル等）により、多様なニーズに応じた様々な形態のサービスを提供する等、通信市場は着実に活性化しており、これまでのルールが十分に機能してきたと考えます。弊社としては、M2Mを含めICT活用の更なる促進に向け、他業界の幅広いビジネスパートナーがMVNOとしてそれぞれの強みを活かした付加価値の高い創造的なサービスを提供することをサポートできるよう信頼性の高いネットワーク構築に努めていく所存です。</p> <p>(KDDI)</p>	
--	--

## (2) 関係主体の取組に関する検証

### ア 未整備地域における基盤の整備に関する取組

意見なし	意見なし
------	------

### イ 公正競争環境の整備に関する取組

<p>意見20 接続事業者向け光配線区画やエントリーメニューが有効に機能しないものと想定されることから、「競争政策の見直し」において追加施策の検討が必要。</p>	考え方20
<p>(ウ)平成23年度以降の加入光ファイバ接続料の見直し</p> <p>■平成26年度に商用開始を予定している接続事業者向け光配線区画については、NTT東西殿のシステム開発費や分岐端末回線接続料の上昇等を考慮すると、既存の配線区画と比較した場合のコストメリットがないため、トライアル参加事業者も1社に留まっています。加えて、補完的措置のエントリーメニューについても、現時点で利用実績がありません。これらの施策は、新規参入等による競争促進という本来の目的に対し、有効に機能しないものと想定されることから、「競争政策の見直し」において、追加施策の検討が必要です。</p> <p>具体的には、加入光ファイバ接続料の算定の在り方について、耐用年数の見直し等のコスト検証による適性化を図るとともに、新規参入促進・需要喚起を目的として、新たなプライシングの導入やフレッツに係る機能の接続料設定（例えば、キャリアズレート）等の検討を頂きたいと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■公正競争レビュー制度では、光配線区画の見直しに向けた取組やエントリーメニューの導入に向けた取組を含む関係主体の取組に関する検証等を実施しているが、情報通信審議会に諮問した「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」においては、必要に応じ、これを踏まえた検討が行われるものと考えられる。</p>
<p>意見21 「競争政策の見直し」において、メタル回線の競争環境の維持・整備についても議論が必要。</p>	考え方21
<p>(エ)ユニバーサルサービス制度の見直し</p> <p>■平成23年4月に「加入電話に相当する光IP電話」がユニバーサル対象に追加されたことで、メタル回線と光ファイバの二重投資の回避に一定の効果が期待出来ますが、現状NTT東西殿の提供は、新設エリア（新興住宅地や東日本大震災の復興エリア）に限定されていること</p>	<p>■NTT東西のアクセス回線の加入光ファイバ回線への移行スケジュールに関する御意見については、情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」（平成23年12月20日情通審第</p>

<p>を踏まえれば、抜本的な二重投資の解決策までには至らないと考えます。</p> <p>メタル回線/光ファイバの二重投資は、接続料の上昇に働き、ひいては光ファイバ、メタル回線の双方で利用者利便性の阻害に繋がることから、早期に解消すべきであり、「競争政策の見直し」の場にて、NTT東西殿の情報開示のもと、総務省殿、NTT東西殿、接続事業者等の関係者にて効率的なアクセス網の在り方を議論し、今後のアクションプランを示すべきと考えます。</p> <p>なお、今後、「加入電話に相当する光IP電話」のエリア展開が進む場合は、結果として、加入電話や、DSLやドライカップ電話といった接続事業者サービスのフレッツ光ネクストへの巻き取りが進み、NTTの独占回帰が強まる懸念されるため、メタル・PSTNで培った競争環境の維持についても合わせて議論する必要があると考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p> <p>(エ)ユニバーサルサービス制度の見直し</p> <p>■ 「競争政策の見直し」においては、今後のユニバーサルサービスのあり方について、ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス化等の検討が行われるものと理解しています。</p> <p>現行のユニバーサルサービスのように、あまねく全国に電話サービスを維持することを目的とするものと、超高速ブロードバンドサービスのように未整備エリア解消に向けた対応を目的とするものでは、最善の対策が異なると考えられることから、例えば、実現方法や費用の補填方法等は分けて議論する必要があります。</p> <p>なお、電話サービスの維持に関しては、加入電話に相当する光IP電話の類型に関する電気通信事業法施行規則の一部改正※(平成25年6月)により、二重投資の回避に資する環境整備がされたものと考えますが、二重投資の解消に伴うメタル回線の撤去の前提としては、現行のメタル回線と同等の競争環境を整備することが必須と考えます。</p> <p>※ 電気通信事業法施行規則の一部改正(平成25年6月)  <a href="http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000211.html">http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000211.html</a></p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>108号。以下「ブロードバンド答申」という。)において示されたとおり、移行計画について可能な限り予見性・透明性が確保されることが求められることから、まずは関係者が一定のスケジュールを可能な限り早期に共有することが適当である。</p> <p>■ メタル回線やPSTNにおける競争環境を維持すべきとの御意見については、ブロードバンド答申において示された考え方に沿って円滑な移行が実現されることが期待される。</p> <p>■ 今後のユニバーサルサービスの在り方に関する御意見については、ユニバーサルサービスの在り方は、情報通信審議会に諮問した「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」において検討を希望する事項の一つに挙げているところである。</p>
--	--

### ウ ICT利活用の促進に関する取組

<p>意見22 ブロードバンドサービスの更なる普及促進のため、引き続き、行政、医療、教育等の分野における利活用推進やビッグデータ活用のための環境整備等に努めるべき。</p>	<p>考え方22</p>
<p>■ 「関係主体の取組に関する検証」の項目においては、政府が主体となった取組(予算確保、事業推進、規制・制度等の見直し等)の一例が紹介されておりますが、その取組がブロードバンド普及促進にどれだけ影響を与えたかについて、定量的な分析を行う必要があると考えます。</p> <p>加えて、冒頭述べさせていただいた従来の市場区分を超えた多種多様なプレーヤー(端末メーカー、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、医療機関や教育機関等)がそれぞれどのよ</p>	<p>■ 御指摘のとおり、ブロードバンド普及促進のためには、政府、電気通信事業者、地方公共団体といったそれぞれの関係主体が様々な施策や取組を講じていくことが必要であり、総務省としては、引き続き利活用推進のための環境整備に努めて参りたい。</p>

うな役割を果たしICT利活用促進に貢献したのかといった点について、ユーザ側の視点も踏まえ、より掘り下げた検証を行う必要があると考えます。

検証結果（案）にもあるとおり、基盤整備率はほぼ100%に近い数値となっている中で、様々なプレーヤーがユーザニーズに応えた多種多様なサービスを提供していくことにより、基盤利用率は更に高まっていくものと考えます。

（NTT西日本）

- 「関係主体の取組に関する検証」の項目においては、政府が主体となった取組（予算確保、事業推進、規制・制度等の見直し等）の一例が紹介されておりますが、その取組がブロードバンド普及促進にどれだけ影響を与えたかについて、定量的な分析を行う必要があると考えます。

加えて、冒頭述べさせていただいた従来の市場区分を超えた多種多様なプレーヤー（端末メーカー、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、医療機関や教育機関等）がそれぞれどのような役割を果たしICT利活用促進に貢献したのかといった点について、ユーザ側の視点も踏まえ、より掘り下げた検証を行う必要があると考えます。

検証結果（案）にもあるとおり、基盤整備率はほぼ100%に近い数値となっている中で、様々なプレーヤーがユーザニーズに応えた多種多様なサービスを提供していくことにより、基盤利用率は更に高まっていくものと考えます。

（NTT東日本）

（ア）オープンデータ・ビッグデータの活用の促進に関する取組

- パーソナルデータの利用促進については、これまでも「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」で議論され、その後もIT総合戦略本部の「パーソナルデータに関する検討会」で制度見直しも含めた議論が進められています。ただし、法律の改正を伴う制度の見直しには時間がかかると考えられます。

しかし、より早い時期にパーソナルデータの利用・流通を促進するため、現状においても企業が安心してパーソナルデータを使用できるようなガイドラインが必要と考えます。早急に策定していただくよう望みます。

（テレコムサービス協会）

- ブロードバンドサービスの更なる普及促進のためには、行政・医療・教育等の生活に密着した分野でのICT利活用の推進が必要であり、今般の検証（案）においても取組の進展状況について検証がなれている事は、大変評価に値するものであると考えます。

ケーブルテレビ事業者は、各地域において情報通信のみならず医療、福祉、安全・安心、行政、教育、防災など、地域に根差した多種多様なサービスを提供することで地域の発展に貢献し、また今後もより一層の研鑽を重ねていく所存ですが、具体的施策の更なる進展を期待致し

<p>ます。 (日本ケーブルテレビ連盟)</p> <p>(ア) オープンデータ・ビッグデータの促進に関する取組み</p> <p>■ 弊社共も、今後、ビッグデータの活用にさらに取り組んでいきたいと考えているため、世界最先端 I T 国家創造宣言を受けたビッグデータの活用推進に向けて、パーソナルデータを利用促進するための環境整備を行う取組みに賛同します。</p> <p>なお、本検証結果(案)に示される各種方策の他、現在、総務省殿において、電気通信事業者の保有する位置情報の利活用に向けた検討等もなされているところですが、ビッグデータ市場は、多くの有用なデータを保有する電気通信事業者において、新たな事業分野となりうるため、電気通信事業者による利活用の推進という観点からも、引き続き利活用が可能となる環境整備に努めて頂きたいと考えます。</p> <p>(イ) 医療分野における I C T 利活用の促進に関する取組み</p> <p>医療分野の I C T 利活用の促進については、「日本再興戦略」(平成 2 5 年 6 月閣議決定)においても、医療情報の利活用推進が掲げられているところです。</p> <p>当該戦略における「地域で行われている医療情報連携ネットワークの全国への普及・展開を進め、医療情報の利活用と保護を図るため必要な措置を講ずるなど環境整備を行う」との記載に関して、今後さらに全国的に医療連携を加速していくためには、まず、電子カルテにおける診察情報や投薬情報、病歴といった患者の情報についての利活用方針を、国として統一していくことが必要です。</p> <p>さらに、システム間連携をスムーズに、また低廉な料金で実現するためには、過剰な仕様とにならないよう、より実質的な詳細仕様をまとめることが必要です。</p> <p>以上を踏まえ、より実効性を高める政策となるよう各省庁が連携を強め、推進して頂きたいと考えます。</p> <p>(ソフトバンク B B、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
--	--

## 2 N T T 東西等における規制の遵守状況等の検証

### (1) 第一種指定電気通信設備に関する検証

#### ア 指定要件に関する検証

<p>意見 2 3 ネガティブリスト方式を維持すべき。</p>	<p>考え方 2 3</p>
<p>指定しない設備を具体的に列挙する方式(ネガティブリスト方式)を維持すべき、端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せず指定することを維持すべき等の指摘(意見 4)について</p> <p>■ 検証結果(案)の通り、「ネガティブリスト方式」は、競争事業者がボトルネック設備を用いた新たなサービスを迅速に提供することを可能とし、市場の公正競争環境を確保するために必要不可欠なものであるため、現行の指定方法は維持すべきと考えます。</p>	<p>■ 検証結果(案)に対する賛成の御意見として承る。</p>

また、「端末系伝送路設備の種別（メタル・光）」についても、両回線は共通の線路敷設基盤上にて敷設され、ブロードバンド回線として代替性の高い回線であること等を踏まえれば、引き続き現行の指定方法を維持すべきと考えます。  
（イー・アクセス）

指定しない設備を具体的に列挙する方式（ネガティブリスト方式）を維持すべきであり、また、端末系伝送路設備の種別（メタル・光）を区分せず指定することを維持すべきとの指摘（意見4）について

■ 本項目において、「これまでの競争セーフガード制度に基づく検証結果や公正競争レビュー制度に基づく検証結果において、メタル・光の種別を区別せずに一種指定設備として指定することは、①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、③実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること等に鑑みれば、合理性がある」とされており、実態的にも従来の考え方を変更する特段の事情が認められません。従って、引き続き、ネガティブリスト方式の採用と端末系伝送路設備の種別（メタル・光）を区別せずに第一種指定電気通信設備として指定とする本検証結果（案）に賛同します。  
（ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）

■ 第一種指定電気通信設備の指定要件について、総務省の考え方にあるとおり、現行どおり、ネガティブリスト方式の採用とメタル・光の種別を区別せずに一種指定設備として指定することは合理的と考えます。  
第一種指定電気通信設備の指定対象について、NTT東・西は、公社時代からの顧客基盤やボトルネック設備を継承しており、現時点においてもNTT東・西の契約者数シェアは、光ファイバで71.7%、OABJ-IP電話で61.2%（「電気通信サービスの契約者数及びシェアに関する四半期データ（平成25年度第2四半期（9月末）」））、加入者回線数に占めるNTT東・西のシェアは84.5%（「平成24年度末における固定端末系伝送路設備の設置状況」と他事業者を圧倒し、公社時代から引き継ぐ顧客基盤や線路敷設基盤、ブランド力等の高い総合的な事業能力を軸にNTTは市場支配力を有し続けている状況にあることから、NGNや加入光ファイバを引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが必要と考えます。  
（KDDI）

**イ 指定の対象に関する検証**

意見24 NGN等のIP通信網について引き続き一種指定設備の対象とすべき。	考え方24
(ア) 市場環境等の変化を踏まえ、一種指定設備の対象を検証し、見直すべき、また、NGN等	■ 検証結果（案）に対する賛成の御意見として承る。

<p>のIP通信網は、現に他事業者は独自のIP網を構築するなど、ボトルネック性はないことから、一種指定設備の対象から除外すべきとの指摘（意見6、7）について</p> <p>■ NTT東西殿の次世代ネットワーク（以下、「NTT-NGN」とします。）及び地域IP網、ひかり電話網等を始めとする現状の第一種指定電気通信設備については、本検証結果（案）の通り、「現在でもFTTHサービスにおけるNTT東西のシェアは71.7%（平成25年9月）、OAB～JIP電話におけるシェアも61.2%（平成25年9月、利用番号数ベース）の状況」にあり、従来の考え方を変更する特段の事情が認められないことから、引き続き、これら設備について指定を継続するという検証結果（案）に賛同します。 （ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）</p> <p>■ NGNをはじめとするIP通信網は、ボトルネック設備であるアクセス回線と一体で構築されていることから不可欠性があり、引き続き第一種指定電気通信設備に指定とすべきと考えます。 ボトルネック設備はいつでも事業者が利用できる状況にしておかなければ競争を担保できなくなるおそれがあるため、各種機能における利用の有無にかかわらず、現在、規定されているアンバンドル機能については引き続き維持すべきと考えます。 （KDDI）</p>	
<p>意見25 加入光ファイバについて引き続き一種指定設備の対象とすべき。</p>	<p>考え方25</p>
<p>（イ）加入者光ファイバについて、一種指定設備の対象から除外すべきとの指摘（意見9）について</p> <p>■ FTTH市場におけるNTT東西殿の市場シェアは71.7%、設備シェアは78.4%（※1）と依然として独占傾向にあり、競争事業者にとってはNTT東西殿の加入光ファイバを利用することが必要不可欠であることから、検証結果（案）の通り、加入光ファイバを引き続き一種指定設備の対象とすることが必要と考えます。 （※1）平成24年度末における固定端末系伝送路設備の設置状況 （イー・アクセス）</p> <p>（イ）加入者光ファイバについて、一種指定設備の対象から除外すべきとの指摘（意見9）について</p> <p>■ 光アクセス回線については、依然として競争事業者にとって実質的に代替性のないボトルネック設備であり、本検証結果（案）のとおり、「現時点においてもNTT東西が全加入者回線の8割以上の回線を有する状況」であること等を踏まえれば、現在指定を受けている第一種指定電気通信設備について、引き続き指定を継続すべきとする本検証結果（案）に賛同します。 （ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）</p> <p>（イ）加入者光ファイバについて、一種指定設備の対象から除外すべきとの指摘（意見9）につ</p>	<p>■ 検証結果（案）に対する賛成の御意見として承る。</p>



<p>いて</p> <p>■ F T T H サービスにおいて、N T T 東西は7 割を超えるシェアを維持しており、ドミナント事業者であることに変わりはないことから、「加入光ファイバを引き続き一種指定設備に指定することが適当」とする検証結果（案）の考え方に賛同します。 （九州通信ネットワーク）</p> <p>（イ）加入光ファイバについて、一種指定設備の対象から除外すべきとの指摘（意見9）について</p> <p>■ 検証結果案の「加入光ファイバを引き続き一種指定設備に指定することが適当である。」という考え方に賛同します。 N T T 東・西殿は、依然として加入者回線数で圧倒的なシェアを有するドミナント事業者であることから、加入光ファイバについては引き続き一種指定設備の対象とする必要があると考えます。 （北陸通信ネットワーク）</p> <p>（イ）加入者光ファイバについて、一種指定設備の対象から除外すべきとの指摘（意見9）について</p> <p>■ 「加入光ファイバを引き続き一種指定設備に指定することが適当である。」とする考え方に賛同いたします。 現時点においてN T T 東西殿が全加入者回線の8 割以上の回線を有する状況は、固定通信サービスの主流となっている加入光ファイバによる超高速通信サービスに新規参入するにあたり十分ボトルネック性を持つものと判断されますので、N T T 東西殿が設置する加入光ファイバを引き続き一種指定設備とすることは適切であると考えます。 （S T N e t）</p>	
--	--

### ウ アンバンドル機能に関する検証

意見26 NGNを第一種指定電気通信設備としてアンバンドル義務を課す必要はない。	考え方26
<p>■ 今回の検証結果（案）においては、現行の規制の遵守状況のみに着目した検証が行われておりますが、冒頭で述べたとおり、市場環境・競争環境のパラダイムシフトが進展する中で、現在の規制は実態を的確に捉えたものにはなっていないと考えます。</p> <p>例えば、 （中略）</p> <p>②指定電気通信設備制度に関していえば、当社のNGNを第一種指定電気通信設備の対象としており、収容局接続機能等の接続料を設定しておりますが、機能の提供開始以降、他事業者による利用実績はありません。 他事業者は独自にブロードバンドサービスを提供し、現に熾烈な競争が展開されているこ</p>	<p>■ ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見及びその考え方（平成25年12月公表。以下「運用に関する意見及びその考え方」という。）16において示したとおり、収容局接続機能については、情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」（平成20年3月27日情通信第53号。以下「NGN答申」という。）において示されたとおり、①競争事業者からはアンバンドルして提供することが求められて</p>

<p>とからすれば、少なくとも当社のNGNについて、第一種指定電気通信設備としてアンバンドル義務を課す必要はないと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p> <p>■ 今回の検証結果(案)においては、現行の規制の遵守状況のみに着目した検証が行われておりますが、冒頭で述べたとおり、市場環境・競争環境のパラダイムシフトが進展する中で、現在の規制は実態を的確に捉えたものにはなっていないと考えます。</p> <p>例えば、 (中略)</p> <p>②指定電気通信設備制度に関していえば、当社のNGNを第一種指定電気通信設備の対象としており、収容局接続機能等の接続料を設定しておりますが、機能の提供開始以降、他事業者による利用実績はありません。</p> <p>他事業者は独自にブロードバンドサービスを提供し、現に熾烈な競争が展開されていることからすれば、少なくとも当社のNGNについて、第一種指定電気通信設備としてアンバンドル義務を課す必要はないと考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p>	<p>いること、②今後、ADSLからFTTHへのマイグレーションが進展する中で、アクセス回線での設備競争・サービス競争の激化が想定されるが、それに伴い、他事業者が自ら調達したアクセス回線等を収容局に接続する形態が増えていくことも想定されること、③また、NGNは、今後我が国の基幹的な通信網となることが想定され、新たな機能や今後段階的に追加される機能等を活用した事業展開の機会が拡大するものと考えられるが、その際、既存の地域IP網で存在していた収容局接続による接続形態を用意しておくことが、事業者による創意工夫を活かした多様な利用形態でのNGNへの参入を促進すると考えられることから、フレッツサービスに係る機能のアンバンドルは当面必要とされたところである。</p> <p>また、同機能については、ブロードバンド答申において、「地域IP網と異なり100Mといった小口の接続料単位のメニューが存在せず、その分獲得する必要のあるユーザ数が多くなること等から、接続事業者が収容局接続機能を利用して電話サービスやインターネット接続サービス等を提供することについては一定の課題がある」とされ、「接続料設定単位の多様化等の必要なオープン化について検討を行うことが適当」とされたところである。</p> <p>NGN答申における②及び③については現時点においても依然として妥当であり、かつ、ブロードバンド答申においても今後の利用に向けた課題が挙げられていることから、収容局接続機能については、引き続きアンバンドルの対象とすることが適当である。</p>
<p>意見27 NGN上において多様なサービスやコンテンツの提供を促進し利用者利便性の向上を行うことが重要であるため、徹底的なNGNのオープン化等が必要。</p>	<p>考え方27</p>
<p>■ NGNのオープン化については、ブロードバンド答申によって ①「具体的な要望があること」、②「技術的に可能であること」、③「過度な経済的負担がないことに留意」の3つの考え方に基づき、NGNの段階的発展に対応してアンバンドル化を進めるべきとされています。しかし、実際には全くアンバンドル化は進まず、NTT東西によるNGN上の新たなサービスの提供もほとんどなされておられません。</p> <p>本来、ブロードバンドの利活用が促進されるためには、NGN上に様々なアプリケーションが</p>	<p>■ 「日本再興戦略」に掲げられているとおり、「競争政策の見直し」において、「NGNのオープン化」を含めて検討課題を洗い出した上で、具体的な制度見直し等の方向性について検討することとしているところであり、情報通信審議会に諮問した「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報</p>

登場してサービス競争が起こるような環境が必要と考えます。しかし、全く実現できていないのが現状であり、さらに今後もこの状況が好転するとは考えられません。そのため、ブロードバンドの利活用促進に向けて改めて施策が必要です。NGN上に健全で活発なサービス競争が現れる環境の構築を目指して、改めての議論が必要と考えます。

(テレコムサービス協会)

ブロードバンドの利活用を促進する健全な競争環境を整備するためには、より大胆なNGNのオープン化施策など新たな対策が必要との指摘(意見12)について

■ 検証結果(案)の「競争政策の見直し」において、「NGNのオープン化」における検討課題を洗い出した上で、具体的な制度見直し等の方向性を検討すべきとの考え方に賛同します。

なお、「NGNのオープン化」を進める上では、各社が本制度の意見書にて主張しているように、以下の措置等が必要であることから、「競争政策の見直し」において検討すべきと考えます。

- ・新たな設備の実装や設備更改の際には、アンバンドルを前提とした技術仕様とすること
- ・接続事業者の検討に資するよう、設備やオペレーションシステムの仕様やコストについて十分な情報開示を行うこと

(イー・アクセス)

ブロードバンドの利活用を促進する健全な競争環境を整備するためには、より大胆なNGNのオープン化施策など新たな対策が必要との指摘(意見12)について

■ 「競争政策の見直し」において、「NGNのオープン化」を含めて検討課題を洗い出した上で、具体的な制度見直し等の方向性について検討する」とした本検証結果(案)に賛同します。

NTT-NGNは、NTT東西自身も、「オープン」と「コラボレーション」をキーワードとして示し、「他事業者様のネットワークとオープンに接続するとともに、異業種・他業界の皆さまと協業して、新サービスや価値創造に取り組んでいきます」\*と宣言しているとおりに、多様な事業者が多様なサービスをNTT-NGN上で提供することで、サービス競争の活性化が期待されていました。

しかしながら、現実にはNTT-NGNのオープン化が全く進んでおらず、新たなサービスもほとんど出現していない状況です。ブロードバンドの普及促進のためには、NTT-NGN上において多様なサービスやコンテンツの提供を促進し、利用者にとっての魅力的なサービスの提供や利便性の向上を行うことが重要です。そのためには、徹底的なNTT-NGNの機能のオープン化と低廉な利用料金設定を行うことが必要です。

※ NTT東日本、NTT西日本「「NGNとは」NGNの特徴」

[https://www.ntt-east.co.jp/aboutus/ngn\\_about.html](https://www.ntt-east.co.jp/aboutus/ngn_about.html)

<http://www.ntt-west.co.jp/ngn/about/>

通信基盤の更なる普及・発展に向けて」において、必要に応じ、これを踏まえた検討が行われるものと考えられる。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	
意見28 コスト負担の適正性が確保されるように、コロケーション電気料の更なる柔軟化スキームを検討することが必要。	考え方28
<p>■ コロケーション電気料について</p> <p>検証結果(案)にて平成25年9月末時点におけるADSLサービスの契約数は、492.4万(前年12月末比▲14.2%)と大幅に減少しており、今後も超高速ブロードバンドへの移行及び移動体データ通信サービスの普及に伴い、減少傾向は加速するものと思われます。</p> <p>ADSLサービスを提供している接続事業者は、このような市場環境のなか、利用者利便性を担保しつつ事業継続するために、より一層のコスト削減を図る必要があり、非効率な装置の円滑な設備撤去が重要な課題となっております。</p> <p>今後は、エリア全般的に減少傾向となるため、パッケージ単位または単独の設備撤去だけでなく、エリア単位における大量な設備数の撤去が予測されますが、FTTHサービス等の普及に伴う新設工事も並行しているため、施工会社及びNTT東西殿の立会い等の稼働確保も困難な状況となり、撤去工事にかかる期間は長期化する虞があります。</p> <p>コロケーション設備に係る電気料については、このような大量の設備撤去計画に関する課題も考慮したうえで、実際のコロケーションリソース利用の有無を適宜反映出来るような効率的な減設工事の実施や工数見直しを行い、コスト負担の適正性が確保されるように、更なる電気料柔軟化スキームを検討することが必要と考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>■ 運用に関する意見及びその考え方21で示したとおり、コロケーション設備に係る電気料については、ブロードバンド答申において「コロケーション設備の仕様に基づく最大消費電力ではなく、例えば、実際の使用電力を踏まえた接続事業者からの書面手続きに応じて電気料を計算する等、コロケーション装置に係る電気料の扱い(「申込電力」の考え方)を柔軟化することが適当である」とされた。これを踏まえ、総務省よりNTT東西に対し、電気料の扱いの柔軟化の具体的な考え方に関する検討状況及び事業者間協議の状況について報告を要請した。その結果、NTT東西より、接続事業者からの要望を踏まえ、DSL用装置及び特定のサービス用の中継系伝送装置については、契約電流値を超える電流が流れないことを担保するための条件が満たされることを前提として、電気料及び電力設備使用料の契約電流値を実際に利用するパッケージ数見合いの消費電流値に見直す措置を行った旨の報告がなされている。</p> <p>NTT東西においては、引き続き、接続事業者からの要望を踏まえ、コロケーション装置に係る電気料の扱いの柔軟化の方策について検討を行うことが適当である。</p>
意見29 総務省は、ONUの接続の「技術的課題」の解決に向けた協議の前進のために、引き続き必要な措置を行うべき。	考え方29
<p>ONUやルータ等の一体的な提供がNTT東西殿のみ可能であることについて、オープンな場での議論を開始すべき(意見19)について</p> <p>■ NTT殿が示されたONUの接続に係る課題に対し、関係事業者間において技術的課題の共有や整理が行われるべきであるとした総務省殿の考え方に賛同します。</p> <p>しかしながら、弊社共は数年前より、ONUの課題の整理を行うべく前向きかつ具体的な提案を行っているにも係らず、NTT東西殿からは、本制度の運用に関する再意見募集におけるNTT東西殿の再意見内容とほぼ同一の内容が毎回回答されるのみであり、弊社の質問や提案内容と噛み合っておらず、具体的な「技術的課題」の共有へは至っておりません。弊社共はN</p>	<p>■ 運用に関する意見及びその考え方19で示したとおり、FTTHサービスにおけるONUの是非及びその在り方に関しては、利用者による端末設備の接続の考え方、これまでの端末開放の経緯等を踏まえ、ブロードバンドの普及を促進する観点から、ブロードバンド答申において、技術的課題の整理など、必要な検討を行うことが適当とされている。このためには、関係事業者から情報を得つつ、必要な検討を進め行くことが</p>

<p>TT東西殿に「技術的課題」の解決に向けた協議を継続してお願いするとともに、総務省殿としては協議の前進のために、引き続き必要な措置を行って頂きたいと考えます。</p> <p>なお、ONU一体型の提供のための協議については、今後も引き続きNTT東西殿によって推進されるよう注視頂きたいと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>望ましいことから、まずは具体的な技術的課題の洗い出しを行うべく、NTT東西は、ONUとOSUが協調して動作することで同一芯線内に複数ユーザの通信を同時に流していることに関連する課題等について事業者間で共有し、課題解決に向けた論点整理を行うことが適当とされたところである。これを踏まえ、現在、事業者間において技術的課題の整理と検証が行われており、総務省としては、引き続き状況を注視していく。</p>
--	---

## エ その他

<p>意見30 コロケーション、中継ダークファイバ等の設備不足の解消のためにNTT東西は必要な措置を講じるべき。</p>	<p>考え方30</p>
<p>■ コロケーション、中継ダークファイバ等の設備不足の解消</p> <p>競争事業者がエリア展開や設備更改を行う際、収容局ビルによっては、コロケーションスペースや中継ダークファイバ、電力設備等に空きがない等の理由により、長期間利用できない状況が未だに生じているところです。</p> <p>NTT東・西に対しては、コロケーションスペースの空きがない局舎について新たに空きが生じる場合に、その予定時期の開示を義務付けることとされ、すでに実施されているところですが、利用できない状況の抜本的な解決策にはなっていないため、長期間Dランク（利用不可）となっている収容局ビルについて、今後の接続事業者の要望や需要も考慮し、NTT東・西と接続事業者が同等に利用できるよう設備確保に配慮するなど、NTT東・西は措置を講じるべきと考えます。また、上述のとおり、NTT東・西の利用部門と接続事業者との間で、同じタイミングで同じ情報を取得できているか等について検証が必要と考えます。 (KDDI)</p>	<p>■ 運用に関する意見及びその考え方22で示したとおり、コロケーションスペースの空きがない状態となっている局舎については、ブロードバンド答申において、「Dランクとされた局舎におけるNTT東西の取組みも踏まえて、今後本格化する移行を円滑化する観点から現在の対応について見直すべき点があるか検討することが適当」、「なお、その際、NTT局舎におけるコロケーションスペースの増設を単純に義務化することはコスト増大につながり、結果としてコロケーション料金の上昇として跳ね返る可能性があるため、とるべき措置としては必ずしも適当ではなく、むしろ、接続事業者の予見性を高める観点から、数ヵ月先の設備計画をNTT東西が情報開示することも含めた適切な対応を検討することが必要である点に留意すべき」とされた。</p> <p>このような考え方を踏まえ、平成24年8月に開催された情報通信審議会電気通信事業政策部会電話網移行円滑化委員会において、Dランク局舎に係る調査結果を報告するとともに、平成24年10月18日に平成13年総務省告示第395号（電気通信事業法施行規則第23条の4第3項の規定に基づく情報の開示に関する件）を改正し、NTT東西に対し、コロケーションスペースの空きがない局舎について新たに空きが</p>

	<p>生じる場合に、その予定時期の開示を義務付けることとしたところである。</p> <p>中継光ファイバについては、情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」（平成21年10月16日情通審第69号）において「他の選択肢を採用することが経済的に見て現実的でなく、他の有効な手段がない場合は、WDM装置の設置が最終的な手段として期待されることである」とされているところである。</p> <p>接続事業者の予見性は引き続き高めるよう努めることが望ましいものの、Dランク区間であったとしてもWDM装置が新たに設置された際には、NTT東西のウェブサイトにおいて無償で情報公開を行っていることから、現時点において、「設備増設の予定の有無」について情報を開示すべきとまではいえない。</p>
<p>意見3-1 光配線区画の適正化、光配線区画に係る適切な運用の実施・改善を図るべき。</p>	<p>考え方3-1</p>
<p>■ 光配線区画の適正化、光配線区画に係る適切な運用の実施・改善</p> <p>光信号分岐端末回線の収容数向上のためには、1光配線区画あたりの世帯数の適正化及び1光配線区画における局外スプリッタの適正設置が重要な要素となります。</p> <p>1光配線区画あたりの世帯数の適正化については、平成24年度の加入光ファイバに係る接続料認可の際に、既存の光配線区画とは別に接続事業者向けに新たな光配線区画を設定すること、及び、戸数が過小な光配線区画等既存の光配線区画を適宜見直す方向性が示されたところです。</p> <p>現在、NTT東・西の公開情報には、「収用局ごとの光配線区画の概況に関する情報」が掲載されており、最新のH25年9月末時点の1光配線区画あたりの加入電話等敷設数は、NTT東日本で約58、NTT西日本で約37となっておりますが、加入電話等敷設数には、シェアアクセスで提供し得ない大規模マンション等の敷設数も含まれており、当該数字をもって適正世帯数が確保されていると考えるべきではありません。弊社で確認したシェアアクセスを利用可能な1光配線区画あたりの世帯数は、NTT東日本で約31世帯、NTT西日本で約24世帯程度であり、NTT東・西が主張する平均50世帯、40世帯という水準とはかけ離れた実態となっていることを強く認識すべきです。公正な競争環境を確保し、ユーザの利便性を向上させるため、速やかに1光配線区画あたりの世帯数の適正化を実施し、光信号分岐端末回線の収容数向上を図る必要があります。</p> <p>また、局外スプリッタの不適切な設置によって接続事業者が不利益を被らないように、1光配線区画に1局外スプリッタ設置の運用を徹底することが必要です。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ 公正競争レビュー制度では、光配線区画の見直しに向けた取組を含む関係主体の取組に関する検証等を実施しているが、情報通信審議会に諮問した「2020年代に向けた情報通信政策の在り方―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―」においては、必要に応じ、これを踏まえた検討が行われるものと考えられる。</p>

(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証

ア 指定要件に関する検証

<p>意見32 モバイル市場の活性化には、更なるMVNOの普及促進が有効であり、今後実施する「競争政策の見直し」においては、二種指定制度を一種指定制度並みに厳正化など、MNOとMVNOとの間におけるサービス競争促進の観点を含めた検討を要望。</p>	<p>考え方32</p>
<p>■ モバイル市場においては、上位3社の市場支配力がますます強化しております。上位3社とMVNO間にある競争上の格差は依然として大きく、このままでは、モバイル市場の寡占化が懸念されます。</p> <p>モバイル市場の活性化には、更なるMVNOの普及促進が有効であり、サービス競争を更に促進することが、モバイル市場の競争の促進につながるものと考えます。</p> <p>今後実施する「競争政策の見直し」においては、MNOとMVNOとの間におけるサービス競争促進を含めた検討を要望いたします。</p> <p>(東北インテリジェント通信)</p> <p>(ア) モバイル市場は原則として市場競争に委ね必要最小限の規制とすべきであり、現行の指定の基準値は適切との指摘(意見25)について</p> <p>(ウ) 二種指定事業者とMVNOの不公平な競争条件の是正のため、二種指定設備制度を一種指定設備制度並みに厳正化すべきとの指摘(意見27)について</p> <p>「現行制度はMNOに対して世界的に見ても厳しい規制が課されている、グローバルなMVNOの展開も見られる中、MNOに過度な規制をすべきではないとの指摘(意見28)について」に係る検証結果(案)</p> <p>■ 国民共有の財産である周波数の割当てを受けて事業を営んでいる二種指定事業者は、電気通信市場全体に与える影響力から鑑みてその公益的役割は大きいことから、近年の環境変化を踏まえると、二種指定事業者には、モバイル市場の競争促進に繋がるさらなる規制があつて然るべきと考えます。</p> <p>これまで総務省殿においては、二種指定制度の規制対象の見直しや「SIMロック解除に関するガイドライン」の策定等の措置を講じていただいているところですが、現状、モバイル市場におけるMVNOの契約者はごく僅か(携帯電話・PHSの契約数1億4千万加入に対し、MVNO契約数は642万加入(平成25年9月末))であり、二種指定事業者あるいは二種指定事業者を中心とする企業グループによる寡占状態にあります。加えて、「MNOでもあるMVNO」の存在は、周波数の割当てを受けないMVNOの市場参入によりモバイル市場の活性化を促すという本来の目的にそぐわないどころか、国民共有の財産であり有限希少な周波数を二種指定事業者を中心とするグループ内で共有することから、モバイル市場の一層の寡占化を招くものです。</p>	<p>■ 第二種指定電気通信設備制度を第一種指定電気通信設備制度並に厳正化すべきとの御意見については、運用に関する意見及びその考え方27で示したとおり、現行の二種指定設備制度は、周波数の有限希少性等により新規参入が困難な寡占的市場が形成されているモバイル市場において、一定以上のシェアを有する電気通信事業者が、接続協議における交渉上の優位性を背景に、接続における不当な差別的取扱い等を引き起こすおそれがあることに鑑み、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速化等を担保する観点から非対称規制として設けられたものであり、ボトルネック設備に起因する市場支配力に着目している第一種指定電気通信設備制度とは事業法上の位置付けが異なるものである。</p> <p>■ 「SIMロック解除に関するガイドライン」(平成22年6月策定)の厳正化に関する御意見については、考え方37のとおり。</p> <p>■ なお、モバイル市場における今後の規制の在り方に関しては、「日本再興戦略」に掲げられているとおり、「競争政策の見直し」において、「モバイル市場の競争促進」を含めて検討課題を洗い出した上で、具体的な制度見直し等の方向性について検討することとしているところであり、情報通信審議会に諮問した「2020年代に向けた情報通信政策の在り方―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―」においては、必要に応じ、これを踏まえた検討が行われるものと考えられる。</p>

こうした実態を踏まえると、二種指定事業者とMVNOとの間にある競争上の格差は依然として大きく、このままでは、電気通信市場全体の健全な発展が阻害されるものと危惧します。

よって、二種指定事業者とMVNOの不公平な競争条件の是正に向けては、接続料に関する適正性・透明性の確保が特に重要であり、次の措置を含め、二種指定制度を一種指定制度並みに厳正化すべきと考えます。

- 接続約款について、現行の届出制から認可制への移行
- 接続料算定における将来原価方式の導入（MVNOの事業予見性の確保）
- 接続料算定期間に起因する二種指定事業者とMVNOの原価年度のずれ解消
- アンバンドル機能の提供義務化・拡大（すべての二種指定事業者における同一の接続メニューの提供）
- 二種指定事業者のネットワーク設計値、品質、カバーエリア等について、MVNOに対する情報開示の義務化

加えて、MVNOの参入促進策として、これまでに講じた措置の検証が必要であるとともに、当該措置の遵守状況に関する監視機能を強化する観点から、次の点を含めてさらなる措置を講じていただくことを要望いたします。

- 二種指定事業者に対する「SIMロック解除に関するガイドライン」の厳正化
- 周波数割当申請時に示したMVNOへの提供計画との乖離要因の検証と、当該検証結果の公表

（ケイ・オプティコム）

（ウ）二種指定事業者とMVNOの不公平な競争条件の是正のため、二種指定設備制度を一種指定設備制度並みに厳正化すべきとの指摘（意見27）について

■ モバイル市場は「新規参入が困難な寡占的市場」となっており、より競争環境を活性化し、利用者利益の向上等を図るため、以下のことから、二種指定事業者に対し、MVNOの参入をより促進するための措置を講ずることを要望します。

これまで固定通信事業は、電力系通信事業者を含む様々な通信事業者が参入し、設備競争やサービス競争を行うことで、料金の低廉化やサービスの普及拡大を図ってきました。

一方、固定通信に比べ料金が高止まりしているモバイルの寡占的市場では、MVNO に対する接続料算定等に当たり、第一種指定電気通信設備ほどの厳格な規定がなく、事実上MNO に有利な状況となっています。

また、モバイル市場は固定市場に比べ、契約者数・売上規模ともに巨大であり、MNO 事業を営むメガキャリアグループが、モバイルでの市場優位性を基に固定事業を推し進めた場合、モバイル事業を行っていない固定通信事業者は淘汰され、通信事業全体が二種指定事業者を持つグループによる寡占化が進み、公正な競争が阻害されることとなります。

（九州通信ネットワーク）



<p>(ウ) 二種指定事業者とMVNOの不公平な競争条件の是正のため、二種指定設備制度を一種指定設備制度並みに厳正化すべきとの指摘（意見27）について</p> <p>■ 現状ではモバイル市場におけるMVNOの契約者はごく一部（携帯電話・PHSの契約数 1億4千万加入に対し、MVNO契約数は642万加入）であり、同市場は二種指定事業者あるいは二種指定事業者を中心とする企業グループによる寡占状態にあります。</p> <p>こうしたシェアの大きな格差を踏まえると、二種指定事業者はMVNOに対してサービス開発力などにおいて競争上の大きな優位性を持ち、このままではモバイル市場の寡占状態が続くことで同市場の健全な発展が阻害される懸念があります。</p> <p>このような中、モバイル市場の競争環境を活性化させて利用者利益の向上を図るためには、更なるMVNOの普及促進が有効であり、MNOとMVNOとの間にある競争上の格差を是正し、サービス競争を更に促進することが、モバイル市場の競争の促進につながるものと考えます。</p> <p>この点において「接続協議における交渉上の優位性を背景に、接続における不当な差別的取扱い等を引き起こすおそれがあることに鑑み」設けられた二種指定設備制度のあり方は、こうしたMVNO普及促進に大きく影響すると考えますので、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接続料金の透明化向上と低廉化によるMVNO参入活性化</li> <li>・ MNOとMVNO間におけるサービス競争促進</li> </ul> <p>等を主眼においた検討をお願いいたします。</p> <p>(STNet)</p>	
<p>意見33 今後の規制の在り方を議論する際は、非対称規制である第二種指定電気通信設備制度の本来の趣旨を踏まえた上で、十分に議論がなされるべき。</p>	<p>考え方33</p>
<p>(ウ) 二種指定事業者とMVNOの不公平な競争条件の是正のため、二種指定設備制度を一種指定設備制度並みに厳正化すべきとの指摘（意見27）について</p> <p>■ 検証結果（案）においては、「競争政策の見直し」にて、モバイル市場における規制の在り方について検討される旨が示されており、MNOとMVNO間の競争条件についても検証が行われるものと推察しますが、ボトルネック設備を起因とした第一種指定設備制度の趣旨との差異を前提にした上で、MNOの新規技術の革新や設備投資のインセンティブへの影響、また他政策の整合性を図ることに留意する必要があると考えます</p> <p>(イー・アクセス)</p> <p>■ 第一種指定電気通信設備制度は、ボトルネック設備に起因し、その市場支配力に着目している一方で、第二種指定電気通信設備制度は、電波の有限希少性及び相対的に多数の端末シェアに起因して、接続協議において強い交渉力を有し、事業者間協議では合理的な条件での合意が期待しにくい構造が形成されている点に着目しており、こうした市場支配力の行使を抑止し、公正な競争環境を整備するために設けられた制度と認識しています。</p> <p>本項目においては、モバイル市場の今後の規制の在り方について、「競争政策の見直し」が</p>	<p>■ 考え方32のとおり。</p>

<p>なされることが明記されていますが、今後の規制の在り方を議論する際は、非対称規制である第二種指定電気通信設備制度の、「競争促進の目的を念頭に市場において真に支配的である事業者を厳選し、必要な規制を適用するとともに、他の事業者に対する規制を最小限に抑える」という本来の趣旨を踏まえた上で、十分に議論がなされるべきです。</p> <p>加えて、電気通信事業法施行規則の一部改正（平成24年6月 総務省）により、第二種指定設備制度に係る指定の閾値が端末シェア25%から10%に引き下げられましたが、平成24年3月22日付けにて弊社より提出いたしました電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見書や審議会での有識者のご発言にもある通り、当該指定基準については論拠に合理性が認められないものです。「競争政策の見直し」においては、こうした結論ありきの議論・判断ではなく、十分な論拠に基づいた判断を行って頂きたいと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見34 ソフトバンクグループ内の連携が強まっており、企業グループを踏まえ二種指定の要否を判断する制度とすべきであり、同社が接続約款にデータ接続料を明示しておらず、不透明な取引が懸念される状況は是正されるべき。</p>	<p>考え方34</p>
<p>【検証結果案P23】</p> <p>現行の二種指定設備制度は、事業法第34条第1項に規定するとおり、端末シェアが10%を超える電気通信事業者が設置する特定の電気通信設備の総体について指定する制度であり、指定に当たっては電気通信事業者単位で判断することとされていることから、当該指定の基準を満たしていないイー・アクセスの電気通信設備を二種指定設備として指定することは適当ではない。</p> <p>なお、事業者の経営体制を含む近年のモバイル市場における環境変化については、今後とも状況を注視していくことが必要であり、2014年を目途として実施する「競争政策の見直し」においては、必要に応じ当該環境変化を踏まえて検討課題を洗い出した上で、具体的な制度見直し等の方向性について検討することとしているところである。</p> <p>■ 先に意見提出した後も、ソフトバンクグループ内の会社を跨る通話定額開始（2013年11月）や本年4月にイー・アクセス殿とウィルコム殿が合併すると発表する等、移動体通信市場におけるグループ連携が益々強まっている。2014年を目途として実施する「競争政策の見直し」においては、こうした実態を踏まえ、二種指定において企業グループを踏まえた指定の適否を判断する制度整備を行うべきと考える。</p> <p>また、ソフトバンクモバイル殿は二種指定されているにも係らず、接続約款にデータ接続料を明示していない。不透明な取引による公正競争への懸念を払しょくするためにも、この状況は早期に是正されるべきであると考えます。 (NTTドコモ)</p>	<p>■ 事業者の経営体制を含む近年のモバイル市場における環境変化については、今後とも状況を注視していくことが必要であり、「競争政策の見直し」においては、必要に応じ当該環境変化を踏まえて検討課題を洗い出した上で、具体的な制度見直し等の方向性について検討することとしているところであり、情報通信審議会に諮問した「2020年代に向けた情報通信政策の在り方―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―」においては、必要に応じ、これを踏まえた検討が行われるものと考えられる。</p>
<p>意見35 市場シェアの低い後発事業者と指定事業者間の協議において、交渉上の地位の優位性が働くことはグループの有無に関わらず起こり得るため、イー・アクセスを二種指定の対象にすべきではない。</p>	<p>考え方35</p>

<p>(イ) ソフトバンクモバイルとイー・アクセス間で不透明な取引が懸念されるため、イー・アクセスを二種指定事業者とすべき。また、同一市場においては企業グループ単位の規制に見直すべきとの指摘（意見26）について</p> <p>■ 接続協議は、事業者単位で実施するため、当社のような市場シェアの低い後発事業者と指定事業者との協議において、交渉上の地位の優位性が働くことはグループの有無に関わらず起こり得ることを踏まえれば、検証結果（案）の通り、当社を指定対象に含めるべきではないと考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>■ 考え方34のとおり。</p>
<p>意見36 二種指定事業者と自社のグループ企業が一体となった取組みにより、モバイル市場の健全な発展が阻害されることから、二種事業者を含む企業グループの総合的な市場支配力やグループドミナンスを包括的に規制すべき。</p>	<p>考え方36</p>
<p>「(イ) ソフトバンクモバイルとイー・アクセス間で不透明な取引が懸念されるため、イー・アクセスを二種指定事業者とすべき。また、同一市場においては企業グループ単位の規制に見直すべきとの指摘（意見26）について」に係る検証結果（案）</p> <p>■ モバイル市場においては、有限希少な電波資源の利用がもたらす市場特性、大規模な売上高、顧客基盤、圧倒的な資金力等をベースとして、二種指定事業者の市場支配力がますます強化しています。</p> <p>加えて、二種指定事業者と自社のグループ企業が一体となった次の取組みにより、MVNOの参入やモバイル市場の健全な発展を阻む動きがみられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● グループ企業のMNOに対する二種指定設備の優先的取扱いの恐れ</li> <li>● グループ企業のMNOの設備の二種指定を回避しつつ、二種指定事業者がその設備を独占的に活用している恐れ</li> <li>● 二種指定事業者とグループ企業のMNOとの間のターゲット市場の棲み分け（二種指定事業者の高い料金水準を維持しつつ、グループ企業はMVNOと競合する低料金のサービスを展開）による当該グループの市場支配力の維持</li> </ul> <p>このような状況が続くことになれば、MVNOの普及促進によるサービスの多様化や料金の低廉化といったこれまでの競争政策の成果は失われることとなり、お客様の利便性は却って損なわれることとなります。</p> <p>以上のことから、情報通信市場全体での公正競争環境の確保のため、同一グループ内企業における事業者間取引の適正性・透明性について詳細に検証するとともに、二種指定事業者を含む企業グループの総合的な市場支配力やグループドミナンスに対して、厳正かつ包括的に規制することが必要と考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	<p>■ 運用に関する意見及びその考え方32で示したとおり、市場支配力の濫用を防止する観点から規律されている現在の禁止行為等規制の適用についてみれば、上位3社のうちNTTドコモ以外の2社は、「電気通信事業法第30条第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者（移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者）の指定に当たっての基本的な考え方」（平成24年4月策定。以下「禁止行為等規定適用事業者指定ガイドライン」という。）に示す考え方に照らし、現時点において、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者のうち最近1年間における収益の額の市場に占める割合（以下「市場シェア」という。）が1位の電気通信事業者との市場シェアの格差や総合的な事業能力を判断した上で、NTTドコモ以外の2社を禁止行為等規制の適用を受ける電気通信事業者として指定する必要性は認められない。</p> <p>なお、モバイル市場における今後の規制の在り方に関しては、「日本再興戦略」に掲げられているとおり、「競争政策の見直し」において、「モバイル市場の競争促進」を含めて検討課題を洗い出した上で、具体的な制度見直し等の方向性について検討することとしているところであり、情報通信審議会に諮問した「2020年代に向けた情報通信政策の在り方―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向け</p>

	てー」においては、必要に応じ、これを踏まえた検討が行われるものと考えられる。
意見37 SIMロック解除に対する事業者間の取組格差が生じているため、SIMロックを巡る環境変化を踏まえた上でガイドラインの適切な見直し等を進めるべき。	考え方37
<p>■ 今回の検証結果のデータを見ても明らかである通り、移動体データ通信サービス全体契約数が約147百万であるのに対し、MNOでないMVNOは約6百万程度（MVNO全体は約12百万程度）と、未だMVNO市場は途上段階にあり、MVNO市場の更なる活性化が必要であると考えます。</p> <p>特にSIMロックに関しては、「SIMロック解除に関するガイドライン」において、通信サービス・アプリケーション等の利用の全部又は一部が制限される課題が存在することから当分の間、事業者による主体的な取組によることとされておりますが、競争評価2012における事業者別のSIMロック解除可能な端末の取扱状況を見ると、未だにごく一部の機種しか対応しない事業者が存在し、事業者間の取組に格差が生じています。</p> <p>SIMロック解除が進まない場合、別のMNOネットワークによるMVNOサービスを利用する際に新規に端末の購入等が必要となり、SIMロック解除に対応しないMNOユーザの利便性が損なわれる状況が続くことが想定されます。</p> <p>今後、LTEの普及等の環境の変化を踏まえて、SIMロック解除に対する事業者間の取組格差を早期に解消すべきと考えます。 (NTTコミュニケーションズ)</p> <p>ア 指定要件に関する検証 (ウ) 二種指定事業者とMVNOの不公平な競争条件の是正のため、二種指定設備制度を一種指定設備制度並みに厳正化すべきとの指摘（意見27）について</p> <p>■ SIMロック解除に関する意見に対する総務省の考え方（本検証結果案125ページ）において示されている通り、SIMロック解除については平成22年6月の「SIMロック解除に関するガイドライン」策定後、各事業者による主体的な取り組みが期待されているところですが、事業者間でもその実施状況に大きな違いが見られます。この間、SIMロックを巡る状況（市場動向、通信事業者、端末メーカー、通信方式、利用者のニーズ等）は大きく変化していると考えられ、今後、最新の移動体通信市場の動向に合わせ、利用者の立場から各事業者による取り組みを評価し、「SIMロック解除に関するガイドライン」の適切な見直しを進めることが望ましいと考えます。 (テレコムサービス協会)</p>	<p>■ 運用に関する意見及びその考え方27で示したとおり、「SIMロック解除に関するガイドライン」の見直しについては、同ガイドラインが、通信サービス・アプリケーション等の利用の全部又は一部が制限されるという課題が存在すること等にかんがみ、当分の間、事業者による主体的な取組を求めていることを踏まえつつ、①SIMロック解除に係る事業者の取組、②SIMロック解除に対する利用者等の評価、③SIMロックが解除され、SIMカードが差し替えられた場合において利用可能となる通信サービス、アプリケーション等の状況等の携帯電話市場を取り巻く環境変化について多角的に検討する必要がある。</p> <p>例えば、SIMロック解除の動向については、電気通信事業分野における競争状況の評価2012（平成24年度）においては、移動系のデータ通信の分析の中で、2012年度に発売された携帯電話端末114種類のうち、55種類（48.2%）であり、事業者別のSIMロック解除端末の割合では、イー・アクセスが100%、NTTドコモが98%、ソフトバンクモバイルが4%、KDDIは0%となっているところであり、事業者間の取組に差が生じていることは事実である。</p> <p>また、SIMロック解除を要望する利用者も一定数おり、3.9世代移動通信システムの普及や、データ通信を用いた音声通話等を行うことの出来るアプリケーションの普及等の環境変化も起こっているところである。</p> <p>■ なお、モバイル市場における今後の規制の在り方に関しては、「日本再興戦略」に掲げられており、「競争政策の見直し」において、「モバイル市場の競争促進」を含めて検討課題を洗い出した上で、具</p>

	<p>体的な制度見直し等の方向性について検討することとしているところであり、情報通信審議会に諮問した「2020年代に向けた情報通信政策の在り方―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―」においては、必要に応じ、これを踏まえた検討が行われるものと考えられる。</p>
<p>意見38 SIMロック解除をめぐる現状として、現市場全体で機能する環境が必ずしも整っているとはいえないため、SIMロック解除に関する検討に当たっては多面的かつ十分に議論すべき。</p>	<p>考え方38</p>
<p>MVNOの参入促進策として、これまで講じた措置を検証するとともに、SIMロック解除ガイドラインの厳正化等をすべきとの指摘（意見27）について</p> <p>■ 本制度の運用に関する意見募集及び再意見募集に対する総務省殿考え方において、「同ガイドラインの見直し～（略）～携帯電話市場を取り巻く環境変化について多角的に検討する必要がある。」と記載があります。現在、3.9世代移動通信システムの普及等の環境変化が起こっているものの、音声通話については、未だ会社によって方式が異なる第3世代移動通信システムでの提供となっており、加えて利用周波数帯においても各社に違いがみられる等、SIMロック解除をめぐる現状として、現市場全体で機能する環境が必ずしも整っているとはいえないと考えます。</p> <p>さらに、上記差異に加えて、各事業者が提供する携帯電話端末の多くは、当該事業者への提供を目的に個別に最適化されたものとなっていることや、SIMロック解除を利用して回線を別で契約する場合と、回線と端末をセットで契約する場合とでは保守範囲も異なる等も勘案すると、当該事業者によりSIMロック解除された端末がどの電気通信事業者においても解除前と同様の状態で自由に使えるとは限らず、多くの利用者に対し混乱を招く可能性が高いと懸念しています。また、複数キャリアでの利用を前提に、メーカー自身が利用者に対し直接SIMフリー端末を提供するケースも存在し、直近ではiPhoneやNexus等でもこの形態で販売が行われています。本課題の検討にあたっては、これらの端末提供状況や利用者の理解度等も考慮した上、多面的かつ十分に議論すべきです。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ SIMロック解除に関する現状については、考え方37のとおりであり、事業者の取組に差が生じているところである。</p> <p>SIMロック解除がなされた端末を用いて他キャリアのSIMカードを挿入して使用した場合、利用可能となる通信方式等が異なることによる通信速度の低下や使用可能エリアの減少、キャリア固有のアプリケーションの利用不可等の問題が想定されることから、当該状況を説明した上でもSIMロック解除を希望する者が存在するかどうか等、利用者等の評価を注視していくことが必要である。</p> <p>また、SIMロック解除に伴う音声通話サービスについては、現在の第3世代移動通信システムでは通信方式等が異なることからその利用に一定の制限が存在するものの、VoIP技術による音声通話が利用できるスマートフォン向けアプリが登場し、一定のダウンロード数を記録する等、携帯電話市場を取り巻く環境に変化が生じていること等に鑑みれば、音声通話サービスを第3世代移動通信システムを用いて提供していることをもって、直ちに、各事業者においてSIMロック解除に関して検討を行う上での大きな問題になっているとまでは考えられない。</p> <p>なお、SIMロックに関する理解度等については、平成24年度に引き続き、平成25年度の競争評価における利用者アンケートにおいても確認することとしている。</p>

**イ 指定の対象に関する検証**

<p>意見 39 近年のモバイル市場における環境変化を踏まえ、接続協議における交渉上の優位性に着目するのか、移動体通信事業者の設備にボトルネック性が認められないか、といった規制の在り方についての検証が必要。</p>	<p>考え方 39</p>
<p>(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証 イ 指定の対象に関する検証</p> <p>■ 現行の第二種指定電気通信設備制度は、一定以上のシェアを持つMNOとMVNOの交渉力の違いに着目した非対称規制ですが、依然としてMVNOとMNOのシェアに大きな差がある中で、二種指定設備制度は今後強化されることはあっても廃止、縮小されるべきではなく、引き続き重要なMNOに対する規律であると考えます。加えて、移動体通信市場の変化に合わせ、これまで検証の俎上に上がっていなかった二種指定設備制度の根拠についても、今後必要な検証を行うべきと考えます。</p> <p>平成21年10月16日付情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」（12ページ）では、移動通信事業者の設備にはボトルネック性がないとされており、その理由に次が挙げられています。</p> <p>移動通信事業者の加入者や、その扱う通信量が移動体間の通信も含めて増えているが、それでも移動体間の通信は全体の5分の1以下（1999年度）にとどまっており、また、固定網が各家庭や事業所への最終通信手段（ラストリゾート）となっているのに対し、移動網は主として個人単位でのオプション的な通信手段として普及拡大しており、単純な量的な拡がりで見られるよりもボトルネック性は弱いこと</p> <p>しかし、現在では携帯電話・モバイル通信が固定電話通信に比べ必須の通信手段となりつつあり、上記は現状にそぐわないものと考えます。そのため、近年のモバイル市場における環境変化を踏まえ、接続協議における交渉上の優位性に着目することが引き続き適当なのか、または移動体通信事業者の設備にボトルネック性が認められないか、といった規制のあり方についても検証が必要と考えます。</p> <p>(テレコムサービス協会)</p>	<p>■ 考え方 32 のとおり。</p>
<p>意見 40 モバイル市場においては、電波に有限・希少性があるため一定のルールが必要であるとしても、原則として市場競争に委ね、必要最小限の規制のみ導入すべき。</p>	<p>考え方 40</p>
<p>■ モバイル市場においては、電波に有限・希少性があるため一定のルールが必要であるとしても、原則として市場競争に委ね、必要最小限の規制のみ導入すべきであり、今後も自由な競争を通じたサービス改善によるユーザ利便の向上を図っていくべきと考えます。</p> <p>なお、現行の第二種指定電気通信設備制度は、検証結果案に示されているとおり、電波の有限希少性等により新規参入が困難なモバイル市場において、一定以上のシェアを有する電気通信事業者が、接続協議における交渉上の優位性を背景に、接続における不当な差別的取扱い等を引き起こすおそれがあることに鑑み、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速化等を担保する観点から非対称規制として設けられたものであると理解しています。</p>	<p>■ 運用に関する意見及びその考え方 28 で示したとおり、現行の二種指定設備制度は、周波数の有限希少性等により新規参入が困難な寡占的市場が形成されているモバイル市場において、一定以上のシェアを有する電気通信事業者が、接続協議における交渉上の優位性を背景に、接続における不当な差別的取扱い等を引き起こすおそれがあることに鑑み、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速化等を担保する観点から、接続応</p>

(KDDI)	<p>諾義務等の一般的な接続ルールに加えて、接続約款の作成・届出、接続会計の整理等の接続に関する必要最低限の規律を課すものである。</p> <p>なお、モバイル市場における今後の規制の在り方に関しては、「日本再興戦略」に掲げられているとおり、「競争政策の見直し」において、「モバイル市場の競争促進」を含めて検討課題を洗い出した上で、具体的な制度見直し等の方向性について検討することとしているところであり、情報通信審議会に諮問した「2020年代に向けた情報通信政策の在り方―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―」においては、必要に応じ、これを踏まえた検討が行われるものと考えられる。</p>
意見4-1 多様な競争環境の整備のため、MVNOの市場参入を促すことについて賛同。	考え方4-1
<p>現行制度はMNOに対して世界的に見ても厳しい規制が課されている。グローバルなMVNOの展開も見られる中、MNOに過度な規制をすべきではないとの指摘（意見28）について</p> <p>■ 多様な市場競争環境の整備のために、MVNOの一層の市場参入や進展を促すことについて賛同します。現在の市場においても、接続型MVNOだけでなくMNOと連携することで多種多様な形態のMVNOがサービス提供できる環境を構築しており、弊社ネットワーク利用しているMVNO契約者数、事業者数も、共に増加の一途を辿っています。なお、接続型を含むMVNO参入検討事業者に対しては、弊社は今後も真摯に対応を行って参ります。（ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）</p>	■ 考え方19のとおり。

### (3) 禁止行為に関する検証

#### ア 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制の適用時業者の指定要件に関する検証

意見4-2 NTTドコモに対する市場支配的な電気通信事業者の指定を解除すべき。	考え方4-2
<p>【検証結果案P25】</p> <p>禁止行為等規制の運用に当たっては、「電気通信事業法第30条第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者（移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者）の指定に当たっての基本的考え方」（以下「禁止行為等規定適用事業者指定ガイドライン」という。）を策定・公表しており、禁止行為等適用事業者指定ガイドラインに沿って、現在、NTTドコモを当該規定の適用を受ける電気通信事業者として指定しているところであり、上述の規定の趣旨及び禁止行為等規定適用事業者指定ガイドラインに示す考え方に照らし、現時点において、NTTドコモを禁止行為等規制の適用を受ける電気通信事業者として引き続き指定する必要</p>	<p>■ 運用に関する意見及びその考え方30で示したとおり、禁止行為等規制は、市場支配力を有する電気通信事業者がその市場支配力を濫用した場合、電気通信事業者間の公正な競争等に及ぼす弊害は著しく大きく看過し得ないものとなるため、それを未然に防止する観点から規定されており、市場シェアが25%を超える電気通信事業者について、市場シェアの推移その他の事情を勘案して、事業法第30条第3項から第5項ま</p>

<p>性に変わりはない。</p> <p>なお、近年のモバイル市場における環境変化については、今後とも状況を注視していくことが必要であり、2014年を目途として実施する「競争政策の見直し」においては、必要に応じ当該環境変化を踏まえて検討課題を洗い出した上で、具体的な制度見直し等の方向性について検討することとしているところである。</p> <p>【検証結果案P25】</p> <p>市場支配力の濫用を防止する観点から規律されている現在の禁止行為等規制の適用についてみれば、上位3社のうちNTTドコモ以外の2社は、禁止行為等規定適用事業者指定ガイドラインに示す考え方に照らし、現時点において、市場シェアが1位の電気通信事業者との市場シェアの格差や総合的な事業能力を判断した上で、NTTドコモ以外の2社を禁止行為等規制の適用を受ける電気通信事業者として指定する必要性は認められない。</p> <p>なお、モバイル市場における今後の規制の在り方に関しては、「日本再興戦略」に掲げられているとおり、2014年を目途として実施する「競争政策の見直し」において、「モバイル市場の競争促進」を含めて検討課題を洗い出した上で、具体的な制度見直し等の方向性について検討することとしているところである。</p> <p>■ OTT (Over The Top) の台頭やスマートフォンの急速な普及、企業グループ連携による競争力強化、各社のシェアが近接していること等を踏まえれば、現時点において既に当社に市場支配力が存在しないことは明らかであり、市場支配的な電気通信事業者の指定を解除すべき状態にあることを明示すべきである。</p> <p>また、2014年を目途として実施する「競争政策の見直し」においては、環境変化を踏まえた規制に見直すべきと考える。日本の移動体通信事業者に対する規制は海外に比べ突出して厳しい規制であり、特に、自由なビジネス展開を阻む禁止行為規制は、日本企業の国際競争力や利用者利便への支障も懸念されるところであり、速やかに見直されるべきと考える。</p> <p>(NTTドコモ)</p>	<p>での規定の適用を受ける電気通信事業者として指定することができる」とされている。</p> <p>禁止行為等規制の運用に当たっては、禁止行為等規定適用事業者指定ガイドラインを策定・公表しており、禁止行為等適用事業者指定ガイドラインに沿って、現在、NTTドコモを当該規定の適用を受ける電気通信事業者として指定しているところであり、上述の規定の趣旨及び禁止行為等規定適用事業者指定ガイドラインに示す考え方に照らし、現時点において、NTTドコモを禁止行為等規制の適用を受ける電気通信事業者として引き続き指定する必要性に変わりはない。</p> <p>なお、近年のモバイル市場における環境変化については、今後とも状況を注視していくことが必要であり、「競争政策の見直し」においては、必要に応じ当該環境変化を踏まえて検討課題を洗い出した上で、具体的な制度見直し等の方向性について検討することとしているところであり、情報通信審議会に諮問した「2020年代に向けた情報通信政策の在り方―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―」においては、必要に応じ、これを踏まえた検討が行われるものと考えられる。</p>
<p>意見43 NTTドコモに対する禁止行為規制を維持すべき。</p> <p>(ア) NTTドコモは40%以上の市場シェアを長期に渡って維持しており、NTTドコモに対する禁止行為規制適用の必要性に変わりはない、又は、NTTドコモのみに禁止行為規制を課す合理性はなく、指定対象について速やかに見直すべきとの指摘(意見30、31)について</p> <p>(イ) 上位3社のモバイル事業者を含む企業グループの総合的な市場支配力やグループドミナンスに対して規制が必要との指摘(意見32)について</p> <p>■ 検証結果(案)の通り、NTTドコモ殿の市場シェア(売上高)、及び総合的な事業能力を勘案すれば、禁止行為規制の対象については、現行の通りNTTドコモ殿のみ指定することが適切と考えます。</p> <p>なお、検証結果(案)においては「競争政策の見直し」にて、モバイル市場における環境変化を踏まえて実施される旨示されておりますが、二種指定制度における禁止行為規制の対象については、以下の理由から、引き続きNTTドコモ殿のみ指定することが適切と考えます。</p>	<p>考え方43</p> <p>■ 検証結果(案)に対する賛成の御意見として承る。</p> <p>なお、モバイル市場における今後の規制の在り方に関しては、「日本再興戦略」に掲げられているとおり、「競争政策の見直し」において、「モバイル市場の競争促進」を含めて検討課題を洗い出した上で、具体的な制度見直し等の方向性について検討することとしているところであり、情報通信審議会に諮問した「2020年代に向けた情報通信政策の在り方―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―」においては、必要に応じ、これを踏まえた検討が行われるものと考えられる。</p>



- ・モバイル市場におけるNTTドコモ殿の契約数シェアは44.3%（※2）を占め、電気通信事業収入のシェアでは50%以上を占めること、及び財務基盤、設備投資規模、ブランド力、並びにNTTとしての位置づけ等の総合的な要素からすると依然として十分に支配力を有すること
- ・米国、英国、フランス、ドイツにおいては、契約数シェアトップの事業者と第二位の事業者の差が10%未満に留まり、諸外国と比較した場合でもNTTドコモ殿の契約数シェアは高い水準にあること（※3）
- ・共に、指定電気通信設備を持ち、なおかつ、市場シェアがFTHの71.7%、携帯電話44.3%と高い水準にあるNTT東西殿とNTTドコモ殿のグループ間連携は、他の競争事業者が追随出来ない巨大な市場支配力の行使に繋がる懸念されること

（※2）電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データ（平成25年度9月末）

（※3）各国のモバイル市場における契約数シェアの比較

	第1位	第2位	差
<b>米国</b> (2013年6月末)	<b>AT&amp;T</b> (34%)	<b>Verizon</b> (31%)	3%
<b>英国</b> (2012年3月末)	<b>Everything,Everywhere</b> (33%)	<b>O2</b> (27%)	6%
<b>フランス</b> (2012年6月末)	<b>OrangeFrance</b> (37.3%)	<b>SFR</b> (29.4%)	7.9%
<b>ドイツ</b> (2012年7月末)	<b>Vodafone</b> (31.5%)	<b>T-Mobile</b> (31.2%)	0.3%
<b>日本</b> (2013年12月末)	<b>NTTドコモ</b> (44.3%)	<b>KDDI</b> (28.0%)	16.3%

出典：総務省、TCA「テレコムデータブック」  
(イー・アクセス)

「(ア) NTTドコモは40%以上の市場シェアを長期に渡って維持しており、NTTドコモに対する禁止行為規制適用の必要性に変わりはない、又は、NTTドコモのみに禁止行為規制を課す合理性はなく、指定対象について速やかに見直すべきとの指摘（意見30、31）について」

「(イ) 上位3社のモバイル事業者を含む企業グループの総合的な市場支配力やグループドミナンスに対して規制が必要との指摘（意見32）について」に係る検証結果（案）

■ NTTグループは、固定通信・移動通信の両市場において圧倒的なシェアを有するドミナン

ト事業者を抱えるだけでなく、NTTファイナンス殿を通じたグループ各社の料金請求・回収業務の統合や、活用業務制度によるNTT東西殿の業務範囲の拡大など、自らの論理により実質的にグループ連携を進めていることから、NTTグループに対する現行規制については、引き続き維持または強化すべきと考えます。

今回の検証結果案において、「NTTドコモを禁止行為等規制の適用を受ける電気通信事業者として引き続き指定する必要性に変わりはない」とされており、他方、NTT東西殿の加入光ファイバについては、これまで、「実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有している」とされています。加えて、そういった圧倒的な影響力を持つNTTドコモ殿とNTT東西殿を中心としたグループ連携が進められていることは、なし崩し的にグループ会社の再統合や、独占への回帰を図るものと危惧するところです。

よって、NTTグループに対する指定電気通信設備規制や禁止行為規制等の現行規制については、引き続き維持するとともに、真に公正競争環境を確保するためには、NTTグループにおける事業運営上の全ての行為に対して適切かつ抜けのない規制をかけることが必要です。

(ケイ・オプティコム)

■ NTTドコモ殿に対する禁止行為規制については、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方 答申」（平成23年12月20日 総務省）において、以下の理由から、「直ちに現行の規制内容を見直すことが必要とまではいえない」と整理されています。

- ・ NTTドコモの市場シェア等を考慮すれば、例えば同社とその関係事業者等との排他的な提携を通じた特定の者に対する不当な差別的取扱いを禁止することは、公正競争環境の確保にとって引き続き重要
- ・ 激しい変化の過程にあるモバイル市場において、禁止行為規制を緩和した場合に公正競争環境を損なうおそれがないとはいえない

上記答申時の平成23年12月時点での移動体市場におけるNTTドコモ殿のシェアは45.9%<sup>\*1</sup>であったのに対し、直近（平成25年9月末）は44.3%<sup>\*2</sup>と、大きな変化は認められないこと、また「電気通信事業分野における競争状況の評価2012」（平成25年9月 総務省）にも記載がある通り、移動系データ通信市場及び移動系音声通信市場においてNTTドコモ殿のシェアは高く、「単独で市場支配力を行使し得る地位」にあると評価されていることから、引き続き、NTTドコモ殿は禁止行為規制の対象とすべきです。

また、「電気通信事業法第30条第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者（移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者）の指定に当たっての基本的考え方」（平成24年4月27日 総務省）においては、「一定期間継続して25%を超え40%以下の市場シェアを有する電気通信事業者が存在する場合」、電気通信事業者の市場シェアが1位の事業者は、諸要因（事業規模、市場への影響力・ブランド力、製品・サービスの多様性、潜在的な競争の不在等）を勘案したうえで、市場支配力の可否を判断するとされてい

ます。当該諸要因等を勘案しても、NTTドコモ殿は引き続き禁止行為規制の対象になるものと考えます。

一例として、諸要因の一つである事業規模について、KDDI殿は持株会社機能や固定通信業等も含めた数値であるため、一概に比較は出来ませんが、NTTドコモ殿は同じ移動通信分野のソフトバンクモバイルと比すると、資本金は約5.4倍、営業収益は約2倍、従業員数は約1.5倍と、全項目において大きく数値を上回っている状況であること等、通信市場の状況を勘案すれば、NTTドコモ殿の事業規模が大きいことは明らかなです。

〔事業規模（資本金、収益、従業員数）〕（FY12における主要各社の比較）

	NTTドコモ ※3 (単体)	KDDI ※4 (移動体事業以外 も含む単体)	ソフトバンク モバイル ※5 (単体)
資本金	約9,497億円	約1,419億円	約1,773億円
営業収益	約4兆5,098 億円	約3兆3,661 億円	約2兆3,154 億円
従業員数	10,903名	11,231名	7,377名

※1 電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成23年度第3四半期（12月末））（平成24年3月28日 総務省）

[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban04\\_02000033.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban04_02000033.html)

※2 電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成25年度第2四半期（9月末））（平成25年12月13日 総務省）

[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban04\\_02000069.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban04_02000069.html)

※3 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 第22期（2013年3月期）有価証券報告書を基に各項目を記載

[https://www.nttdocomo.co.jp/corporate/ir/binary/pdf/library/report/fy2012/yuho\\_fy2012.pdf](https://www.nttdocomo.co.jp/corporate/ir/binary/pdf/library/report/fy2012/yuho_fy2012.pdf)

※4 KDDI株式会社 第29期（2013年3月期）有価証券報告書を基に各項目を記載

[http://www.kddi.com/corporate/ir/library/yuka\\_shoken/pdf/yuho\\_2013.pdf](http://www.kddi.com/corporate/ir/library/yuka_shoken/pdf/yuho_2013.pdf)

※5 ソフトバンク株式会社 四半期報告書（第34期第2四半期）を基に各項目を記載 [http://cdn.softbank.jp/corp/set/data/irinfo/financials/security\\_reports/pdf/2014/softbank\\_securities\\_2014\\_002.pdf](http://cdn.softbank.jp/corp/set/data/irinfo/financials/security_reports/pdf/2014/softbank_securities_2014_002.pdf)

（ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）

■ 1985年の通信自由化以降、公社が独占していた通信インフラを民間に開放し、NTTと新規参入事業者との間で適正かつ公正な競争が行われるよう累次の公正競争ルールが整備され

てきました。こうした制度の枠組みが一定程度機能したことにより、NTT各社と競争事業者との間で競争が進み、高度なサービスが普及し、日本のブロードバンド基盤の整備、利用が着実に進んでいると認識しております。

しかしながら、電気通信分野における競争状況を見てみると、固定通信分野ではNTT東・西のFTTH契約者数シェアが71.7%、モバイル分野では、NTTドコモの契約者数シェアが44.3%（電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成25年度第2四半期（9月末）））と突出したシェアを占め、さらに公社時代から引き継ぐ顧客基盤や線路敷設基盤、ブランド力等の高い総合的な事業能力を軸に、固定、モバイル両市場において、NTTグループが圧倒的な市場支配力を有しつつけている状況は、主要先進国の中でも特異であり、依然として公正な競争環境には至っていないと考えます。したがって、NTTグループに対する禁止行為規制や機能分離といった現行の非対称規制を緩和する状況にはないと考えます。

前述のとおり、固定通信分野ではNTT東・西のFTTH契約者数シェアが71.7%、モバイル分野では、NTTドコモの契約者数シェアが44.3%と突出シェアを占め、さらに公社時代から引き継ぐ顧客基盤や線路敷設基盤、ブランド力等の高い総合的な事業能力を軸に、固定、モバイル両市場において、NTTグループが圧倒的な市場支配力を有しつつけており、依然として公正な競争環境には至っていないと考えます。したがって、NTTグループに対する禁止行為規制や機能分離といった現行の非対称規制を緩和する状況にはないと考えます。

禁止行為規制は、市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制として導入されたものであり、事業規模やブランド力といった総合的な事業能力を考慮し、対象を指定する必要があると考えます。

NTTドコモは、6,177万の加入者数（2013年9月末時点、NTT持株IR資料より）を有し、今もなおその規模を伸ばしていることに加え、市場シェアの4割を長期に渡って維持しています。さらに、固定通信分野やISP分野でも圧倒的なシェアを持つNTT東・西、NTTコム等を傘下に抱えるNTT持株の一員であり、公社の流れをくむ「NTT」ブランドを保持している等、圧倒的に高い総合的な事業能力を有していることに鑑みれば、NTTドコモに対する禁止行為規制適用の必要性は変わりません。

そのような状況の中で、仮にNTTドコモのみ禁止行為が外れた場合でも、例えば、6,177万人ユーザを抱えるNTTドコモとFTTHで1,767回線（2013年9月末時点、NTT持株IR資料より）を保有するNTT東・西との排他的連携がNTTドコモ側の施策として可能となり、固定・移動相互の支配力をレバレッジとして、グループ一体性の強化を図ることが想定されます。この場合、これまでの競争が大きく後退し、独占回帰につながるため、共同的・一体的な市場支配力の行使を抑止する現行の禁止行為規制の厳格な運用が必要と考えます。

(KDDI)

(ア) NTTドコモは40%以上の市場シェアを長期に渡って維持しており、NTTドコモに対する禁止行為規制適用の必要性に変わりはない、又は、NTTドコモのみに禁止行為規制を課す合理性はなく、指定対象について速やかに見直すべきとの指摘(意見30、31)について

■ NTT東西殿及びNTTドコモ殿は固定とモバイルのセット割を行っていないとも、各々の市場において圧倒的な市場支配力を有しており、NTTグループに対する非対称規制が緩和された場合、同グループによる独占化・寡占化を招き、公正な競争が阻害されることとなります。

このことから、「NTTドコモを禁止行為規制の適用を受ける電気通信事業者として引き続き指定する必要性に変わりはない」とする検証結果(案)の考え方に賛同します

(九州通信ネットワーク)

(ア) NTTドコモは40%以上の市場シェアを長期に渡って維持しており、NTTドコモに対する禁止行為規制摘要の必要性に変わりはない、又は、NTTドコモのみに禁止行為規制を課す合理性はなく、指定対象について速やかに見直すべきとの指摘(意見30、31)について

■ 検証結果案の「現時点において、NTTドコモを禁止行為等規制の適用を受ける電気通信事業者として引き続き指定する必要性に変わりはない。」という考え方に賛同します。

NTTドコモ殿は、移動体通信市場において40%以上のシェアを長期に渡って維持しており、また、NTTグループとしても固定通信市場におけるボトルネック設備を有し、圧倒的な市場支配力を持っていることから、NTTドコモ殿を禁止行為等規制の適用を受ける電気通信事業者として引き続き指定する必要性に変わりはないと考えます。

(北陸通信ネットワーク)

ウ(イ)現在の規制のうち時代にそぐわないものは撤廃又は緩和すべきとの指摘(意見42)について

■ NTT東西殿・NTTドコモ殿は、固定とモバイルのセット割を行っていないとも、固定及びモバイルの各々の市場において圧倒的な市場支配力を維持しており、こうした中で、両社が排他的に連携すると、公正な競争環境が損なわれることから、「NTT東西殿及びNTTドコモ殿」に対する禁止行為規則等の非対称規制は、引き続き維持すべき」とする、KDDI殿の再意見に賛同します。

(九州通信ネットワーク)

(ア) NTTドコモは40%以上の市場シェアを長期に渡って維持しており、NTTドコモに対する禁止行為規制適用の必要性に変わりはない、又は、NTTドコモのみに禁止行為規制を課す合理性はなく、指定対象について速やかに見直すべきとの指摘(意見30、31)について

<p>■ NTTドコモ殿への禁止行為等規制の適用対象指定については「禁止行為等適用事業者指定ガイドライン」に沿って市場シェア等の諸要件を根拠に適用されており、「現時点において、NTTドコモを禁止行為等規制の適用を受ける電気通信事業者として引き続き指定する必要性に変わりはない。」とする考え方に賛同いたします。</p> <p>禁止行為の中でも「特定の電気通信事業者に対し不当に優先的、又は不利な取扱いをすること」については、圧倒的な市場支配力を持つ事業者がこれを行行使することにより公正な競争環境が阻害され、固定、移動を問わず小規模事業者の事業運営に著しく影響を与えることになり、ひいては小規模事業者が電気通信市場から撤退を余儀無くされる状況となることも想定されます。</p> <p>仮にNTTドコモ殿がこの禁止行為等規制を解除され、固定通信市場におけるドミナントであるNTT東西殿やNTTコミュニケーションズ殿を始めとした巨大なNTTグループの中に閉じたサービス開発、一体的サービス提供が可能となる状況は、これまで築いてきた公正な競争環境を崩してしまうことになると考えます。</p> <p>ついでには「競争政策の見直し」の検討にあたっては、前述のような個々の規制の解除・見直し、ドミナント事業者の市場支配力が更に拡大する事態に繋がらないように進めていただくことをお願いいたします。</p> <p>(STNet)</p>	
<p>意見44 二種指定事業者を含む企業グループは、モバイル市場での売上を原資として情報通信市場全体への影響力を拡大しているため、企業グループの総合的な市場支配力やグループドミナンスを包括的に規制すべき。</p>	<p>考え方44</p>
<p>■ モバイル市場においては、有限希少な電波資源の利用がもたらす市場特性、大規模な売上高、顧客基盤、圧倒的な資金力等をベースとして、二種指定事業者の市場支配力がますます強化しているものと認識しております。加えて、二種指定事業者を含む企業グループは、モバイル市場での売上を原資としてさまざまな事業分野に進出し、情報通信市場全体への影響力を拡大しており、それにより、市場全体の健全な発展が阻害されつつあります。</p> <p>以上のことから、情報通信市場全体での公正競争環境の確保のため、二種指定事業者を含む企業グループの総合的な市場支配力やグループドミナンスに対して、厳正かつ包括的に規制することが必要と考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p> <p>(イ) 上位3社のモバイル事業者を含む企業グループの総合的な市場支配力やグループドミナンスに対して規制が必要との指摘(意見32)について</p> <p>■ 制度見直し等の方向性についての検討においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モバイルBB市場の競争状況と固定BB市場の競争状況を別々に確認することに加えて、</li> <li>・モバイル事業者あるいはその企業グループがモバイルBB市場における寡占的立場を利用して、固定系BB市場の競争状況を歪めたり、固定系事業者がMVNOになることを通じてモ</li> </ul>	<p>■考え方36のとおり。</p>

<p>バイルBB市場に参入することを阻止したり、参入しにくくするといった状況を防ぐことも考慮のうえで検討していただくことを希望します。</p> <p>すなわちモバイルBB市場に続いて固定BB市場も大手3社・グループの寡占状況になり、寡占事業者が膨大な利益を上げる一方で、利用者は相対的に高い料金の負担を余儀なくされるといった状況にならないために、「上位3社のモバイル事業者を含む企業グループの総合的な市場支配力やグループドミナンスについての規制」についてもご考慮いただき、両方の市場における適切な競争状況の確保とそのために必要な規制の導入をご検討いただきたいと考えます。</p> <p>(STNet)</p>	
<p>意見45 禁止行為規制によりNTTグループだけがFMCサービス等に柔軟に連携・対応できないことは、NTTグループのユーザだけが不利益を被ることとなり、ユーザ利便性が損なわれるだけでなく、ブロードバンドの普及促進を阻害している。</p>	<p>考え方45</p>
<p>■ 今回の検証結果(案)においては、現行の規制の遵守状況のみに着目した検証が行われておりますが、冒頭で述べたとおり、市場環境・競争環境のパラダイムシフトが進展する中で、現在の規制は実態を的確に捉えたものにはなっていないと考えます。</p> <p>例えば、</p> <p>①禁止行為規制に関していえば、先般の当社意見でも述べたとおり、NTTグループ以外の他事業者は、移動系サービスと固定系サービスを組み合わせたFMCサービス等を自由に行っている中、NTTグループだけが柔軟に連携・対応できないことは、NTTグループのユーザだけが不利益を被ることとなり、ユーザ利便性が損なわれるだけでなく、ブロードバンドの普及促進を阻害していると考えます。</p> <p>(NTT西日本・一部再掲)</p> <p>■ 今回の検証結果(案)においては、現行の規制の遵守状況のみに着目した検証が行われておりますが、冒頭で述べたとおり、市場環境・競争環境のパラダイムシフトが進展する中で、現在の規制は実態を的確に捉えたものにはなっていないと考えます。</p> <p>例えば、</p> <p>①禁止行為規制に関していえば、先般の当社意見でも述べたとおり、NTTグループ以外の他事業者は、移動系サービスと固定系サービスを組み合わせたFMCサービス等を自由に行っている中、NTTグループだけが柔軟に連携・対応できないことは、NTTグループのユーザだけが不利益を被ることとなり、ユーザ利便性が損なわれるだけでなく、ブロードバンドの普及促進を阻害していると考えます。</p> <p>(NTT東日本・一部再掲)</p>	<p>■ 禁止行為等規制は、市場支配力を有する電気通信事業者がその市場支配力を濫用した場合、電気通信事業者間の公正な競争等に及ぼす弊害は著しく大きく看過し得ないものとなるため、それを未然に防止する観点から、電気通信事業者単位で規律が課されることとされており、NTT東西については、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下「一種指定事業者」という。)として不可欠性が認められる設備を設置している電気通信事業者であること、NTTドコモについては、考え方42のとおり、現時点において、禁止行為等規制の適用を受ける電気通信事業者として引き続き指定する必要性に変わりはないことから、いずれの事業者も禁止行為等規制の適用を受けることが適当である。</p> <p>なお、NTTグループの連携については、電気通信市場全体における状況を引き続き注視し、「競争政策の見直し」においては、公正競争レビュー制度の検証結果により得られた知見等を活用しつつ検討を行い、既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的な課題が認められる場合には、必要に応じ、禁止行為等規制を含む競争ルールの見直し等についても検討することとしているところであり、情報通信審議会に諮問した「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・</p>

	発展に向けて一」においては、必要に応じ、これを踏 まえた検討が行われるものと考えられる。
意見46 NTT東西への禁止行為規制は維持されるべき。	考え方46
<p>■ 禁止行為規制が市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制として機能することで公正競争が図られるべきとの原則を踏まえると、モバイルデータ通信分野においてNTTドコモが42.0%のシェアを持ち、NTT東西が固定通信市場においてボトルネック設備を保有しかつ固定系ブロードバンドサービス（FTTHサービス）にて71.7%のシェアを持つNTTグループは、市場において排他的な市場競争ルールを自ら設定する力を有しており、依然として市場支配力を持っていると考えられるため、NTT東西への禁止行為規制は維持、継続されるべきであると考えます。 (日本ケーブルテレビ連盟)</p>	<p>■ 考え方45のとおり。</p>

### イ 指定電気通信設備制度における禁止行為規制の運用状況に関する検証

意見47 県域等子会社によるNTTドコモの商品・サービスの取り扱いは直ちに禁止すべき。	考え方47
<p>■ NTT東・西本体から電気通信業務の主たる部分を委託された県域等子会社によるNTTドコモの商品の販売（併売）については、それぞれの情報の目的外利用や内部相互補助が行われないとしても固定と移動の実質的に排他的な一体営業であることから、電気通信事業法第30条第3項第2号に該当する行為と考えます。加えて、1992年のNTTドコモ分離や、1999年のNTT再編成時に完全資本分離を避け、持株会社体制によるグループ一体経営の下での分離・分割に留まった経緯に照らせば、NTT東・西子会社がNTTドコモ商品販売する行為自体、独立した営業部門の設置やグループ間における顧客情報の排他的取扱い等の禁止といった公正な競争を促進するためにこれまで講じられてきたNTT再編成の趣旨に反していると考えます。以上を踏まえれば、県域等子会社によるNTTドコモの商品・サービスの取り扱いは直ちに禁止する必要があると考えます。 (KDDI)</p> <p>(ア) NTT東西の県域等子会社におけるNTTドコモの商品の販売等、NTT東西の県域等子会社において禁止行為等規制の潜脱行為が行われており、禁止行為等規制の対象に県域等子会社を追加する又はNTT東西の子会社等監督義務に関する厳格な調査検証及びそれに是正措置を講じる等すべきとの指摘（意見35）について</p> <p>■ 電気通信市場におけるNTTグループのシェアが依然として高止まりしているという現状を踏まえると、健全な公正競争を確保するためには、今後もNTTグループの事業運営における行為について、網羅的かつ確かな規制を継続する必要があります。 特に、監督対象となる県域等子会社の多くが再委託を行っているという実態を踏まえると、</p>	<p>■ 運用に関する意見及びその考え方35において示したとおり、NTT東西に対しては、指定電気通信設備制度に基づく禁止行為等規制及びNTT等に係る累次の公正競争要件が課されており、NTT東西からその業務を受託する県域等子会社において上述の規制の趣旨が徹底されない場合、結果として公正競争環境が確保されない可能性があるところ、県域等子会社がNTT東西の商品とNTTドコモの商品を併売する場合、それぞれの業務委託によって知り得た情報を目的外に利用することは許されず、また、NTT東西からの受託業務とNTTドコモからの受託業務等との間で内部相互補助が行われないようにすることが必要である。 この点、平成20年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果に基づき総務省がNTT東西に対して行った要請等を踏まえ、総務省は、県域等子会社において、NTT東西からの受託業務とNTTドコモからの受託業務等について、組織を分け、会計を整理し、NTTドコモとの排他的な共同営業を行わない等の措置が講じられていることを本年も引き続き確認している。</p>



<p>再委託先をも包含した透明性の高い禁止行為等規制が必要不可欠であると考えられます。</p> <p>検証結果でご指摘のとおり、県域等子会社において当該規制を潜脱するおそれがありますので、本件に対する運用状況の検証につきましては、制度における重要なポイントとして厳重かつ透明性の高いチェックを継続していただきますようお願いいたします。</p> <p>(S T N e t)</p>	<p>加えて、N T T 西日本一兵庫の事案等を受け、平成 2 3 年に事業法を改正し、事業法第 3 1 条第 3 項において一種指定事業者に対して業務委託先子会社等の監督が義務付けられたところであるが、総務省は、事業法第 3 1 条第 7 項に基づく N T T 東西からの報告等により、県域等子会社を含む業務委託先子会社等との間の委託契約において、業務委託先子会社等に対して禁止行為を防止するための措置が義務付けられ、全社員を対象とした禁止行為防止等のための研修の実施、他事業者情報等の適正な取扱いに係る管理体制の構築といった措置が講じられていることを確認している。</p> <p>以上により、N T T 東西に課せられている規制の趣旨を徹底するための一定の措置が講じられており、直ちに追加の措置が必要とは認められない。</p> <p>ただし、これらの措置が徹底されない場合には、県域等子会社において当該規制を潜脱するおそれがあるため、当該措置の徹底について、その状況を今後とも注視していくこととする。</p>
--	---

**ウ 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証**

<p>意見 4 8 N T T ドコモや電気通信事業者ではないが N T T グループの電気通信事業者の請求業務を一手に引き受けている N T T ファイナンス等を指定対象に加えるといったことを検討すべき。</p>	<p>考え方 4 8</p>
<p>■ 県域等子会社によるドコモショップ経営等による一体的な営業活動は、上述のように禁止行為規制に該当している行為と考えます。N T T ファイナンスによる統合請求は、消費者保護ルール、料金規制や行為規制等の趣旨を確保するよう要請措置が出されたところですが、N T T 法、累次の公正競争要件、電気通信事業法等の趣旨に照らせば、本来はそれらに反した行為と考えます。</p> <p>特定関係事業者は、第一種指定電気通信事業者に対し禁止行為規制の適用による対処のみでは公正競争の確保に十分でないと考えられるものについて、特定関係事業者の指定を行うことにより、厳格なファイアーウォールを設ける趣旨であると理解しています。しかしながら、特定関係事業者の指定対象は、「現時点においては、現行の指定対象を直ちに見直すまでの必要性は認められない。」、「電気通信事業者ではない N T T ファイナンスについては、現在の事業法においては、特定関係事業者として指定する対象となるものではない。」とされています。</p> <p>上述のような、子会社や N T T グループ内の非電気通信事業者を活用し、禁止行為等規制に</p>	<p>■ 運用に関する意見及びその考え方 4 3 で示したとおり、事業法第 3 1 条第 1 項及び第 2 項の規定は、一種指定事業者に対する事業法第 3 0 条第 3 項に係る禁止行為等規制の適用のみによっては公正競争環境を十分に担保し得ないと考えられる一種指定事業者と密接な関係にある電気通信事業者と一種指定事業者との間における一定の反競争的行為について、それを未然に防止する観点から、当該電気通信事業者を一種指定事業者の特定関係事業者として指定し、両者の間に厳格なファイアーウォールを設ける趣旨で規制を課すものであり、現在、上述の趣旨を踏まえ、業務実態等を勘案の上、N T T コミュニケーションズを N T T 東西の特定関係事業者として指定しているところである。</p>

<p>反するグループ一体化の動き等、事業法を潜脱し、特定関係事業者制度創設当初には想定し得なかった行為が出てきていることを踏まえると、現状NTTコミュニケーションズを指定しているだけでは公正競争環境を十分に担保できない可能性があります。このため、特定関係事業者の指定対象を見直し、非電気通信事業者に電気通信業務に関する業務を委託する場合や、NTT東・西の子会社やNTTグループ内の非電気通信事業者を活用して実質的にNTTグループ各社が排他的に連携する場合等を考慮し、NTT東・西と密接に関係している事業者として、NTTドコモや電気通信事業者ではないがNTTグループの電気通信事業者の請求業務を一手に引き受けているNTTファイナンス等を指定対象に加えるといったことを競争政策見直しの場で検討すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ NTTファイナンスにおける請求行為の統合など、電気通信事業者ではない子会社を利用した業務の統合が過度に進展した場合、本来の法の趣旨である反競争的行為の防止という目的が形骸化する可能性も否定できないことから、本件検証につきましては、引き続き注視する必要があります。</p> <p>(ジュピターテレコム)</p>	<p>NTT東西の特定関係事業者として指定する対象については、まずは公正競争レビュー制度等の運用を通じ、事業法第30条第3項に係る禁止行為等規制の適用のみによっては公正競争環境を十分に担保し得ないか否かを検証することが適当であるが、現時点においては、現行の指定対象を直ちに見直すまでの必要性は認められない。</p> <p>また、電気通信事業者ではないNTTファイナンスについては、現在の事業法においては、特定関係事業者として指定する対象となるものではない。</p> <p>なお、NTTグループの業務統合や連携については、電気通信市場全体における状況を引き続き注視し、「競争の見直し」においては、公正競争レビュー制度の検証結果により得られた知見等を活用しつつ検討を行い、既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的な課題が認められる場合には、必要に応じ、特定関係事業者を含む競争ルールの見直し等についても検討することとしているところであり、情報通信審議会に諮問した「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」においては、必要に応じ、これを踏まえた検討が行われるものと考えられる。</p>
---	---

**(4) 業務委託先子会社等監督の運用状況に関する検証**

<p>意見49 NTT東西殿の措置の運用状況の検証においては、NTT東西殿の報告書の内容は可能な限り開示すると共に、総務省の検証結果を公表した上で、第三者による監査等、必要な措置を講ずるべき。</p>	<p>考え方49</p>
<p>(4) 業務委託先子会社等監督の運用状況に関する検証 再委託先についても監督対象とするなど業務委託先子会社等監督の運用を徹底し、公正な競争環境を確保することが必要、又は、NTT東西の監督対象子会社において禁止行為規制に係る問題は生じていないとの指摘(意見44、45)について</p> <p>■ 検証結果(案) 考え方49の「競争政策の見直し」にて、必要に応じて、ボトルネック設備の更なるオープン化や、構造分離・資本分離を含めたファイアウォール規制の強化など、公正競争環境を整備するための更なる措置についても検討するとの考え方に賛同します。</p>	<p>■ 事業法第31条第3項の規定の遵守のためにNTT東西が講じた措置及びその実施状況については、同条7項及び電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」という。)第22条の8の規定により、平成24年6月に及び平成25年6月にNTT東西から総務大臣に対して、その具体的な内容が報告されており、総務省においては、報</p>

検討に当たっては、以下の観点を踏まえて、課題の洗い出しや必要な措置を検討すべきと考えます。

(中略)

・業務委託先子会社等の監督義務の運用状況、及び法令改正時には想定していなかった（もしくは、今後想定される）NTTグループの業務形態の変化（例：NTTファイナンス殿への料金業務の移管）

なお、NTT東西殿の措置の運用状況の検証においては、接続事業者側からの外部検証性が確保出来るよう、NTT東西殿の報告書の内容は可能な限り開示すると共に、総務省殿にて適切に措置が取られていると判断した基準等についても開示する必要があると考えます。

また、NTT東西殿の情報開示のみでは外部検証性の確保が不十分と判断される場合には、第三者機関による監査や総務省殿による立入調査を実施することも検討すべきと考えます。

(イー・アクセス)

「再委託先についても監督対象とするなど業務委託先子会社等監督の運用を徹底し、公正な競争環境を確保することが必要、又は、NTT東西の監督対象子会社において禁止行為規制に係る問題は生じていないとの指摘（意見44、45）について」に係る検証結果（案）

■ NTT西日本殿の販売代理店等における不適切な営業活動については、従来から指摘を重ねていますが、NTTグループ一体となった共同営業行為、NTTブランドによる優越的地位を乱用した営業活動、弊社サービスに関する不正確な説明によるサービス誘導といった事例がいまだに散見されます。

よって、総務省殿においては、NTT西日本殿による不適切な営業活動を防止するための措置が十分であるか継続的に管理監督いただくことに加え、総務省殿主導による厳格な調査・検証を実施すべきと考えます。また、NTT西日本殿が販売代理店等を十分管理監督しているか疑問のあるところであり、不適切な営業活動の早期是正を含めて、NTT西日本殿による販売代理店等の管理監督の徹底を強く要望いたします。

(ケイ・オプティコム)

■ 機能分離及び子会社監督規制導入の趣旨は、NTT東・西による接続関連情報を用いた不正営業の防止や競争事業者の手続きとNTT東・西の利用部門の手続きの同等性の担保、さらには、子会社におけるNTT東・西から受託した業務に係る情報の目的外利用や差別的な取り扱いの防止の徹底といった接続関連情報の厳格な管理によって、公正な競争環境を担保することにあると理解しています。

しかしながら、auひかりマンションが導入された複数の物件において、NTT西日本の販売代理店による当社auひかりマンション機器の電源ケーブルが抜去される事案（以下、本事案）が2013年12月に新聞等で報道されたところです。報道によると、本事案は、当社auひかりユーザに限定されて行われています。

告された事項のうち、公にすることにより、特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報を除き、全てを公表しているところであり、これにより、NTT東西が講じた措置についての外部からの客観的な検証可能性を担保している。

■ 再委託先については、事業法施行規則第22条の8第2号イ（3）の規定により、一種指定事業者に対し、監督対象子会社等における再委託の有無を総務大臣へ報告することを義務付けており、総務省においては、再委託の有無に応じ、例えば、当該子会社等に対する委託契約の内容、再委託に係る規定等の確認を通じて、当該子会社等に対する必要かつ適切な監督が行われているか否かについて検証し、必要に応じて措置を講ずることが可能である。

この点、総務省は、平成24年に引き続き、平成25年6月のNTT東西からの報告等により、NTT東西の監督対象子会社等が再委託先の選定・変更を行うに当たっては、禁止行為の禁止徹底の適正な管理、運営ができることを要件としているとともに、NTT東西の承諾を義務付けている等、再委託先において禁止行為等規制に抵触又は潜脱する行為が行われることを防止するための一定の措置が講じられていることを確認しているところである。

■ 接続関連情報の取扱いについて、総務省は、平成24年に引き続き、NTT東西からの報告等により、接続関連情報を居室外に持ち出すのは、相互接続に係る業務において必要となる他事業者と取り交わす契約書等を郵送する場合のほか、設備部門において他事業者との協議を行う場合、設備部門間での会議を行う場合等、真に必要と認められる場合に限定し、接続関連情報を居室外に持ち出すに当たって管理責任者の承認が必要とされていることを確認している。

また、これらを含む接続関連情報の管理について、

<p>これは、NTT西日本において接続情報が厳格に管理されておらず、接続情報が設備部門以外の部門へは当該部門を通じて当該情報が販売代理店に渡っている可能性を否定できません。NTT西日本においては、過去、接続情報の目的外利用が発覚し、業務改善命令を受けたにもかかわらず、今回のような不正行為が発生したことを踏まえると、未だ法令遵守が徹底されていないと言わざるを得ません。</p> <p>今回の検証結果案において、「NTT東西の監督対象子会社等が再委託先の選定・変更を行うに当たっては、禁止行為の禁止徹底の適正な管理運用ができることを要件としているとともに、NTT東西の承諾を義務付けている等、再委託先において禁止行為規制に抵触又は潜脱する行為が行われることを防止するための一定の措置が講じられていることを確認している。」とありますが、禁止行為規制や、機能分離及び子会社監督規制を逸脱する、或いは逸脱の疑いがあるような行為が度々発生していることを踏まえると、総務省においては、NTT東・西による報告だけで「規制は遵守されている」と判断するのではなく事情聴取や立ち入り検査を行う等、厳格な検証をすべきと考えます。また、NTT東日本においても本事案と同様或いは類似の事態が発生していないか早急に厳格にチェックすべきです。</p> <p>さらに、NTT東・西から総務大臣に毎年度報告される内容等に基づき、第一種指定電気通信設備をNTT東・西が自ら利用する場合と接続事業者が利用する場合とで一定の同等性が確保されているか検証を行っているところですが、NTT東・西の報告をベースにしている限り十分な透明性・外部検証性が確保できないと考えます。引き続き厳格な検証を行い、内部の実態を正確に把握し、必要に応じて第三者による監査の導入が必要と考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>総務省は、設備部門による自主点検、NTT東西それぞれの「電気通信業務又はこれに付随する業務」を実施している当事者とは別の組織による書面及び実地による監査が実施されている等、接続関連情報を適正に管理するための一定の措置が講じられていることを確認するとともに、NTT東西の業務を受託している監督対象子会社の実際の運用状況について視認を行い、接続関連情報が適切に取り扱われていることを確認している。</p> <p>なお、接続関連情報の目的外利用が行われた場合には、公正競争環境を阻害するおそれがあることから、上記措置の徹底については、その状況を注視していくとともに、NTT東西から毎年報告される内容等に基づき、引き続き厳格な検証を行っていく。</p>
<p>再委託先についても監督対象とするなど業務委託先子会社等監督の運用を徹底し、公正な競争環境を確保することが必要、又は、NTT東西の監督対象子会社において禁止行為規制に係る問題は生じていないとの指摘（意見44、45）について</p> <p>■ 考え方44において、NTT東西からの報告書の中で確認しているとありますが、昨年6月にNTT東・西殿より提出された報告書の内容は限定的であり、第三者にて内容の適正性や実効性が把握できない状況です。よって、非公表とする情報の見直しを検討していただくとともに、総務省殿にて検証した結果についても公表していただきたいと考えます。</p> <p>(北陸通信ネットワーク)</p>	<p>考え方50</p>
<p>意見50 第一種指定電気通信事業者の監督対象に、当該事業者の親会社及びその子会社等を含めるよう検討すべき。</p> <p>再委託先についても監督対象とするなど業務委託先子会社等監督の運用を徹底し、公正な競争環境を確保することが必要、又は、NTT東西の監督対象子会社において禁止行為規制に係る問題は生じていないとの指摘（意見44、45）について</p> <p>■ 平成23年の電気通信事業法改正において、第一種指定電気通信事業者に対し、業務委託先子会社等への監督義務が課されました。</p>	<p>■ 平成23年の事業法改正において監督対象子会社の規定を整備した趣旨は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者による反競争的行為（接続関連情報の目的外利用等）を実効的に抑制するため、当該電気通信事業者の業務委託先子会社が反競争的行為を</p>

<p>しかしながら、その後第一種指定電気通信事業者であるNTT東西殿を含むNTTグループ各社は、NTTファイナンス株式会社（以下、「NTTファイナンス」とします。）殿を通じて、請求・収納を統合しました。こうした行為はNTT東西殿が行っていた請求・収納業務を切り離しただけのものであり、当然、監督義務対象とされるべきですが、NTT持株殿の子会社を利用していることから当該規制を免れたものです。このため、本施策については、平成24年3月23日付けで、NTT東西を含むNTTグループ各社並びにNTTファイナンス殿に対し、行政指導が出される事態となっています。</p> <p>従って、こうした法律の想定していない事例について対応するため、今後は第一種指定電気通信事業者の監督対象に、自身の子会社のみならず、当該事業者の親会社及びその子会社等を含めるよう検討すべきです。</p> <p>（ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）</p>	<p>行わないよう当該電気通信事業者に対し当該子会社の適切な監督を義務付けるものであり、第一種指定電気通信事業者であるNTT東西の監督対象子会社の対象については、事業法第31条第3項において、「当該電気通信事業者及びその一若しくは二以上の子会社又は当該電気通信事業者の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を有する他の会社は、当該通信事業社の子会社とみなす。」と規定しているところであり、監督対象子会社の対象にNTT東西の親会社及びその子会社等を含めることは適当ではない。</p> <p>なお、「競争政策の見直し」においては、公正競争レビュー制度の検証結果により得られた知見等を活用しつつ検討を行い、既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的な課題が認められる場合には、必要に応じ、NTT等に係る累次の公正要件等を含む競争ルールの見直し等についても検討することとしているところであり、情報通信審議会に諮問した「2020年代に向けた情報通信政策の在り方―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―」においては、必要に応じ、これを踏まえた検討が行われるものと考えられる。</p>
--	---

**（5）機能分離の運用状況に関する検証**

<p>意見5-1 ボトルネック設備利用の同等性確保について検証項目等が不十分。</p> <p>（ア） 申込から開通までの期間の同等性、設備構築情報等の内容や開示されるタイミングの同等性の検証を厳格に行うべきとの指摘（意見4-6）について</p> <p>（イ） 機能分離の検証が不十分であると考えられるため、禁止行為規定遵守措置等報告書を可能な限り公表して外部検証性を確保する等必要な措置を講じるべきとの指摘（意見4-7）について</p> <p>■ 検証結果（案）考え方4-9の「競争政策の見直し」にて、必要に応じて、ボトルネック設備の更なるオープン化や、構造分離・資本分離を含めたファイアウォール規制の強化など、公正競争環境を整備するための更なる措置についても検討するとの考え方に賛同します。</p> <p>検討に当たっては、以下の観点を踏まえて、課題の洗い出しや必要な措置を検討すべきと考えます。</p> <p>・これまでのNTT東西殿の機能分離措置の運用状況、及び本制度の意見書にて主張されてい</p>	<p>考え方5-1</p> <p>■ 運用に関する意見及びその考え方4-6で示したとおり、事業法第31条第7項及び事業法施行規則第22条の8の規定により、平成24年6月及び平成25年6月にNTT東西から総務大臣に対して、NTT東西設備部門が他の電気通信事業者との間において実施した手続の実施の経緯及び当該手続に係る接続条件が接続約款等の規定によるものであること並びにNTT東西設備部門が設備部門以外の部門との間で実施した手続の実施の経緯及び当該手続に係る条件が接続約款等の規定に準ずるものであることを確認した旨の報告が</p>
---	---

<p>るボトルネック設備利用の同等性確保における問題事例 (中略)</p> <p>なお、NTT東西殿の措置の運用状況の検証においては、接続事業者側からの外部検証性が確保出来るよう、NTT東西殿の報告書の内容は可能な限り開示すると共に、総務省殿にて適切に措置が取られていると判断した基準等についても開示する必要がありますと考えます。</p> <p>また、NTT東西殿の情報開示のみでは外部検証性の確保が不十分と判断される場合には、第三者機関による監査や総務省殿による立入調査を実施することも検討すべきと考えます。 (イー・アクセス・一部再掲)</p> <p>■ 利用部門と競争事業者とのリードタイム等の同等性確保 機能分離の実施にあたって遵守すべき行為について、接続事業者とNTT東・西の利用部門との同等性を確保するための検証項目や指標が充分とは言えないと考えます。</p> <p>同等性の検証については、手続きが接続約款に準じているか否かの検証のみならず、開通業務に従事する要員が同等に配置されているか否か、設備構築情報等開示される情報の内容やタイミングが同等か否かといった運用面での同等性の検証も実施することが必要と考えます。 (KDDI)</p>	<p>なされており、総務省においてこれを検証した結果、一種指定設備をNTT東西が自ら利用する場合と接続事業者が利用する場合とで一定の同等性が確保されていると考えられる。</p> <p>総務省においては、NTT東西から総務大臣に毎年度報告される内容等に基づき、引き続き厳格な検証を行っていく。</p> <p>なお、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果（平成24年度）（案）に対する意見及びその考え方」において、「同等性に係る情報については、NTT東西又は接続事業者の経営情報に該当しないものについては公開することとしてきたところであり、総務省においては、適切な情報の公開の在り方について引き続き検討する」との考え方を示していたところ、平成25年6月の報告よりNTT東西又は接続事業者の経営情報に該当しないADSL等の申込から回答までにかかる平均日数等について公表している。</p>
<p>意見52 機能分離について、第三者による評価・監査の導入など、新たな議論が必要。</p>	<p>考え方52</p>
<p>■ 機能分離は、ブロードバンドの普及とその利活用を促進するための手段であったはずですが。しかし、NGN上でのブロードバンド利活用は、必ずしも順調には進んでいないと考えます。改めてその点を評価するとともに、以前の「ひかりの道」議論で得られた「機能分離」の方針も含めて、新たな議論が必要と考えます。 (テレコムサービス協会)</p> <p>■ 平成23年の電気通信事業法等の改正に係る「NTT東西の組織形態の在り方」の議論においては、「資本分離」、「構造分離」、「機能分離」の3案が検討*されました。</p> <p>検討の結果、「サービス競争については、ボトルネック設備保有部門とそれ以外の部門とのファイアウォールが徹底されるほど、公正競争条件が厳密に確保され、サービス競争は進展する」ものであるが、「NTT株主への影響」や「実現のための時間、コスト」を踏まえ、「機能分離」が採用されることとなったものと認識しています。</p> <p>「機能分離」導入後、FTH市場におけるサービス競争の進展、市場の拡大が期待されましたが、導入された時点（平成23年12月末）で74.5%<sup>2</sup>あったNTT東西の契約数シェアが、現時点（平成25年9月末）で71.7%と競争が進展したとはいえません。また、FTHサービス提供事業者のほとんどが設備保有事業者という状況です。</p> <p>このようにサービス競争が十分に進展していない根本的な問題は、NTT東西殿が、自社グ</p>	<p>■ 機能分離については、運用に関する意見及びその考え方49において示したとおり、ICT政策タスクフォースの取りまとめにおいて、サービス競争の促進の観点からは、資本分離や構造分離も考え得るが、株主への影響や実現のための時間やコスト、設備競争への影響等の観点を総合的に判断すると、NTT東西のボトルネック設備保有部門について速やかに機能分離を行うことが、現時点においては最も現実的かつ効果的であるとの考え方が示されたところである。</p> <p>その上で機能分離の有効性・適正性に関しては、平成23年の改正事業法施行後、同法第31条第3項の規定の遵守のためにNTT東西が講じた措置及びその実施状況について、同条第7項及び事業法施行規則第22条の8の規定によりこれまで二度にわたって報告を受け、総務省として確認を行っているところである。また、当該報告を公表することで、外部による検証可能性を担保しているところである。</p>

ループの利益のみを優先し、他社も含めて設備利用を促進するインセンティブが十分に確保されていない構造、組織形態になっていることです。

これを踏まえると、更なる公正競争促進策である、「資本分離」、「構造分離」を「NTT株主への影響」や「実現のための時間、コスト」を最小限に留める形で実現できるよう、十分に検討すべきです。

また、現在導入されている機能分離については、本制度の運用に関する意見募集及び再意見募集に対する総務省殿考え方において、「事業法第31条第5項の規定の遵守のためにNTT東西が講じた措置及びその実施状況については、（中略）公にすることにより、特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報を除き、全てを公表している」ため、外部からの客観的な検証可能性を担保していると評価されています。しかしながら、そもそも社内機関での監視・調査等は、独立性・中立性が不十分であり、規制を遵守するためのインセンティブについても、その効果が限定的となってしまうと見られます。これらの確保のためには、現状設置されている監視部門に加え、第三者による評価委員会の設置し、適切に検証を行うことが必要です。

なお、支配的事業者に対する第三者による評価委員会の設置は、通信分野も含め数多く採用されているところです。（英国BTにおけるEAB、スカパーJSAT株式会社におけるプラットフォームガイドラインに関する委員会等）

※ 『「光の道」構想実現に向けて取りまとめ』（平成22年12月14日グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォー

ス）[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000094716.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000094716.pdf)

（ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）

■ 機能分離及び子会社監督規制導入の趣旨は、NTT東・西による接続関連情報を用いた不正営業の防止や競争事業者の手続きとNTT東・西の利用部門の手続きの同等性の担保、さらには、子会社におけるNTT東・西から受託した業務に係る情報の目的外利用や差別的な取り扱いの防止の徹底といった接続関連情報の厳格な管理によって、公正な競争環境を担保することにあると理解しています。

しかしながら、auひかりマンションが導入された複数の物件において、NTT西日本の販売代理店による当社auひかりマンション機器の電源ケーブルが抜去される事案（以下、本事案）が2013年12月に新聞等で報道されたところです。報道によると、本事案は、当社auひかりユーザに限定されて行われています。

これは、NTT西日本において接続情報が厳格に管理されておらず、接続情報が設備部門以外の部門へ漏れては当該部門を通じて当該情報が販売代理店に渡っている可能性を否定できません。NTT西日本においては、過去、接続情報の目的外利用が発覚し、業務改善命令を受けたにもかかわらず、今回のような不正行為が発生したことを踏まえると、未だ法令遵守が徹底されていないと言わざるを得ません。

これらを踏まえつつ、「競争政策の見直し」において、公正競争環境が十分に確保されていないと認められる場合には、ボトルネック設備の更なるオープン化や、構造分離・資本分離を含めたファイアウォール規制の強化など、公正競争環境を整備するための更なる措置についても検討を行うこととしているところであり、情報通信審議会に諮問した「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」においては、必要に応じ、これを踏まえた検討が行われるものと考えられる。

<p>今回の検証結果案において、「NTT東西の監督対象子会社等が再委託先の選定・変更を行うに当たっては、禁止行為の禁止徹底の適正な管理運用ができることを要件としているとともに、NTT東西の承諾を義務付けている等、再委託先において禁止行為規制に抵触又は潜脱する行為が行われることを防止するための一定の措置が講じられていることを確認している。」とありますが、禁止行為規制や、機能分離及び子会社監督規制を逸脱する、或いは逸脱の疑いがあるような行為が度々発生していることを踏まえ、総務省においては、NTT東・西による報告だけで「規制は遵守されている」と判断するのではなく事情聴取や立ち入り検査を行う等、厳格な検証をすべきと考えます。また、NTT東日本においても本事案と同様或いは類似の事態が発生していないか早急に厳格にチェックすべきです。</p> <p>さらに、NTT東・西から総務大臣に毎年度報告される内容等に基づき、第一種指定電気通信設備をNTT東・西が自ら利用する場合と接続事業者が利用する場合とで一定の同等性が確保されているか検証を行っているところですが、NTT東・西の報告をベースにしている限り十分な透明性・外部検証性が確保できないと考えます。引き続き厳格な検証を行い、内部の実態を正確に把握し、必要に応じて第三者による監査の導入が必要と考えます。</p> <p>(KDDI・再掲)</p>	
--	--

**(6) 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証**

<p>意見53 NTTファイナンスへの料金業務の移管について、審議会等の場において定期的に検証すべき。</p>	<p>考え方53</p>
<p>■ 前述のとおりNTTグループは、モバイル分野、固定通信分野の両市場において非常に高い市場シェアを有し、圧倒的な市場支配力を保持し続けており、現在においてもその状況に変わりはないと認識しています。</p> <p>そうした状況の中、NTTファイナンスによる統合請求の事例のように、市場支配力を有するNTTグループ各社同士が直接または間接的に連携することでNTTグループの経営資源が統合され、積み重ねられてきた公正な競争環境を歪める虞があります。</p> <p>そのため、その市場支配力を利用した不適切な事業運営や、法の趣旨を逸脱したグループ連携等が行われることのないよう現行の禁止行為規制を厳格に運用すると共に、例えば特定関係事業者の指定に新たな枠組みを導入する等して、予見的に公正競争要件の担保を図るべきと考えます。</p> <p>(日本ケーブルテレビ連盟)</p> <p>■ NTTファイナンスを通じた料金業務統合について、今後公正競争上問題となるNTTグループの独占回帰につながる施策が行われる懸念があることから、総務省殿で実施する分析・検証内容の外部検証性は非常に重要であり、今後も競争政策委員会等の場において、定期的に更に詳細な議論を行うことを要望いたします。</p>	<p>■ 特定関係事業者制度に係る新たな枠組みを導入し、予見的に公正競争要件の担保を図るべきとの御意見については、考え方48のとおり。</p> <p>■ NTTファイナンスへの料金業務の移管について審議会等の場において定期的に検証すべきとの御意見については、運用に関する意見及びその考え方52で示したとおり、NTTグループの電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンスに移管することについて、平成24年3月23日付けで、NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズ及びNTTドコモ（以下「各事業会社」という。）並びにNTTファイナンスに対し、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59律第85号。以下「NTT法」という。）によりNTT東西に課されているユニバーサルサービス確保の責務に係る規定、各事業会社</p>



(東北インテリジェント通信)

「(ア) N T Tファイナンスを通じた料金業務統合により不適切な共同営業行為等がなされること  
がないよう、適時適切に措置すべきとの指摘(意見52)について」に係る検証結果(案)

■ N T T東日本、N T T西日本、N T Tコミュニケーションズ及びN T Tドコモの電気通信役務  
の料金等に係る業務をN T Tファイナンスへ移管すること(以下、「本施策」という。)につい  
ては、公正競争に与える影響が極めて大きいと考えます。

本施策については「課題が認められる」として、総務省殿より、平成24年3月23日付け  
で、上記5社に対し、各社に課せられている規制等の趣旨を引き続き確保する観点から各社が講  
ずべき措置について要請され、これについて、弊社共から総務省殿に対し、平成24年6月28  
日付けで連名要望書「N T Tファイナンスによる料金請求・回収業務等の統合に係る情報公開及  
び十分な検証の要望」を提出しました。

検証結果(案)では、「総務省は、各事業会社から当該要請に基づく報告を受け、報告書の精  
査や、日本電信電話会社や各事業会社等へのヒアリングを通じ、報告内容の妥当性等について確  
認した。」と記載されています。これに関して、弊社共から要望させていただきました総務省殿  
の検証における判断の基準・根拠等について示されていないことから、ご説明いただくことを要  
望致します。

なお、今後とも本施策に係る検証の妥当性、及び公正競争を確保するために講じるべき追加的  
な措置の有無等について、定期的・永続的に検証を行うこと、公正競争環境確保の観点からど  
のような施策が必要であるか多角的に審議すると共に、継続的に検証して頂くことについても併せ  
て要望致します。

(エネルギー・コミュニケーションズ)

(ア) N T Tファイナンスを通じた料金業務統合により不適切な共同営業行為等がなされること  
がないよう、適時適切に措置すべきとの指摘(意見52)について

【当社意見】

■ 検証結果(案)の「競争政策の見直し」にて、必要に応じてN T Tグループに係る累次の公正  
競争要件等含む競争ルールの見直しを検討するとの考え方に賛同します。

上述の通り、N T Tグループによる業務統合・連携については、他社、及び他グループが追従出  
来ない巨大な市場支配力の行使が懸念される中で、「N T Tファイナンス殿への料金業務の移  
管」のように、N T Tグループが、現行の行為規制の趣旨に抵触、もしくは潜脱する営業行為を  
実施すれば、公正競争環境を阻害することが容易に想定されます。

従って、「競争政策の見直し」においては、N T Tグループに係る累次の公正競争要件が有効  
に機能するよう、今後のN T Tグループの業務統合や連携を見据えた指定対象の見直し(子会  
社、業務委託先等の追加)や、抵触基準の更なる明確化等を検討すべきと考えます。

(イー・アクセス)

に課した累次の公正競争確保のための措置、事業法により各事業会社に課されている料金規制及び消費者保護  
ルール並びに市場支配的な電気通信事業者に対して課されている行為規制等の趣旨が引き続き確保される  
よう、適切な措置を講じ、又はN T Tファイナンスに講じさせるとともに、講じた措置の内容について毎年  
度報告することを要請した。

総務省は、平成24年に引き続き平成25年7月に各事業会社から当該要請に基づく報告を受け、上述の  
要請の趣旨を満たす措置が講じられているか否かの観点から、報告書の精査や、N T T持株や各事業会社等  
へのヒアリングを通じ、報告内容の妥当性等について確認した。

これらの結果、上述の要請の趣旨を満たすための一定の措置が講じられており、直ちに追加の措置が必要  
とは認められないが、各社において、これらの措置が徹底されない場合、上述の規制等の趣旨に抵触又は潜  
脱するおそれがあるため、当分の間、当該措置の徹底について、その状況を引き続き注視することとする。

なお、「競争政策の見直し」において、公正競争レ  
ビュー制度の検証結果により得られた知見等を活用し  
つつ検討を行い、既存の市場構造や考え方を前提と  
した競争ルールに制度的な課題が認められる場合に  
は、必要に応じ、N T T等に係る累次の公正要件等  
を含む競争ルールの見直し等についても検討すること  
としているところであり、情報通信審議会に諮問した  
「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界  
最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向け  
てー」においては、必要に応じ、これを踏まえた検討  
が行われるものと考えられる。

■ 総務省における判断基準等を公開すべきとの御意見  
については、運用に関する意見及びその考え方52で  
示したとおり、総務省において、各事業会社からの報  
告内容について、毎年度インターネット上に公表する  
とともに、平成24年8月には、情報通信審議会電気

「(ア) NTTファイナンスを通じた料金業務統合により不適切な共同営業行為等がなされること  
がないよう、適時適切に措置すべきとの指摘(意見52)について」に係る検証結果(案)

■ NTTグループは、固定通信・移動通信の両市場において圧倒的なシェアを有するドミナント事業者を抱えるだけでなく、NTTファイナンス殿を通じたグループ各社の料金請求・回収業務の統合や、活用業務制度によるNTT東西殿の業務範囲の拡大など、自らの論理によってグループ連携を進めており、このことは、電気通信市場におけるNTTシェアの高止まりの主因であると考えられます。

その中で、NTTファイナンス殿によるグループ各社の料金請求・回収業務の統合について、今回の検証結果案では、「本年6月に各事業会社から当該要請に基づく報告を受け、上述の要請の趣旨を満たす措置が講じられているか否かの観点から、報告書の精査や、日本電信電話株式会社や各事業会社等へのヒアリングを通じ、報告内容の妥当性等について確認した」、「これらの結果、上述の要請の趣旨を満たすための一定の措置が講じられており、直ちに追加の措置が必要とは認められない」とされていますが、今年度の総務省殿の検証における判断基準や考え方については、一切公表されていません。

NTTグループ各社の料金の請求・回収業務の統合については、総務省殿における判断基準・検証方法の妥当性についての外部検証性の確保は極めて重要であることから、NTTグループ各社からの毎年度の報告内容の公表に留まらず、NTTグループの措置が永続的に有効であるかどうか継続的に監督いただいた上で、その状況については、審議会・競争政策委員会等を通じて定期的に議論いただくことを強く要望いたします。

(ケイ・オプティコム)

(ア) NTTファイナンスを通じた料金業務統合により不適切な共同営業行為等がなされること  
がないよう、適時適切に措置すべきとの指摘(意見52)について

■ 2(4)に記載したとおり、NTT東西殿を含むNTTグループ各社による、NTTファイナンス殿を通じた請求・収納の統合については、業務委託先子会社等への監督義務の対象が子会社に限定されていたため、結果として当該規制を潜脱することとなり、行政指導に至ってしまった事例です。このため、今後は第一種指定電気通信事業者の監督対象に、自身の子会社のみならず、当該事業者の親会社及びその子会社等を含めるべきです。

また、併せて、外部検証性の確保、規制遵守インセンティブの確保等の観点からも、当該類似行為については、2(5)に記載したとおり、第三者機関に監視させることも検討頂きたいと考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

■ NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズ及びNTTドコモの電気通信役務の料金請求に係る業務をNTTファイナンスへ移管することに関しては、2012年3月23日

通信事業政策部会ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会の議題の1つとして取り上げられ、総務省より、要請の内容のほか、総務省における検証の際の判断基準・検証方法・検証結果に関し、上述の確認内容について説明を行い、その妥当性等について同委員会で討議が行われたところである。

今後も引き続き、各事業会社からの報告内容について、総務省において公表していくが、各社に要請した措置が徹底されない場合等には、必要に応じて、改めて公の場において検証を行うことが必要と考えられる。

<p>に総務省より上記事業者に対して消費者保護ルール、料金規制や行為規制等の趣旨を確保するよう要請措置が出されているとおり、条件を付した内容について公正競争上問題がないか引き続き厳格な検証を行うことが必要です。本施策によりNTTグループ一体化の動きが既成事実化することは問題であり、今後新たに公正競争上問題のあるNTTグループの統合等に係る施策が実施されることのないよう、公正競争環境確保の観点からより厳格なルール運用を行っていくべきです。</p> <p>現状の禁止行為規制の下では、今後も第三者、特にNTTグループ内会社を介した排他的なグループ連携が行われる可能性があります。さらに、グループ各社が持つ顧客データベースを統合する等して活用し、競争事業者がビジネス上組むことがあり得ないケースでの事実上の排他的な連携の可能性もあることから、現行の規制の趣旨が損なわれないよう、潜脱を回避するための措置の導入を競争政策見直しの場で検討すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>(ア) NTTファイナンスを通じた料金業務統合により不適切な共同営業行為等がなされないことがないよう、適時適切に措置すべきとの指摘（意見52）について</p> <p>■ 検証結果（案）において、報告内容の妥当性等について確認した。とありますが、確認した内容を開示することにより規制等の趣旨への抵触又は潜脱を防止するための抑止力になると考えます。</p> <p>(北陸通信ネットワーク)</p> <p>(ア) NTTファイナンスを通じた料金業務統合により不適切な共同営業行為等がなされないことがないよう、適時適切に措置すべきとの指摘（意見52）について</p> <p>■ 電気通信市場におけるNTTグループのシェアが依然として高止まりしているという現状を踏まえると、健全な公正競争を確保するためには、今後もNTTグループの事業運営における行為について、網羅的かつ的確な規制を継続する必要があります。</p> <p>NTTファイナンス殿を通じた料金業務統合については、NTT東西殿から総務省殿への報告「電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等に関して講ずる措置の報告について」等が公開されているものの、NTTグループの業務統合は一見軽微と思われるものであっても電気通信市場の動向に大きな影響を与えることがありますので、絶えず包括的検証が必要です。</p> <p>今後とも、透明性の高い議論および検証作業の実施を要望いたします。</p> <p>(STNet)</p>	
<p>意見54 活用業務について、審議会等の場で検証し、また、これまでの活用業務について早急に見直しすべき。</p>	<p>考え方54</p>
<p>■ 活用業務は、NTT法第2条第5項の規定により、地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内に限り営むことができるとされておりますが、</p>	<p>■ 活用業務に係る公正競争上の課題に関する外部検証性を確保すべきとの御意見については、運用に関する</p>

現状、同制度を利用したF T T HやN G N等が主要業務と言える状況が見受けられ、競争事業者へ影響を与えるサービスになっています。

届出制移行後には、件数も増加している状況であり、同制度については早急に見直しが必要と考えます。

また、外部検証性について、現状のホームページの公表のみでは不十分であり、これまでの活用業務を含め、審議会や競争政策委員等の公の場での検証が必要と考えます。

(東北インテリジェント通信)

「(イ) 活用業務制度は、N T T再編成の趣旨をないがしろにするものであることから、廃止すべきとの指摘(意見55)について」に係る検証結果(案)

■ ボトルネック設備を保有するN T T東・西殿に対して活用業務制度を認めたことは、N T Tの独占部門と競争部門を分離して競争を一層促進し、ひいては国民利便の向上に繋げるというN T T再編の趣旨をないがしろにするものであることから、本来同制度は直ちに廃止すべきであると考えます。

当面、同制度が継続運用されるという前提で以下のとおり意見を申し上げます。

現状、活用業務として提供している県間I P伝送やひかり電話が実質的には本来務であり、これは制度の趣旨を明らかに逸脱して、なし崩し的に業務範囲を拡大するとともに、N T T再編の趣旨に反するものとなっています。

したがって、これまで認可・届出された活用業務について、同様のものがないか等、サービス開始以降の活用業務としての妥当性を継続的に検証し、適切な措置を講じていく必要があると考えます。

なお、検証にあたっては、競争事業者の意見を反映する公の場を設けるとともに、競争評価、市場監視、ルール策定機能を持った公正競争確保のための委員会等、常設機関を設置することを、改めて要望致します。

(エネルギー・コミュニケーションズ)

「(イ) 活用業務制度は、N T T再編成の趣旨をないがしろにするものであることから、廃止すべきとの指摘(意見55)について」に係る検証結果(案)

■ 現在のN T T東西殿の主力サービスのほとんどが活用業務を用いて提供されており、活用業務自体がN T T東西殿の圧倒的なシェア維持に貢献し、固定通信市場におけるN T Tグループの市場支配力の拡大要因となっています。特に、届出制への移行後は、全国サービスであるN T T東日本殿の「オフィスまるごとサポート」をはじめ、N T T東西殿によるなし崩し的な業務範囲の拡大が進行していることから、個々の活用業務に係る手続きについて、より一層の透明性・客観性の確保が求められます。

その中で、今回の検証結果では、「N T T再編成の趣旨をないがしろにするものではない」とされていますが、これまで活用業務を用いて提供されたサービスが市場に与える影響について、

意見及びその考え方55において示したとおり、日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則(昭和60年郵政省令第23号)第2条の3の規定により、活用業務の届出を受理した場合は、速やかに、当該届出書に記載された事項を公表するとともに、活用業務の開始の日までに、届出のあった活用業務の内容について「N T T東西の活用業務に関する『地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内』についての考え方【N T T東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン】」(平成23年11月策定。以下「活用業務ガイドライン」という。)に沿って確認し、当該確認の内容についても公表している。

これらに基づき、競争事業者等は、N T T法第2条第5項に規定にする範囲内で営まれることとなるか否かの指摘や具体的事例の提示を行うことが可能であり、また、総務省においては、毎年度、活用業務に係る実施状況等の報告を受けるとともに当該報告の内容について、N T T東西のホームページ上において公開させていることから、外部検証性は確保されている。

■ 活用業務はN T T再編成の趣旨をないがしろにするものであるとの御意見については、運用に関する意見及びその考え方55で示したとおり、N T T再編成の趣旨は、独占的な地域通信部門と競争的な長距離通信部門を独立の会社とし、独占的な地域通信部門の市場支配力の濫用を防止し、もって公正競争の一層の促進を図るものである。一方、活用業務は、N T T法第2条第5項の規定により、地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内に限り営むことができるとされており、総務省において、個々の活用業務に係る届出ごとに当該業務が上述の範囲内で営まれることについて確認していることから、御指摘のようなN T T再編成の趣旨をないがしろにするものではない。

分析・検証がなされた形跡はありません。

よって、総務省殿における個々の活用業務に対する検証は、サービス開始時やNTT東西殿からの毎年度の報告時に留まらず、サービス開始以降継続的に実施いただくことが重要であるのと同時に、当該検証結果については、審議会や競争政策委員会等の公の場で議論いただくことを要望いたします。

活用業務について現行の届出制を進めていくにあたっては、認可制時代を含めた過去の個々の活用業務について、各種措置が適切に講じられているか等を継続的に検証し、その状況によってはさらなる措置の実施を指導することが必要です。

(ケイ・オプティコム)

(イ) 活用業務制度は、NTT再編成の趣旨をないがしろにするものであることから、廃止すべきとの指摘(意見55)について

■ NTT-NGN上におけるひかり電話は、競争事業者が、NTT東西設備利用部門と同等の条件でサービス提供ができません。これは、活用業務の認可時点で、競争事業者は物理アンバンドルされた光ファイバ等を活用することで、ひかり電話同等サービス等を提供するという想定に基づいていたものの、結果として、現在は第一種指定電機通信設備であるNTT-NGN自体を活用することで、サービス提供を行うことが主流となっていることに起因します。

当該事例を含め、現在活用業務として届出がなされているものの多くがNTT-NGNを活用したサービスであることから、NTT-NGN上で競争事業者が同じサービスが同等の条件で提供が出来るかどうかについても活用業務を提供する際の判断基準に追加すべきです。

また、NTT東西殿の活用業務申請時において、総務省殿が「上述の範囲内で営まれることについて確認」が出来ていたとしても、めまぐるしく競争環境が変化するICT分野においては、本制度の運用に関する意見募集及び再意見募集にて、各事業者からも意見があったとおり、過去にNTT東西殿が申請した複数の活用業務についても公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないか改めて検証を行う必要があると考えます。

なお、活用業務の検証により公正競争上の問題が確認できた場合は、ボトルネック設備の開放に係る問題及び独占事業体であるNTTグループに係る問題を抜本的に解決することが必要です。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

■ 活用業務制度は、NTT東・西の本来業務を地域通信市場に限定したNTT再編の趣旨を蔑ろにするものであり、本来であれば、ドミナント事業者であるNTTグループによる「グループドミナンスの行使」、「ボトルネック設備の保有」に係る諸問題を解決することが先決であるにもかかわらず、そのような問題を解決しないままNTT東・西の業務範囲拡大が認められたところに根本的問題が存在しています。さらに認可制から届出制へと規制緩和されたことによって、競争事業者はパブリックコメントを通して公式に意見を主張する場がなくなり、競争上問題がある

サービスであっても、活用業務として届け出てサービスを開始することを繰り返すことで既成事実化される懸念が未だに払しょくされません。

検証結果案において、「個々の活用業務に係る届出ごとに当該業務が上述の範囲内で営まれることについて確認していることから、NTT再編成の趣旨をないがしろにするものではない。」と示されていますが、総務省においては、NTT東・西の地域通信分野におけるボトルネック独占の弊害が拡大することを防止し、公正な競争を確保する観点から、NTT東・西の活用業務に係るガイドラインに定められているNTT東・西が活用業務を電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずべき措置を踏まえ、同等性の確保やグループドミナンス排除の実効性を図るために引き続き個々のサービス単位に厳格に調査・検証を行う等、慎重な運用をすべきと考えます。なお、NTTグループとして既に参入している移動体事業やISP事業等に支配的事業者であるNTT東・西が参入することは、NTTグループ全体のシェアを更に高め、公正競争を阻害することが明白であることから当然禁止すべきです。

(KDDI)

(イ) 活用業務制度は、NTT再編成の趣旨をないがしろにするものであることから、廃止すべきとの指摘(意見55)について

■ 以下の理由から、活用業務制度の廃止もしくは制度の厳格化が必要であると考えます。

- ①活用業務により、NTT東西殿が様々な県間サービスを提供することで業務範囲を拡大し、NTT再編成以前の独占回帰となりかねない状況にあります。
- ②「個々の活用業務に係る届出ごとに当該業務が上述の範囲内で営まれることについて確認」はされているものの、当該業務全体に対する検証は行われていません。
  - ・個々の届出サービスについては、「電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲」である場合でも、NTT再編成の趣旨を鑑み、活用業務開始以降すべてのサービスをトータルで考えた上で、今一度、ガイドラインも含めた当該業務の正当性を判断する必要があると考えます。
- ③「外部検証」についても、②同様の理由により、「個々のサービスに関する」ものではなく、「トータルサービス」に注視した「外部検証」の実施および内容の開示が必要であると考えます。

(九州通信ネットワーク)

(イ) 活用業務制度は、NTT再編成の趣旨をないがしろにするものであることから、廃止すべきとの指摘(意見55)について

■ 検証結果(案)において、個々の活用業務に係る届出ごとに当該業務が上述の範囲内で営まれることについて確認していることから、御指摘のNTT再編成の趣旨をないがしろにするものではない。とありますが、活用業務制度の規制緩和によりNTT東・西殿の事業領域がなし崩し的に拡大し、公平な競争環境を確保することが困難となることから、同制度を廃止すべきと考えま

<p>す。また、届出制への規制見直しを与えた通信市場への影響について、総務省殿において分析・検証するとともにその結果を公表していただくことを要望いたします。 (北陸通信ネットワーク)</p>	
---	--

**(7) その他**

<p>意見55 「競争政策の見直し」において、NTTグループの業務統合や連携について検証を行う際は、ブランド分離に向けた検討を行うべき。</p>	<p>考え方55</p>
<p>「NTT」等の名称を使用する場合は、サービスの提供主体を誤認させる恐れもあるため、「NTT」等のブランド使用に関するガイドライン等を早急に整備すべきとの指摘について（意見55）</p> <p>■ ブランド力の競争への影響については、諸外国においてもNTT殿と同様の市場支配的事業者の再編問題等に絡めて、必ず議論になる重要な論点です。</p> <p>英国においては、BTのボトルネック設備を保有する設備管理部門と設備利用部門を明確に分離した上で、設備管理部門については、「Openreach」としてブランドを分離することで、アクセス網に対する消費者への信頼がドミナント事業者の他レイヤの活動へ波及することを防止しています。</p> <p>わが国においては、固定通信と移動体通信の連携・融合やNTTグループのグループ連携に伴う上位レイヤへの進出が本格化しつつある中、NTTブランドの相乗的効果が公正競争に与える影響は無視できないものとなっていることから、上述の事例等も踏まえ、「競争政策の見直し」において、NTTグループの業務統合や連携について検証を行う際は、ブランドが消費者に与える影響等について消費者アンケートを実施する等した上で、ブランド分離に向けた検討を行う必要があると考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 運用に関する意見及びその考え方56で示したとおり、一般的に、隣接市場間で同一ブランドが使用されるケースにおける事業者選択は、企業ブランドや料金設定、営業戦略等も反映した複合的な結果と考えられ、電気通信サービス市場においても競争事業者を含め、広く利用されているところであり、現時点で、公正競争確保の観点から直ちに問題となる事象とは必ずしもいえないが、NTTグループ各社におけるNTTブランドの使用も含め、今後、ブランド力に関して公正競争の観点から問題が生じていないかどうか、必要に応じ、競争事業者の状況も含め、注視していくこととする。</p>
<p>意見56 「フレッツ・テレビ」について、NTT東西が本サービスを提供しているかのように誤認させる広告宣伝が見られるため、消費者が誤認していないかアンケート等の手段により実態の調査・検証し、必要な措置を講ずるべき。</p>	<p>考え方56</p>
<p>「フレッツ・テレビ」は、オプティキャストがサービス提供主体であるにもかかわらず、NTT東西が本サービスを提供しているかのように誤認させる広告宣伝が見られるため、「フレッツ・テレビ」の提供主体を明確に認識できるよう厳格な調査、検証を行うべきとの指摘について（意見57）</p> <p>■ 弊社共が本制度の意見募集において意見したとおり、広告物にオプティキャスト殿の名称を明記したとしても、その表記に比して大きい「NTT」のロゴマークや「NTT東日本」等の表示がある場合、ユーザからはNTT東西殿がオプティキャスト殿の提供役務を含めて提供しているように見えるのが自然であると考えます。</p> <p>NTT東西殿が主張されるとおり、誤認がないように明記したとしても、それだけで誤認の</p>	<p>■ 運用に関する意見及びその考え方57で示したとおり、「フレッツ・テレビ」サービスについては、現行のNTT法においてはNTT東西が放送事業を営むことは認められておらず、活用業務ガイドラインにおいても活用業務に放送業は含まないとしていることを踏まえ、NTT法に基づく業務範囲規制を厳格に運用する観点から、平成21年2月、NTT東日本に対して、利用者が「フレッツ・テレビ」サービスをNTT東日本による放送サービスと誤解することなく、放送</p>

<p>問題が解決するものではなく、消費者がどのように認識しているかが争点であるため、「競争政策の見直し」においては、アンケート等の手段により実態の調査・検証を行うことも検討すべきです。また、結果として誤認が解消しない場合は、NTT東西殿等に誤認を生じさせない周知や表記への修正等の措置を講じて頂きたいと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>サービスの提供主体が他社であることについて、明確に理解できるようにするため、放送サービス提供主体が他社であることを広告に明記すること等について周知・徹底することを要請したところである。当該要請以降、NTT東西によれば、両社が電気通信サービスを提供し、他社が放送サービスを提供することについて、誤解が生じないように広告物に明記しているとしており、総務省においても、それを確認していること等から、直ちに更なる対応を取ることが必要とはいえないが、今後、必要があると認められる場合には、更に検証を行うこととする。</p>
<p>意見57 ベストエフォート回線を用いたOAB～J番号のIP電話サービスについて、審議会等の場で議論すべき。</p>	<p>考え方57</p>
<p>「ソフトバンク殿の提案に基づくベストエフォート回線を用いたOAB～J番号のIP電話サービスについて公の場で議論をすべき。(意見61)」に対する考え方</p> <p>■ ソフトバンク殿の提案に基づくベストエフォート回線を用いたOAB～J番号のIP電話サービスについては、総務省殿の「考え方61」において、「従来のOAB～J番号とは異なるものであることの利用者への周知の徹底を条件としたものであることから、競争条件を抜本的に変更するものではない」とされていますが、これまで、さまざまな技術を用いて一定の通信品質を維持するため、相応の設備投資を重ねてきた既存事業者が圧倒的に不利な競争条件を強いられるばかりか、利用者に対して、当該既存事業者による最適なサービスの提供が阻害されることは、固定通信市場の健全な発展が損なわれるものと考えます。</p> <p>よって、本サービスが利用者の利益を著しく損なうことがないか、不公正な競争環境の形成に繋がることがないかという視点にたって、審議会や競争政策委員会等の公の場で議論を尽くしていただくことを強く要望いたします。 (ケイ・オプティコム)</p>	<p>■ 運用に関する意見及びその考え方61で示したとおり、ソフトバンクの提案に基づくベストエフォートOAB～JIP電話サービスの実現方式については、情報通信審議会における審議の過程においては、明示的に安定品質以外の品質基準に適合しないとのデータは得られなかった。このため、平成24年9月27日付情報通信審議会答申において示されたとおり、当該方式は、その測定データに基づき判断する限り、現時点では安定品質以外の品質基準を概ね満足していると考えられる。</p> <p>また、当該方式については、優先制御機能がアンバンドルされていない中で、講じうる限りの措置を実施し、ふくそう時にも通信品質を確保するとしている。このため、その背景等に鑑みて、安定品質に関して実施条件を付す等した上で、個別に承認されたものである。当該方式の承認に際しては、今後のNGNにおける音声の優先制御機能等のアンバンドルの検討状況も踏まえるため暫定的なものとし、従来のOAB～J番号とは異なるものであることの利用者への周知の徹底を条件としたものであることから、競争条件を抜本的に変更するものではないと考えられる。</p> <p>また、負担の相違については、当該方式が、ベストエフォート・ネットワークを利用するために生ずるも</p>



	<p>のであり、以上を踏まえれば、直ちに競争上の問題となるものではないと考えられる。</p> <p>なお、OAB～JIP電話の品質要件の在り方については、平成25年12月より「OAB-JIP電話の品質要件の在り方に関する研究会」を開催し、検討を開始したところである。</p>
<p>意見58 NTT西日本の下請け業者は、電柱工事を実施する際に、周辺住民への配慮を欠いている。</p>	<p>考え方58</p>
<p>■ NTTによる独占企業の弊害の改善を求めます。</p> <p>街路には毎日どこかで通信回線の工事車両が止まって工事をしています。しかし彼らは良識がない。下請孫請けがしている事例が多く、どんな会社が何時までやるのか表示もしていない。普通の工事は道路でも上下水道でもガス工事でも警察が道路使用については許可する。</p> <p>また電柱使用の付近の民家には事前に工事予定日時と責任者の連絡先を通報するが彼ら回線業者は其れも無視。彼らは独占の特権として天下御免なのですか？</p> <p>車の中にはNTTと明記した車もあるが他の殆どは無記名の車であり、道路を占拠するばかりか私有地にまで車を出入りさせゴミは放置し、その苦情をNTTにしようとしても話し中で繋がらない。</p> <p>民家の屋根に電柱からゴミを放置しても普通の家では気が付くこともないのです。こうした杜撰な業者が毎日のように電柱工事をしていてその都度私方のインターネットや電話もトラブルが続いていたのでNTTに通知しても責任回避でした。</p> <p>基本料金を払っているのだから不通の場合はペナルティを払うのが世間の常識でしょうがお詫びの一言さえない。</p> <p>契約は文書でしていますが、トラブルの責任については文書によるものは拒否されました。担当は下記の通り-----</p> <p>本日2013/12/18 NTT西日本</p> <p>普通はやっと繋がっても盪回しだけですから此処までの回答さえ得られません。此れを放置しているのは総務省の怠慢だと思います。</p> <p>怠慢でないと言うなら天下り先の保護でしょうか？</p> <p>ともあれ支給改善策を採って欲しいものです。取りあえず本日は以上。</p> <p>(個人)</p>	<p>■ 電柱工事に係る道路占拠に関しては、事業法及びNTT法において規定しているものではなく、NTT西日本における電気通信設備の工事の委託、請負契約の問題であると考えられる。</p> <p>一般論から言えば、当該工事に係る委託、請負業者の選定に当たって、NTT西日本において委託、請負契約による業務を適正に遂行する業者か否かという観点から判断するものであることは言うまでもないことであり、当該工事に関して生ずる諸問題については、NTT西日本及び当該工事に係る委託、請負業者が責任をもって対応を行うべき問題であると認識している。</p>